

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
280803001	28年8月9日	28年9月5日	28年9月30日	インターネットで買える薬の範囲拡大	私は若い頃から持病があって病院に通院しているのですが、何年前に薬事法が改正されて、薬がネットなどでも買えるようになりました。それはわたしらのような病院に行くのも大変な人間(足が不自由)にとっては、とてもありがたいことで、今でも利用させてもらっています。そういう規制改革をされたことは、とても素晴らしいことだと思います。でも、何分買える薬の種類が少ないです。個人輸入という形でも薬は買えるのですが、これも薬事法の制約があって、病院でもらえる薬をネットで買つのはかなりの制約があります。睡眠薬に 대해서。向精神薬という規制があって、私が病院でもらっている睡眠薬は買えません。患者というのは、多分国の方が思っている以上に薬についての知識があると思います。もっと買える範囲を広げて頂きたいというのが私の意見です。そして、それは必ず私らのような病人に役立つものでしょうし、国のためにとってもいいことだと思います。一読して、考えて頂けたらうれしく思います	個人	厚生労働省	向精神薬などの医療用医薬品は、人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがあるため、医師が処方箋を発行し、薬剤師が対面で服薬指導を行う必要があり、インターネットで販売することはできません。	医薬品医療機器法第36条の3、第36条の4、第49条	対応不可	医療用医薬品は安全性、有効性の観点から、医師が処方箋を発行し、薬剤師が対面で服薬指導を行う必要があります。このため、インターネットで販売できるようにすることは困難です。なお、安全性等一定の要件を満たした医療用医薬品は、表示等を一般消費者向けに変更した上で、スイッチOTCとして処方箋がなくても購入できるようになっています。	
280825002	28年8月25日	28年9月5日	28年9月30日	学士号保持者に保育士資格を与える	保育士が足りない現在、学士号保持者は自動的に保育士の資格を与えることによって、ほぼこの問題を解決できると思います。直ちにできない場合、簡易な試験か簡易な講義を経て、与えるも。##### 更に高校教員免許は小、中学校の教員免許を自動的に適用する。同じく中学校教員免許は小学校の教員免許を自動的に適用する。	個人	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 教員は、原則として、学校の種類及び中学校や高等学校においては教科毎の教員免許状を有していなければなりません。(相当免許状主義) ただし、いくつかの例外規定もあり、中学校及び高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校においてそれぞれの該当する免許状に係る教科に相当する教科に加え、総合的な学習の時間、道徳、特別活動等も教授できます。 また、書道等の一部の教科の高等学校の教諭の免許状を有する者は、中学校において、それぞれの免許状に係る教科に相当する教科に加え、総合的な学習の時間を教授できます。 これに加えて、他の学校種の免許状を取得する方法として、一定の勤務経験を有する者については、免許状の取得に必要な単位数を軽減する措置を設けています。  【厚生労働省】 保育士資格取得方法として、①指定保育養成施設の卒業、又は②保育士試験の合格の二つ方法があります。	【文部科学省】 教育職員免許法第三条、第六条別表第八、第十六条の五、 教育職員免許法施行規則第六十六条の三  【厚生労働省】 児童福祉法第18条の6第1項、第2項 国家戦略特別区域法第12条の4	【文部科学省】 現行制度下で対応可能  (後段)現行制度下で対応可能	【文部科学省】 中学校及び高等学校においては、教科毎に教員免許状が定められており、当該教員免許状を有する者は、小学校においてもそれぞれの該当する免許状に係る教科に相当する教科を教授することができます(教育職員免許法第十六条の五)。また、義務教育学校の創設に際し、教授可能な範囲として、道徳及び特別活動を加えたことに伴い、事実上小学校の担任を受け持つことも可能となりました(教育職員免許法施行規則第六十六条の三)。 また、中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者で、当該学校において教諭等として3年の勤務経験を有する場合には、隣接校種の免許状の取得に必要な単位数を大幅に軽減し、両免許状の保有を促進しています(教育職員免許法第六条別表第八)。  【厚生労働省】 保育士は児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事しています。保育士資格の取得には、①指定保育士養成施設の卒業又は②保育士試験の合格のいずれかが必要であり、どちらも保育についての専門的知識及び技術の習得を求めているため、ご提案の内容で専門性の確保が困難です。 なお、保育人材の確保のため、保育士試験については年2回実施を推進しています。また、保育士試験の合格には筆記試験及び実技試験双方の合格が必要であるところ、実技試験が不合格であった場合であっても、筆記試験で合格した科目については次回以降の保育士試験に引き継ぐことが可能となっています。	
280916001	28年9月16日	28年10月5日	28年10月31日	自己細胞組織由来再生医療等製品の臨床試験実施における安全性情報の収集について	再生医療等製品の開発の際、自己由来の細胞・組織を加工した製品を使用した臨床試験において、安全性情報の収集が、当該製品の投与以降だけでなく、組織採取された時点から必要とされている。さらに、投与に至らなかった患者においては、治療から脱落したものと判断された時点までの安全性情報を収集することが必要とされている。 しかし、組織採取の手法としては、侵襲性の高い手術等によるものだけでなく、日常の治療・診療の過程で実施されており、安全性上の問題とされない末梢血の採取などもある。末梢血の採取等は、採血後に与える影響が大きいとは考えられない(少量の場合、採血後0.5〜1時間で、成分採血でも1日程度で回復する)。 そういう中で、再生医療等製品に分類される治験製品の臨床試験において、組織採取された時点から治験製品投与までの期間(がん患者等ではこの期間が1か月から数か月に及ぶ)の安全性情報を収集することはどれほどの科学的意義があるのか甚だ疑問である。例えば、がんにおいては、治験製品投与までの間に各種治療(化学療法、放射線療法等)を行って疾患をコントロールすることが多いため、そのような治験製品と関係のない治療による情報まで収集することを求められていることになる。このような有害事象は、治験のための組織採取との因果関係が否定されるケースが大部分となる。このようなため、当局や医療機関への報告が必要な場合、治験実施医療機関及び治験依頼者は安全性情報の評価に多くの労力を割かなければならない。  もちろん、侵襲性の高い組織採取を行う場合には、その度合いに応じて期間の長短はあろうが、安全性情報の収集が必要な場合があるかも知れない。本提案の趣旨は、組織採取から治験製品投与までの間の安全性情報収集を一律に不要とすることでではなく、組織採取の侵襲性に応じて安全性情報の収集期間を設定することであることを念のため記す。	タカラバイオ株式会社	厚生労働省	再生医療等製品の臨床試験の実施に関する省令(平成二十六年七月三十日厚生労働省令第八十九号)第2条第20項第7条  「再生医療等製品の臨床試験の観察は、治験製品使用時における被験者の適格性・健康状態を判断する上で重要な情報であり、治験製品使用時における被験者の適格性・健康状態を判断する上で重要な情報である。そのため、再生医療等製品の有効性・安全性評価に関する情報の一部に用いることを目的として、治験実施計画書に従ってこれら情報を適切に収集することが必要とされています。」	再生医療等製品の臨床試験の実施に関する省令(平成二十六年七月三十日厚生労働省令第八十九号)第2条第20項第7条  「再生医療等製品の臨床試験の観察は、治験製品使用時における被験者の適格性・健康状態を判断する上で重要な情報であり、治験製品使用時における被験者の適格性・健康状態を判断する上で重要な情報である。そのため、再生医療等製品の有効性・安全性評価に関する情報の一部に用いることを目的として、治験実施計画書に従ってこれら情報を適切に収集することが必要とされています。」	現行制度下で対応可能	再生医療等製品の治験における「有害事象」は、治験製品の使用後だけでなく、治験製品を製造するために行われる組織採取によって生じた疾病や障害などが含まれます。そのため、組織採取の侵襲性や被験者の病状等に応じて、適切な有害事象の収集を行うことで差し支えありません。  一方で、治験製品使用前に被験者に対して実施される各種併用療法の安全性にかかわる観察結果は、治験製品使用時における被験者の適格性・健康状態を判断する上で重要な情報であり、治験実施計画書に従ってこれら情報を適切に収集することが必要とされています。 また、製品使用前のどれだけの期間に、どんな情報を収集する必要があるかについては、治験製品や治療全体の特性・特性に応じて、治験計画書の立案の段階から予め検討するとともに、予想される安全性情報の取り扱いについて事前に定めるといった対応が必要になります。  計画中の治験について、治験計画書の立案の段階からこれら取り扱いを検討する場合には、対面助言制度等として医薬品医療機器総合機構に個別にご相談ください。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱ったこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
281011002	28年10月11日	28年10月20日	28年11月30日	労働安全衛生法第45条第2項特定自主検査を行う者に実施させなければならない検査期間の改正を提案する。	労働安全衛生法第45条第2項使用機器を特定自主検査を行う者(検査業者)に実施させる頻度を、フォークリフトは月例自主検査のうち年に1度、ロープ式昇降機(エレベーター)は毎月実施することと規定されているが、乗降・業態により、機器の稼働頻度に大きな差がある。稼働時間(アワーメーター積算)年間1000〜2000時間の機器がある一方、100時間前後の少ない機器がある。 故に機器の稼働頻度(アワーメーター積算)500時間程度経過毎時に検査業者による特定検査を実施するよう改正すべきである。 【具体的な支障事例】 検査業者による特定検査を期間(毎月又は毎年)で実施することと規定すると稼働の非常に少ない機器に対し、無駄な検査と費用を計上することになる。 また、稼働頻度の多い機器(アワーメーター積算500時間以上)は特定検査を従来より多く実施することにより、安全の確保が強化されると考える。	民間企業	厚生労働省	労働安全衛生法第45条第2項、労働安全衛生法施行令第15条第2項、労働安全衛生規則第151条の21第1項、第151条の24第1項・第2項	対応不可	フォークリフトについては、通常、重量物の昇降を伴う積み卸し、旋回等の荷役作業が頻繁に繰り返行われており、制動装置及び走行装置等を含めて過酷な環境下での使用が前提であることから、事業場では機体ごとに検査状況等の厳格な管理が必要であるため、一律に、年1回の特定自主検査を義務付けているところであり、稼働時間数(アワーメーター)による把握等の使用環境によることなく、当該検査及び検査結果に基づく修理等の適正な実施により危険箇所を早期に改善し、使用時における安全性を確保しています。 また、フォークリフトの特定自主検査は、原則として事業者による自主検査(自己確認)であり、事業場内に資格者がいない場合にのみ検査業者に検査依頼するものであるため、自社においてこれを行えばコストは過大にはならないものと考えます。 以上のよう、フォークリフトの特定自主検査制度は、安全性の確保やユーザーの検査コストに十分配慮した制度となっています。 一方で、現在、稼働時間を指標とするフォークリフトの特定自主検査の要否等の判断に係る技術的ルール等は設定されておらず、また、現行法令では、フォークリフトを使用するすべての事業者に対して、フォークリフトの機体ごとの特定自主検査の検査年月日の記録・保存を義務付けているものの、稼働時間を把握することを義務付けておらず、仮に、稼働時間を特定自主検査の要否等の判断に活用するのであれば、新たに、フォークリフトの機体ごとの稼働時間の記録・保存を義務付ける等所要の規制の強化が必要となり、逆に事業者の負担となることが懸念されます。 このため、ご提案については、対応が困難です。 なお、エレベーターについては、労働安全衛生法第45条第2項に基づく特定自主検査の対象機械ではないため、厚生労働省による対応は困難です。			
281020001	28年10月20日	28年11月7日	28年11月30日	遺伝子組換え微生物を使った素材の医薬部外品原料規格の対象化	現在、医薬部外品原料規格の通則(根拠:厚生労働省局長通達)では、以下の規定がある。「4. 各条に規定する場合を除き、遺伝子工学的手段(遺伝子組換え・組織培養等)を用いて製造した原料は、本規格には含まないものとする。」この規定があるために、遺伝子を組換えた微生物を使って、作った原料素材については、仮に、その原料素材が、不純物などの個別の規格の条件を満たしていたとしても、作り方が遺伝子組換え微生物を使ったということだけをもって、原料規格に適合したことにはならず、個別の審査が必要となる。 現在、食品添加物でも、飼料添加物でも、遺伝子組換え技術を使ったもののうち、そのモノ自体が遺伝子組換え作物(例えば、遺伝子組換えトウモロコシ)等を含んでいる場合と、遺伝子を組換えた微生物を単に生産のツールとして使い、モノには含まれない場合は、区別した規制がなされている。後者については、「高度精製品制度」として、個別の安全検査などすることなく、既存品と同等であることを証明することで認められるようになっている。 医薬部外品原料についても、遺伝子組換え作物そのものが製品に含まれている場合と、遺伝子組換え微生物を、単なる生産のツールとして使った場合とは、区別し、後者については、当該製品の不純物などの規格を満たしていれば、医薬部外品原料規格を満たしたものとみなすべき。 具体的には、医薬部外品原料規格の通則4.各条を、例えば、以下のように、改正していただきたい。「4. 各条に規定する場合を除き、遺伝子工学的手段(遺伝子組換え・組織培養等)を用いて製造した原料は、本規格には含まないものとする。但し、遺伝子組換え微生物を利用して製造された原料はその限りではない。」	民間企業	厚生労働省	医薬部外品原料規格は、医薬部外品の原料として配合することが既に認められている成分のうち、日本薬局方、食品添加物公定書及び日本工業規格に記載されている成分規格以外のものについてまとめた規格集で、要望を踏まえて新規記載及び改正等を行っています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	現行制度下で対応可能	医薬部外品原料規格は、承認前例のある各成分の個別規格を記載しており、同じ成分でも複数規格記載しているものもあります。承認審査時において規格への適合が確認されていないものまで一律に記載することは困難ですが、遺伝子工学的手段(遺伝子組換え・組織培養等)を用いて製造した原料であっても、承認時に規格の確認がなされた前例のある成分であれば、現行制度下で各条に規定することで、医薬部外品原料規格が適応可能です。		
281031001	28年10月31日	28年11月7日	28年11月30日	介護報酬の算定加算	通所介護の基本方針には、「通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。」とあることから、利用者の生活機能の維持向上を目的とし、機能訓練指導員について1以上の配置がある事業所については、介護報酬において別途加算をしていただきたい。 【具体的な支障事例等】 利用者の生活機能の維持向上のため、基準以上に機能訓練指導員を配置することにより、適切なサービスの提供が実現するが、一方人件費の増大により事業所の収益性を引き下げる要因となっている。 利用者が事業所に対し生活機能の維持改善を求める場合、現行の基準では実現が難しく、しかしながら収益低下を受け入れることも相当に難しい。	株式会社元氣広場	厚生労働省	通所介護の人員配置基準については、指定基準省令において、通所介護事業を行う事業所ごとに配置すべき従業者を定めており、介護職員等のほか、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、機能訓練指導員を1以上配置することとしています。 通所介護の介護報酬については、機能訓練指導員の人件費を含めた介護サービスに要する平均的な費用の額を動機した上で定めることとされ、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっていますが、サービス利用者の自立支援を促進する観点から、 I 身体機能向上を目的とする機能訓練(常勤専従の機能訓練指導員を配置) II 生活機能向上を目的とした機能訓練(専従の機能訓練指導員を配置)を適切な体制等で実施した場合に、それぞれ個別機能訓練加算(I)(46単位/日)又は個別機能訓練加算(II)(56単位/日)として、介護報酬上評価されます。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第92条、第93条	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表6 通所介護費	現行制度下で対応可能	ご提案の「利用者の生活機能の維持向上を目的とし、機能訓練指導員について1以上の配置がある事業所については、介護報酬において別途加算」することについては、現状の個別機能訓練加算で対応済みと考ます。 なお、介護報酬は、介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を聴いて定めることとされています。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案について(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281101001	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	日雇派遣の原則禁止の見直し	<p>【具体的内容】 適正な雇用管理(例えば、日雇専門の派遣元責任者を選任すること、安全衛生管理体制や教育の徹底を図ることを義務付けるなど)を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月～)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容であることから、早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。 検討にあたって、以下の通り要望する。</p> <p>労働者派遣法では、労働者の雇用の安定を図るため、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する日雇派遣を原則禁止している。例外として、雇用機会の確保が困難であると認められる労働者(高齢者、昼間学生、副業として従事する者、主たる生計者でない者)の雇用の継続等を図る場合等としている。</p> <p>しかしながら、「短期的に働きたい」「短期的に労働力を確保したい」など労使双方にニーズがあることに加えて、家計補助のために働く主婦層や、就職活動中のつぎ収入を得るために日雇派遣を利用していった求職者の多くが、年収制限が足かせとなり就業機会を喪失している。雇用の機会の拡大に向けて、適正な雇用管理を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>労働者派遣法では、 ①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない業務として法令で定める業務について労働者派遣をする場合 ②雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で法令で定める場合を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4第1項</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第28条の3</p>	検討に着手	日雇派遣の原則禁止については、平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	
281101002	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	グループ企業内派遣規制の廃止	<p>【具体的内容】 グループ企業内派遣規制を廃止すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月～)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容であることから、早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。 検討にあたって、以下の通り要望する。</p> <p>労働者派遣法では、労働市場における需給調整機能が果たされるように、グループ企業内の派遣会社が当該グループ企業に派遣できる割合を9割以下に制限している。</p> <p>しかしながら、グループ企業内での派遣について、制限を設けずに積極活用することは、企業・派遣労働者の双方にとって有益である。専門知識を有した人材がグループ内を跨いで活躍することは、グループ全体の競争力強化に有効である。グループ企業内での派遣は、派遣先の経営実態や組織事情を熟知していることが前提にあり、高度な就労マッチングや派遣後の就労状況の詳細な把握も可能である。個々の労働者、とりわけ技術者のスキルアップには、グループ内の様々な企業でのOJT等を通じた能力開発や経験の蓄積が効果的である。グループ企業内であれば、福利厚生施策を利用しやすいなどのメリットも大きい。</p> <p>労働条件の引下げに派遣を悪用する等、悪質なグループ派遣は排除されるべきだが、グループ企業内の派遣会社以外を派遣労働者として採用し、業務の繁閑に応じてグループ内で派遣することは、適切な需給調整機能にほかならない。いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが困難な場合もある。</p> <p>以上に加えて、本規制については、合理性の面で「100分の80」という数字の根拠が薄弱であり、連結決算を採用しているか否か、採用しているとしても、どの会計基準を採用しているかによって関係派遣先の範囲が異なるといった問題も抱えていることから、廃止すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第18条の3</p>	検討に着手	グループ企業内の派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、確実な義務の履行の確保と、施行状況についての情報の蓄積に引き続き取り組んでまいります。 <p>なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。</p> <p>これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。</p>	
281101003	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	離職後1年以内の労働者派遣の禁止の撤廃	<p>【具体的内容】 離職後1年以内の労働者派遣の禁止を撤廃すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月～)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容であることから、早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。 検討にあたって、以下の通り要望する。</p> <p>労働者派遣法は、派遣を悪用した労働条件の引下げを予防するために、離職一年以内(元)の勤務先に派遣することを禁止している。このため、自らの意志で離職した者や過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職1年以内であれば離職した企業で派遣労働者として働くことができない。このような状況は、就業希望者のニーズに反しており、労働者保護にならないばかりか、就業機会そのものを阻害していることから撤廃すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の5、第40条の9</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第33条の10</p>	検討に着手	離職後1年の労働者についての労働者派遣の禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、確実な義務の履行の確保と、施行状況についての情報の蓄積に引き続き取り組んでまいります。 <p>なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。</p> <p>これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281101004	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	労働契約申込みみなし制度の撤廃	<p>【具体的内容】 採用の自由、労働契約の合意原則の観点から問題があるため、労働契約申込みみなし制度を撤廃すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月～)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容であることから、早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。 検討にあたって、以下の通り要望する。</p> <p>一定の違法派遣に該当した場合、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす、「労働契約申込みみなし制度」が2015年10月1日から施行されている。本制度は労働契約の合意原則に反するとともに、憲法で保障された採用の自由を阻害する内容となっている。また、派遣先の違法性の判断について、偽装請負に関しては各労働局、指導官による見解の相違が予測され、予見可能性が低いうえに、同制度が適用とされない「当該事項に該当することを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がなかったとき」については、派遣先がそれを立証することが困難である。 以上から、労働契約の申込みみなし制度は撤廃すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣の役務の提供を受ける者が、 ・派遣労働者を労働者派遣禁止業務に従事させた場合 ・厚生労働大臣の許可を受けない派遣元事業主から労働者派遣を受け入れた場合 ・期間制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合 ・いわゆる偽装請負を行った場合 当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされることとされています。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6	検討に着手	労働契約申込みみなし制度については、平成24年の労働者派遣法改正法により、平成27年10月1日から施行されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っていくこととしました。 平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成28年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	
281101005	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	特定目的行為(いわゆる事前面接)の解禁	<p>【具体的内容】 入職後のミスマッチを防ぐために、派遣契約の締結にあたり、派遣先が派遣労働者を特定することを目的とした面接等を行えるようにすべき</p> <p>【提案理由】 今後の労働者派遣制度の見直しの論点として、本件について、引き続き労働政策審議会労働力需給制度部会で具体的な検討を行い、早期に結論を得るべきである。 については、以下の通り要望する。</p> <p>労働者派遣法では、労働者派遣(紹介予定派遣を除く)の役務の提供を受けようとする者は、派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないこととされている。この理由について、「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月～)によると、「当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の意に沿わない派遣労働者が、派遣元事業主にも雇用されないこととなるなど、結果的に労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が派遣労働者の採用に介入することになり、派遣労働者の雇用機会を狭めるおそれがある」こと等としている。</p> <p>しかしながら、事前の面接等は、派遣社員の受入れ後のミスマッチの予防につながり、企業・派遣労働者双方にとって有益である。運用上では、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付等を行うことは実施可能となっており、派遣先が派遣労働者の適性を事前に直接確認したいという意向も妥当なものと考える。以上から、特定を目的としたいわゆる事前面接を解禁すべきである。 少なくとも、無期雇用派遣については、派遣元事業主と派遣労働者との雇用に影響を及ぼし得ないことから、特定目的行為の解禁の対象とすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣制度では、労働者派遣(紹介予定派遣の場合を除く)の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣法に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合、当該労働者派遣契約に基づき労働者派遣に係る労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の意に沿わない派遣労働者が派遣元事業主にも雇用されないこととなるなど、結果的に労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が派遣労働者の採用に介入することとなり、派遣労働者の雇用機会を狭めるおそれがあることとされています。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第6項	対応不可	労働者派遣制度では、労働者派遣(紹介予定派遣の場合を除く)の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づき労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為を行うことにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の意に沿わない派遣労働者が派遣元事業主にも雇用されないこととなるなど、結果的に労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が派遣労働者の採用に介入することとなり、派遣労働者の雇用機会を狭めるおそれがあることとされています。 ①職業安定法で禁止されている、労働者供給事業に該当するおそれがあること ②派遣労働者の雇用機会を狭めるおそれがあること ③労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないこととされており、雇用期間の有無にかかわらず、ご要望への対応はできません。 なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付等を行うことは、派遣先によって派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能です。 また、業務に必要な技術や技能に係る経験年数などを記載するいわゆるスキルシートの送付等については、個々の派遣労働者の特定につながるものでない限り、派遣労働者を特定することを目的とする行為に該当しないため、これらの措置により、ご指摘のミスマッチを防ぐことは可能と考えています。	
281101011	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	イベント民泊における「1施設年1回」規制の緩和	<p>【具体的内容】 同一施設において、1年の間に1回を超えて、複数回のイベント民泊を実施できるようにする。</p> <p>【提案理由】 イベント開催時に自宅を旅行者に提供する行為(イベント民泊)について、「イベント民泊ガイドライン」は、「1施設については、年に1回、宿泊者の入れ替わりがない態様によつては自治体を受け入れることができます」として、同一施設において1年の間に複数回イベント民泊を実施することを禁止している。 イベント時は多くの場合、既存施設の受入だけでは対応が困難である。また、宿泊施設が逼迫するようイベントを年に1回に制限できるものではなく、同一地域内で一年の間に複数回開催されるケースがある。かかる現状の下で、イベント民泊が1施設、年に1回と制約されていることは、イベント時の宿泊施設不足を解決できない。 規制が緩和されれば、イベント時の一時的な宿泊施設の不足という課題の解決が望め、訪客数の増加による経済効果が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省	○「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、「業」に当たり、旅館業法に基づき許可が必要です。 ○年1回(2～3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないという考え方を平成27年7月1日の事務連絡でお示しました。この場合は、旅館業法上の許可を要しません。	旅館業法	対応不可	○「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、反復継続して不特定多数の宿泊者が宿泊することによる感染症等のリスクが発生するなど、公衆衛生上の観点から旅館業法に基づき許可制としていますので、反復継続して実施される場合については、営業許可を取得していただきたいと考えています。 ○なお、従前は、客室延床面積が93㎡以上なければ簡易宿所の許可を受けられなかったことですが、本年4月、旅館業法上の簡易宿所営業の営業許可基準の緩和を行い、宿泊者数が10人未満の場合は、客室面積が、1人当たり3.3㎡に宿泊者数を乗じて得た面積以上あれば許可を受けられることとしています。	○

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する提案について(本会議)で検討している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101012	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	民泊サービスにおける電子データでの許可申請・宿泊者名簿の保存	<p>【具体的内容】 民泊サービス開始時の届出・登録および宿泊者名簿の作成・保存について、電子データによる手続き・保存を可能にすべきである。</p> <p>【提案理由】 民泊に関する制度整備について、本年6月20日の「民泊サービスのあり方に関する検討会 最終報告書」では、住宅提供者、管理者および仲介事業者は民泊サービスを実施するに当たり、所管行政庁への届出を行うこと、住宅提供者および管理者は利用者名簿の作成・備付けを遵守すること、が提示されている。</p> <p>旅館業法では、宿泊サービス提供の許可を受ける場合に、営業施設所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区の場合は、市長又は区長)に申請書を提出し、営業許可を取得するにあたって、申請は書面または電子データでの作成が可能である。また、宿泊者名簿は、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」第4条第1項に基づき、電磁的記録による保存が可能となっている。</p> <p>民泊においても、旅館業と同様に、電子データによる許可申請および名簿の保存を認めることで、民泊サービス提供者・管理者ならびに行政の業務効率化につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省	旅館業法	検討に着手	<p>○ 旅館業法に基づく許可申請については、電子申請で行うことを妨げていません。</p> <p>○ また同法に基づき営業者は宿泊者名簿を備えることとされていますが、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令に基づき、電磁的記録によりその作成・保存が可能であることとされています。</p> <p>○ 利用者名簿を電子データで保存することも含め、具体的内容については現在検討のため、関係省庁と調整しつつ、法整備を進めてまいります。</p>	◎	
281101015	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	防振構造電動機の保守に関する規制緩和	<p>【具体的内容】 ①防振構造電動機の巻き線の巻き替えは、『改造』ではなく『修理』とすること。 ②防振構造電動機の部品交換については、『出荷時と同一のもの』と交換ではなく、構造が異なっても、防振検定品に組み込まれている部品を用いる場合に限り『改造』とし、部品交換可能とすること。</p> <p>【提案理由】 (a) 規制の現状 防振構造電動機の保守に関しては、工場電気設備防振指針や産業安全技術協会の見解等を根拠に実施しており、工場電気設備防振指針の2006年版改訂により「防振性能を保持している部品の交換は改造とされ製造者に委ねなければならない」と明記された。 また、防振構造電動機の巻き線の巻き替えに関しては、産業安全技術協会の見解により現状認められていない。 防振構造電動機の部品の交換に關しても、同上の見解により、「出荷時と同一のもの」と交換でなければ認められず、「性能が同等であっても構造が異なるものには交換できない」となっている。</p> <p>(b) 要望理由 改造の場合、新たに防振検定が必要となることは理解するが、防振検定の合格証の有効期限3年を超えた後に改造を行う場合には、旧品の改造に伴う再受検は製造者であっても認められていないため、電動機一式更新をせざるを得ない。 巻き線の巻き替えは、各メンテナンス会社で多数の実績がある保守方法であり、巻き替えにより防振性能が落ちることは通常考えられず、防振構造電動機の巻き替えによる保守を認めるべき。 部品の交換に関しては、技術の進歩が日進月歩の時代に「出荷時と同一のもの」と交換でなければ認められない見解では、技術の発展を阻害する要因になりかねない。 電動機を新作する場合、新しい別の部品で防振検定を受けており、安全性も問題ないことから、性能が同等であれば構造が異なっても部品交換を認めるべき。 また、保守部品供給期間を過ぎた場合、出荷時と同一部品の再製作は可能ではあるものの、メーカーが製造を中止してからでは、再製作の時間・コストが膨大になる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 例えば巻き線の巻き替えであれば数百万円で済むところ、電動機一式更新となれば数千万円規模の投資が必要となる電動機もある。 部品の交換についても、部品1個の交換(部品単価数十万円)が来ず、電動機一式更新せざるを得ないといった負担を回避できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条、同法第44条の2労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第13条、第14条の2電気機械器具防振構造規格(昭和44年労働省告示第16号)※「工場電気設備防振指針」は法令に基づいて作成されたものではありません。	対応	<p>ご指摘の防振構造電動機の部品交換に係る見解は、登録型式検定機関である公益社団法人産業安全技術協会が示しているものですが、巻き線の巻き替えを行う場合や防振性能のある部品について出荷時と同一のものでないものと交換した場合は、防振性能を確実に担保できているとは言いがたいため、安全性を確認できないため、「修理」ではなく「改造」として製造者の責任でこれを行うことを推奨するといふものです。 なお、平成28年度第5回規制改革ホットラインにおいて、石油化学工業協会から同様の提案を受け、厚生労働省では、関係者の方へヒアリング等を行いました。この結果、「工場電気設備防振指針」(作成:独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所)が、当該防振機器を安全に使用するために満たすことが望ましい事項について定められたものである等の事実関係についての周知が不十分であることが明らかになりました。 このため、厚生労働省では、上記の事実関係について改めて周知を行うことが必要であると判断をし、平成28年10月11日付けで、前回の提案事項及び措置の具体的内容並びに制度の現状・該当法令に係る事務連絡を发出し、公益社団法人産業安全技術協会のホームページへの掲載等を通じて、周知を図っています。</p>		
281101032	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	外国人技能実習制度における技能実習生の職種・作業多様化への対応	<p>【具体的内容】 製造業の生産現場において多能工が進んでいる現状が反映され、「技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示)」では、「関連する技能等」の取得を技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業は一職種一作業に限定されている。必須作業について二職種二作業(例:金属プレス作業と射出成型作業等)まで、実習範囲に関する制約を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 「運営基本方針」では「関連する技能等」を取得することを技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業が一職種一作業に限定されており、製造現場で必要とされる本来的な多能工の育成が出来ない。 必須作業について二職種二作業まで実習範囲を拡大することでより生産現場のニーズに即応した多能工技能の取得が可能となる。また、技能実習生が帰国した後も技能実習で修得した幅広い技能スキルを活かしてより広範な就業機会を享受する可能性が高まると期待し得る。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法、技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示)	検討に着手	<p>今般の技能実習制度の見直しにおいて、同一の実習実施者の下での実習を前提に、作業上の関連性や同時に実習を行う必要性・合理性が認められる場合には、複数の職種・作業にわたる実習を認めることとしており、今後、詳細を検討してまいります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101033	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	外国人技能実習制度における同一実習実施機関内における複数勤務事業所の事前登録	<p>【具体的内容】 現在、実習実施機関は技能実習1号申請時に実習生受入事業所を1か所特定し登録しているが、申請時に実習生受入事業所を予め複数事業所登録しておけば、いずれの勤務事業所での技能実習が可能であるように制度の運用を変えるべきである。勤務事業所の変更登録は可能であると理解しているが、事前に複数勤務事業所を登録することによって技能実習計画が途切れることなく履行することが可能となる。</p> <p>【提案理由】 実習対象事業は顧客からの受注変更が激しい。当該事業者では複数の事業所を保有しており、顧客からの受注変更によっては、各々の事業所間での稼働負荷状況が大きく変動し跛行状態となる。この結果、実習生受入勤務事業所の稼働率が急激に低下することによって、技能実習計画の履行が途絶する場合は頻発している。事前に複数勤務事業所を登録することができれば、実習生受入勤務事業所の稼働率が低下した場合でも、技能実習生を稼働が維持されている他の事業所に迅速に再配置し技能実習計画履行の途絶を防ぐことを期待し得る。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	実習実施機関については、技能実習の在留資格認定証明書交付申請に必要な書類については、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三	事実認識	技能実習生と雇用契約を結んでいる実習実施機関内であれば、複数の実習場所で技能実習を行うことは可能です。ただし、計画的な実習を行う観点から、技能実習計画において複数の実施場所における技能実習内容・時期等を明確に位置づけていただくことが必要であり、当初の計画に変更が生じた場合は、その都度監視団体(企業単独型の場合は実習実施機関)の所在地を管轄する地方入国管理局へその旨を報告してください。	
281101034	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	外国人技能実習制度における技能実習生受入れ特例人数枠の拡大	<p>【具体的内容】 技能実習実施機関の常勤職員数の5%、並びに常勤職員数50人以下の場合には3人/年となっている現在の技能実習生受入れ人数枠の上限を、きめ細かに拡大すべきである。特に常勤職員50人以下の場合には、例えば常勤職員が5人の場合でも、50人の場合でも受入れ人数枠は同じ3人/年となっている。</p> <p>【提案理由】 現在の技能実習生受入れ人数枠の上限では、小規模常勤職員数の実習実施機関において融通性に欠ける。例えば常勤職員31-40人の場合には4人、同41-50人の場合には5人などというように、受入れ人数枠が拡大されれば、常勤職員数が少ない小規模技能実習受入機関でも受入れ人数を柔軟に設定できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	実習実施機関に受け入れられる技能実習生の人数については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	検討に着手	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されたところ、当該法律の施行に向けて、優良な監視団体及び実習実施機関における受入れ人数枠の拡大や、常勤職員数に応じた受入れ人数枠の均整化を検討しています。	
281101035	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	外国人技能実習制度(企業単独型)の申請手続きの簡便化	<p>【具体的内容】 「技能実習1号-I(企業単独型)の在留資格認定証明書交付申請に必要な提出書類について、受入企業の規模や技能実習生受入の実績に応じて、書類の削減・簡略化をするべきである。例えば、「技能実習1号-I(企業単独型)は、在留資格「企業内転勤」の申請で、本邦受入企業等を4つのカテゴリに区分し異なる取り扱いを行っている例も踏まえ、特に上場企業等が技能実習生を受け入れる場合には、提出書類の削減・簡略化をするべきである。具体的には、下記の書類について、提出不要とする取り扱いをお願いしたい。 ・ 招聘理由書 ・ 技能実習生派遣状 ・ 送出し機関と技能実習生との間で締結された契約書の写し(出向命令書) ・ 技能実習指導員履歴書</p> <p>また、入国管理局への技能実習の在留資格認定証明書の申請から発給まで1ヶ月程度の期間を要しているが、受入企業の規模や受入実績による審査の簡略化等によって、2週間程度に短縮をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 外国人技能実習制度(企業単独型)の在留資格認定証明書申請においては、受け入れの都度、講習計画等の22種類の資料を作成し、提出している。多数の海外事業所から、所在地の異なる国内工場に、毎年複数回の技能実習生受け入れを行う企業では、1枚1枚の書類作成の時間はそれほど長くないと、必要な書類数が多いため、書類準備に多くの時間を費やしている。在留資格認定証明書申請時の提出書類が削減・簡略化されることで、受入企業の事務コストが削減され、技能実習制度の利用が拡大し、海外人材の育成を通じた国際貢献が促進されることが期待される。</p> <p>加えて、在留資格認定証明書申請から発給に至るまでの期間が長く、約1ヶ月の期間を要するため、タイムリーな受け入れが困難となっている。例えば、現状では、やむを得ず受入時期を延期する場合、再申請を行うと発給までに約1ヶ月かかるため、1ヶ月以上先にしか受入時期を延期できない。発給までの期間が2週間に早まれば、延期先の選択肢が広がり、受入機会を拡大できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	在留資格認定証明書交付申請に必要な提出資料は、入管法施行規則第6条の2及び同規則別表第三に定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三	対応不可	申請の際に提出していただく各種資料は、入国しようとする技能実習生が我が国で申請に係る活動を行うことや上陸のための基準に適合していることを証明するためのものであり、現行で求められているものについては引き続き必要と考えます。また、在留資格認定証明書交付申請に対する標準処理期間は1か月ないし3か月であるところ、技能実習生の入国予定時期を勘案して期間に余裕をもって申請願います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281101036	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	保育所入所に係る各市区町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化	<p>【具体的内容】 市区町村等に提出が求められている保育所入所にかかる証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。</p> <p>【提案理由】 平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市区町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしている。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労・疾病・疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。</p> <p>これらの保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行に当たり、従業員の住所地ごとに異なるフォームへ、必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件ずつ行いながら、記入する必要がある。こうした作業は、企業側にとって多大な負担となっている。</p> <p>そこで、フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児と仕事の両立を目指す従業員はさらに増加すると見込まれることから、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、フォームの簡素化・統一化に向けて早急に取り組むべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 厚生労働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市区町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労・疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しています。しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただいています。	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討に着手	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、各種証明書の記載項目の簡素化・統一化についても検討してまいります。	◎
281101041	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化	<p>【具体的内容】 保育所の入所申込時、申込者(入所者の保護者)の勤務先企業が記入・証明する「就労証明書」について、地方自治体ごとに様式が異なるため、国が標準様式を作成・周知することにより統一すべきである。</p> <p>なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を入力し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 保育所の入所申込に当たっては、保護者は自治体に対して「保育の必要性の認定」の申請を行い、自治体は客観的な基準に基づき審査を行うこととされている。自治体による審査基準は、国が設定した基準に、地域における実情を加え、各自治体が各々独自に定めている。</p> <p>審査基準には保護者の就労に係る事項が含まれるため、保育の必要性認定申請の際には、「就労証明書」(勤務先が記入・捺印したもの。名称や様式は自治体により異なる)の提出が必要とされている。しかしながら、「就労証明書」の様式および記入項目が自治体ごとに異なるため、企業側は証明書の作成業務を定型化できず、社員(保護者)から証明依頼を受ける都度、記入項目について個別に調査して手書きで記入せざるを得ない。加えて、経年傾向として就労証明書の記載欄が年々増加傾向にあるため、申請者である社員(保護者)と証明を行う企業側の負担が増え続けている。</p> <p>育児と仕事の両立に当たっては、育児中の社員の申請負担軽減とともに、当該社員を雇用する企業側の負担を軽減することも重要である。大手企業では社員が居住する市区町村の数も多岐にわたるため、企業負担を軽減する観点から、就労証明書の様式の標準化を実現すべきである。なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を入力し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>要望の実現により、証明書作成の省力化・自動化が可能になり、社員(保護者)および企業の負担軽減に寄与すると考えられる。</p> <p>政府の「子育てでワンストップ検討タスクフォース」とりまとめでは、「就労証明書の電子的入力可能な様式を提供する」とあり、様式が統一されないままオンライン化が進む恐れがあるため、オンライン化と併せて様式の統一を検討すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 厚生労働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市区町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労・疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しています。しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただくことが不可欠です。	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討に着手	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、就労証明書の標準化についても検討してまいります。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281101051	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	社会保険労務士業との業際整理	<p>【具体的内容】 社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者でも、同一資本の企業グループ内に限り、他人の求めに応じて第2条に掲げる事務を業として行えるよう規制を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 昨今のビジネスアウトソーシングあるいはシェアードサービス化の潮流の中で、ある企業の給与計算業務を別の企業が実施するケースが増えている。しかしながら、社会保険関連業務に関しては社会保険労務士法の規制により、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者は受託できない。そのため、給与計算処理と社会保険業務の両方を同一のアウトソースベンダーに委託しようとする場合、当該ベンダーが給与計算処理業務しか受託できず、給与計算処理と一体不可分である社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない状況が存在し、企業にとって非効率な状況となっている。</p> <p>そこで、同一資本の企業グループ内に限り、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者でも、他人の求めに応じて第2条に掲げる事務を業として行えるよう例外的に規制を緩和すべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「対応不可」上の回答を得た。資本関係のない企業間での業務委託については、業として有償サービスを提供することに他ならず、「複雑・多岐にわたる労働社会保険関連法令に基づく事務を業として適正に遂行する」専門家を然るべき形で確保するという目的意識からもこの法令要件が必要であると理解しているが、同一企業グループ内でシェアードサービス会社を設ける場合については、完全な他人ではなく、企業内活動という性質を強く帯びているため、当該企業グループ内に限った社会保険業務はその特定企業で担えるようにすべきである。</p> <p>具体的には、親会社のA社に在籍している社会保険担当者、自社であるB社の社員に関する社会保険業務が無資格で可能であるが、この親会社の資本で専門子会社であるC社が設立され、この同一人物が社に配置換えされた場合、当該担当者は別法人であるA社の社会保険業務を継続できなくなる。仮に継続するためには、社会保険労務士試験に合格しなくては、開業社士登録あるいは社労士法人登録をすることが必要となる。逆に言えば、現行法制下においては、単一企業内で無資格の人事・総務の担当者が可能な業務が、同一資本であっても別法人となった瞬間に不可能になるため、企業の利便性は大幅に削がれている。</p> <p>要望の実現により、グループ企業内での資産・人材の有効活用が図れるのみならず、専門部署の組織化による知識の集約、それに伴う更に高いサービスの提供等が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	社会保険労務士法第27条により、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことはできないこととされています。	社会保険労務士法第27条社会保険労務士法第2条第1号から第2号	対応不可	<p>社会保険労務士法第27条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に精通した資格者のみにその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て業として行うことを禁止しているものです。</p> <p>また、労働社会保険関係法令は、労働者を直接雇用する企業ごとに適用されるものであり、労働社会保険関係法令に基づく事務については、同一企業グループ内であっても、企業ごとに行う必要があります。</p> <p>よって、同一企業グループ内であっても、社会保険労務士及び社会保険労務士法人でない者により、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行わせることができるようにすることは困難です。</p>
281101089	28年11月1日	29年6月12日	29年7月20日	食肉加工品の輸出手続きの一元化・明示	<p>【提案の具体的内容】 ①食肉加工品の輸出に関わる窓口を一元化する。 ②動物検査上、提出すべき書類を限定・厳選し、手続きの電子化を進めるとともに、可能な範囲で共通書式化する。共通化できない部分は、主要輸出国・輸出品目ごとに政府のホームページ等で公表する。</p> <p>【提案理由】 食肉加工品を輸出するには、厚生労働省には自由販売証明書、農林水産省には動物検査に関する書類を提出しなければならない。また、動物検査に関する書類は具体的に明示されていないため、書類の作成が困難であるのみならず、一度提出しても別の書類を求められるなど、余計な手間と事務コストが生じている。</p> <p>窓口が一元化され、必要な書類の明確化等がなされれば、企業負担を軽減するとともに、輸出の迅速化に寄与する。加えて輸出手続きがわかりやすくなることで、食肉加工品の輸出事業への新規参入の促進も期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 農林水産省	<p>食肉加工品を輸出するに当たっては、輸出相手国における輸入時に、動物衛生や食品衛生の観点からの我が国での輸出検査に合格したことを証明する輸出検査証明書や食肉衛生証明書等の提出が求められます。また、輸入検査時に相手国から求められる書類及び手続は国及び品目によって様々です。</p> <p>書類の共通書式化や手続の電子化については、輸出検査協議の中で働きかけを行っております。動物検査所や厚生労働省のHPでは、受入条件を明らかにしている国及び品目について、輸出相手国が求める書類を掲載しています。</p> <p>また、動物検査所に輸出検査を依頼する輸出検査申請書や自由販売証明書の受付申請書の提出は輸出入・港湾関連情報処理センター(NACCS)のシステムを使用して電子的に行うことができます。</p> <p>なお、現在、JETROのHPに「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」を立ち上げ、輸出先国・品目ごとに規制、手続き等の情報提供を行っています。また必要な手続きについて検索できるシステムを農林水産省HPに「輸出に関する証明書検索」サイトとして立ち上げ、「農林水産物・食品ポータル」にリンクを掲載しています。</p> <p>また、JETROと農林水産省に「輸出相談窓口」を設置し、事業者等からの相談への対応を行っています。</p> <p>(参考:農林水産物・食品の輸出支援ポータル) https://www.jetro.go.jp/agriportal.html (参考:輸出に関する証明書検索) http://yute-kensaku.maff.go.jp/pc</p>	家畜伝染病予防法第45条第1項、家畜伝染病予防法施行規則第53条	現行制度下で対応可能	<p>輸出相手国が輸入検査の際に提出を求める書類及び輸入検査時の手続については、引き続き輸出検査協議の際に書式の共通化や電子化の働きかけを行ってまいります。</p> <p>受入条件を明らかにしている国及び品目については、引き続き、動物検査所や厚生労働省のHPにおいて掲載してまいります。</p> <p>また、今後、「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」輸出に関する証明書検索」サイトの情報量の充実化を図り、利便性向上に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、現在設置しているJETROと農林水産省の輸出相談窓口についても、相談対応の強化を図っていきと考えています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101067	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	労働者派遣法の見直し	これまで製造派遣では、就労可能年数の上限(3年)が「職場ごと」に定められていたが、改正後は就労可能年数の上限(3年)が「個人ごと」となったため、本人・会社共に就労可能期日が明確となった点は良かったと考える。 しかし、就労可能年数の上限(3年)を迎えた時点において就労することを希望している場合、派遣先に雇用、もしくは派遣元に無期雇用されなければ別の会社もしくは組織(部・課等)に移る必要がある。加えて、従来の派遣法であれば特定の業種(いわゆる26業種(例:技術エンジニア、受付等))については、就労可能年数の上限がなかったが、今回の法改正により派遣元に無期雇用されていない場合、上限(3年)が定められた。そのため、製造派遣同様上限(3年)を迎えた時点で派遣先に雇用、もしくは派遣元に無期雇用されなければ別の会社もしくは組織に移ることとなる。 従って、時間的な制約により正社員以外の働き方を求める人や、派遣として就労する中で求められる仕事内容とその報酬に満足している人が、同一の職場において長期間就労することを本人・会社共に希望する場合であっても、それが不可能なため、期間満了という本人・会社共に望まない結果となりうる。それにより、雇用も不安定になる。 また、企業においても一時的であるが、別の派遣労働者に対し改めて指導する等の手間等が発生する。	(公社)関西経済連合会	厚生労働省	派遣先は、派遣先の事業所等ごとの業務について、派遣可能期間を超えて継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこととされています。また、派遣先は、派遣先の事業所等における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこととされています。ただし、無期雇用の派遣労働者等は例外として期間制限が掛かりません。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の2、第35条の3、第40条の2及び第40条の3 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第32条の5、第33条、第33条の2、第33条の3及び第33条の4	検討を予定	ご提案の具体的内容は必ずしも明らかではありませんが、平成27年労働者派遣法改正法(以下、「改正法」という。)において、事業所単位及び個人単位の期間制限が新たに設けられた。その円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っていくこととしました。 なお、改正法附則第2条の検討規定に基づき、施行後3年を目途として、施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。	
281101068	28年11月1日	28年11月16日	29年1月31日	裁量労働制の手続きの簡素化	多様な働き方推進のため裁量労働制は有効な手段の一つであると考え、導入時および導入後の手続きが非常に煩雑である。よって、多様な働き方推進のため、各裁量労働制の協定書や企画業務型裁量労働制の決議書・報告書の届出手続き等を簡素化することを要望する。	(公社)関西経済連合会	厚生労働省	①専門業務型裁量労働制は、使用者及び労働者代表との間で労使協定を締結し、使用者がこの労使協定を所轄の労働基準監督署に届け出た場合に、対象労働者にのみ労働時間を適用できることになっています。 ②企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にのみ労働時間を適用できることになっています。また、制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があり、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後6ヶ月ごとに定期報告を行う必要があります。	労働基準法第38条の3、第38条の4第1項、第4項	対応	ご要望の届出手続等の簡素化の詳細が不明ですが、既に国会に提出している労働基準法改正法案の施行にあわせ、企画業務型裁量労働制については、対象労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置の実施状況の定期報告を廃止し、労働させてから6ヶ月経過後に1回のみ報告を行えばよいといった事務の簡素化を行う予定であり、法案成立後の労働政策審議会で検討を行います。	
281102001	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	登録販売者試験・資格取得制度	現在の正規登録販売者は5年以内に24ヶ月の実務経験を満たさなければ仮登録販売者になってしまうが、子育て・介護を行う資格者にも資格を継続する機会を与えるため、実務経験期間が不足していても更新試験(筆記・面接など)に合格すれば資格を継続できるような制度の検討をお願いしたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	過去5年のうち一般従事者又は登録販売者として実務又は業務に従事した期間が通算して2年に満たない登録販売者は、薬剤師又は従事経験のある登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事しなければならないとされています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則第15条	対応不可	一般用医薬品の販売における安全性を確保するためには、一定期間内に従事経験があり、医薬品販売に関する知識を取得した者の管理及び指導の下に従事する必要があると考えており、ご提案の内容を認めることは困難です。	
281102002	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	OTC販売時の規制	店舗販売業においては店舗営業時間の2分の1以上の時間、OTCを販売することが義務付けられているが、顧客の利便性や販売地点の裾野を広げる観点から、週1日以下で一定時間以上販売している店舗については営業時間の2分の1を下回っても販売可能としていただきたい。 例:1日8時間以上、OTCを販売している場合は営業時間が10時間を超える場合でも販売可能。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	店舗は、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和が、当該店舗の開店時間の1週間の総和の2分の1以上であることが必要です。	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条第1項第5号	対応不可	店舗販売業者の事情により医薬品を販売しない時間帯が存在する場合は、医薬品を陳列する区画を閉鎖するなどの措置を施すことにより、開店時間の2分の1未満の時間に限り販売しない時間を認めます。医薬品の購入者の利便性等を考慮すれば、店舗販売業の許可を受けている店舗では、営業時間を通じて医薬品の販売が行われることが原則であり、ご提案の内容を認めることは困難です。	
281102003	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	薬機法一部規制緩和	一般用医薬品の販売方法及び情報提供方法を緩和し、営業時間内での店舗における有資格者の常駐を緩和していただきたい。 店舗において有資格者を1名配置することで、一般従事者への管理・指導を含め、日常的な店舗運営、販売管理は対応可能である。また、店舗において有資格者が不在である場合においても、別の場所の有資格者がテレビ電話などで購入者に情報提供を行うことは可能である。加えて、インターネット販売が解禁されており、対面型ではない情報提供が既に行われている。以上の理由から、店舗において常時資格者を配置する必要はないと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	店舗の一般用医薬品を販売する営業時間内は、常時、当該店舗において医薬品のリスク区分に応じた専門家が勤務していなければならないとされています。 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、第一類医薬品は薬剤師に、第二類医薬品及び第三類医薬品は薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させなければならないとされています。	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条第1項第1号及び第2号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の9	対応不可	一般用医薬品については、需要者の選択により使用されるものであることから、不適切な使用による重篤な健康被害等の発生を可能な限り防止するため、販売・授与の際に、リスク区分に応じた薬剤師・登録販売者による一定の関与を義務付けています。このため、実店舗又はインターネット販売の別を問わず、店舗において適切に保管・管理されている医薬品を、当該店舗に勤務する薬剤師・登録販売者が、必要な情報提供等を行った上で販売・授与する仕組みを講じているものであり、ご提案の内容を認めることは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案についての再検討については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281102004	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	管理医療機器販売業申請の規制緩和	保健所への申請書類の提出、許可が必要となっている対象商品に、治療型絆創膏が入っているが、使用方法によって大きな健康被害が想定される商品ではないため、届出制ではない「一般医療機器」の指定をしていただきたい。 現在、「家庭用」救急医療用具(バンドエイドキズパワーパード)を一部店舗にて取扱っているが、保健所に届出が必要であることから、取扱いが可能になるまでの負担が大きスピードある売場展開ができない状況にある。加えて、コンビニエンスストアでは取扱っている店舗が少ないことから、お客様の購買認知が進まず、取扱店舗の販売数も伸び悩んでいる。また、管理医療機器登録される機能が限定されており、類似商品の開発について競合他社の新規参入を阻害している可能性もある。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号、以下「法」という)に基づき、管理医療機器販売業・貸与業を行う場合は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長等に対しその営業所ごとに管理医療機器販売業・貸与業の届け出を行う必要があります。 医療機器の分類については、法第二条第五項から第七項に高度管理医療機器、管理医療機器、及び一般医療機器の定義が記載されており、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器(平成十六年七月二十日厚生労働省告示第二九四八号)の別表において、その医療機器に副作用又は機能の障害が生じた場合のリスクに応じて指定されています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	対応不可	医療機器については、国際的なルールに基づき人体へのリスクに応じたクラス分類がなされており、その分類に応じた規制がなされています。このうち、管理医療機器に該当する医療機器については、当該医療機器の適切な管理のため、販売をしようとする者に対して都道府県知事等への届出を求めており、その営業所の構造設備基準や品質の確保等についての遵守事項を課しています。 ご指摘の品目は、一般医療機器として位置づけられている絆創膏とは異なり、創傷との接触面がハイドロコロイド等の保水性の高い素材でできており、傷口を湿潤環境に保つことで治癒を促進するものです。当該製品の品質を確保するためには、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査又は登録認証機関による認証審査を通して、含有する成分の種類や規格の妥当性、適切性等を確認する必要があります。そのため、一般医療機器ではなく、管理医療機器としての位置づけが適切であると考えます。 また、当該製品を販売しようとする者に対して、適切な管理等のために遵守事項を求める観点から、販売に当たって届出義務を課す必要がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	
281102019	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	専門業務型裁量労働制の対象業務の拡大	以下により、法令により定められた19の対象業務の内、「中小企業診断士の業務」を拡大していただきたい。 ①「中小企業診断士の業務」は、中小企業の経営診断又は助言の業務となっているが、「経営コンサルタント」として、企業で同様な専門業務を実施している労働者は、「中小企業診断士の資格」がないため、専門業務労働制を実施することはできない。 ②資格がなくても、「経営コンサルタント」など、実態として、業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分などを大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務において、対象業務を加えることで、働き方改革による労働参加率の向上、イノベーションによる生産性向上により、一億総活躍社会の実現に寄与することができる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	専門業務型裁量労働制の対象業務は、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものであるとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務とされており、中小企業診断士の業務も対象業務とされています。中小企業診断士の業務は、法令に規定されている中小企業の経営又は助言の業務をいうものであるとされています。	労働基準法第38条の3第1項第1号	対応不可	専門業務型裁量労働制の対象業務は、専門的又は創造的な能力を必要とする業務であり、その遂行に当たって高度な知識・技術等の職業能力を必要とするものであることが求められます。上記を満たさない労働者に「裁量労働制」が適用されることがないよう、対象業務の範囲を「中小企業診断士の業務」に限るとしており、これを拡大することは困難です。したがって、ご要望の経営コンサルタントの業務は、中小企業診断士の業務に該当しない限りにおいて、裁量労働制を適用することは認められません。	
281102020	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	以下の理由により、法令により定められた対象業務で「提案型顧客営業の業務」を拡大していただきたい。 ①「企画・立案・調査及び分析の業務」は、「対象事業場の属する企業・対象業務に係る事業の運営に影響を及ぼす事項」について、限定されており「提案型顧客営業の業務」を専門で実施している労働者は、企画業務型裁量労働制の対象とすることはできない。 ②顧客に対して、「提案型営業の業務」など、実態として、「企画・立案・調査及び分析の業務」を行い、業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分などを大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある場合は、対象業務に加えることで、働き方改革による労働参加率の向上、イノベーションによる生産性向上により、一億総活躍社会の実現に寄与することができる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要とされています。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること また、労働基準法第38条の4第1項の規定により、同項1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針の中で、上記4要件等に関する詳細な留意事項を定めています。	労働基準法第38条の4第1項第1号	対応	既に、企画業務型裁量労働制の対象業務に課題解決型提案営業の業務を含む2類型を追加する改正を盛り込んだ「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出し、現在継続審議中です。	
281102021	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	労災保険の特別加入条件の緩和	中小事業主などの労災保険(特別加入)の条件の見直しについて、加入条件の1つである『労働保険事務組合に事務処理を委託している』を除外していただき、特別加入しやすいようにしていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働者災害補償保険制度は、労働基準法に基づく事業主の災害補償責任を担保することを基本とする制度であり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされていますが、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護することが適当である者について労働者とみなし、業務災害及び通勤災害について保険給付等を行うために特別加入制度を設けています。 特別加入については、類型ごとに一定の要件を定めていますが、中小事業主の特別加入については、厚生労働省令で定める数以上の労働者を雇用する事業の事業主であること、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものであることを主な要件としています。	労働者災害補償保険法第33条第1号	対応不可	労働保険事務組合は、中小事業主の労働保険事務負担の軽減を図ることで、労働保険の適用の促進及び適正な労働保険料徴収の確保を図るために設けられているものです。中小企業事業主の特別加入にあたっては、事務組合の加入を要件とすることで、当該事業場の労働保険の適用促進及び労働保険料徴収の確保を担保しているものです。両制度を一体として運営することで、保険制度としての確実性を高めているものであり、制度の円滑な運営のためには必要不可欠となっているところであり、対応は困難です。	
281102022	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	労務手続のワンストップサービス	労働保険(労災保険、雇用保険)と社会保険(健康保険・厚生年金保険)の申請手続きを一ヶ所で行えるよう集約していただきたい。 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険を申請・手続きを行う際には、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所へそれぞれ訪れる必要がある。現在、一部合同庁舎化を進めている地域もあるが、別々の住所にある場合が多い。各種保険(労働保険・社会保険)の申請手続き・届出がワンストップ化が進められた場合、申請者の時間・費用・労力の削減につながるが、労働保険・社会保険の加入率向上に貢献できると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働保険・社会保険の申請手続については、労働基準監督署、公共職業安定所及び年金事務所に出向くことなく届出ができるよう電子申請による受付を可能としています。 また、全国の年金事務所では都道府県労働局と連携を行い、「社会保険・労働保険徴収事務センター」を各年金事務所内に設定していますので、年金事務所においても労働保険に関する届書の一部について受付が可能となっています。	—	現行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載のとおりです。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281104021	28年11月4日	28年11月16日	29年1月31日	低稼働のボイラーにおける検査証の有効期間延長	<p>【具体的内容】 労働安全衛生法に基づくボイラーの性能検査においても、発電用ボイラーの定期事業者検査と同様に、低稼働のボイラーについては検査の繰り延べを可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 電気事業法の適用を受けるボイラー(経済産業省所管)には定期事業者検査が課されているが、前回検査後の運転時間と起動回数の2点について、設定された時間と回数を下回る場合、すなわちボイラーが低稼働の場合は、検査の時期を延長でき、かつ延長を繰り返すことができる。</p> <p>一方で、労働安全衛生法上の「特定機械等」に該当するボイラー(厚生労働省所管)は、使用に当たり、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づいて、原則1年ごとに性能検査を受け、検査証を更新することが必要である。検査証の有効期間を延長して連続で運転したい場合は、「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度」に基づいて申請が可能ではあるが、余寿命評価等、多くの条件を満たす必要がある。</p> <p>現状、低稼働による検査繰り延べを認めている発電用ボイラーにおいて特段の問題が発生していないことから、労働安全衛生法の規制を受けるボイラーについて、同様に低稼働の場合の検査繰り延べを認めたとしても、直ちに安全性が大きく低下することはないと考えられる。</p> <p>本要望が実現すれば、低稼働ボイラーを有する事業所では、性能検査にかかる担当者の事務作業とそのコスト、及び検査にかかる費用そのものも大幅に縮減することができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>ボイラーは腐食による減肉及びスケール(水中のカルシウム等が固形化したもの)付着による過熱等が原因となり部材に変化が生じ、損傷を生じるおそれがあることから、労働安全衛生法第41条第2項に基づく性能検査の対象とされており、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が行う性能検査を受けることが義務付けられています。</p> <p>また、ボイラー及び圧力容器安全規則第37条に基づき、性能検査は原則として1年に1回受けなければならない。さらに、同規則第40条第1項に基づき、所轄労働基準監督長が認めたボイラーについては、ボイラー(燃焼室を含む。)及び煙道の冷却及び補修をした上で行う性能検査(以下「開放検査」という。)の実施を省略し、開放検査によらない性能検査を受けることができることとされています。</p> <p>開放検査の周期に係る所轄労働基準監督長の認定については、「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」(平成20年3月27日付け基発第0327003号)において、運転実績、経年損傷の防止対策、余寿命の評価、水管理、自主検査等による基準を定め、これらを満たすボイラーについて、最大8年間の開放検査の周期が認められることとしています。</p> <p>なお、開放検査の周期と検査証の有効期間は異なるものであり、ボイラーの検査証の有効期間を更新しようとする場合は、原則として1年に1回性能検査(開放検査によらない性能検査を含む。)を受け、これに合格しなければなりません。</p>	労働安全衛生法第41条第2項ボイラー及び圧力容器安全規則第37条、第38条第1項及び第40条第1項 等	対応不可	<p>蒸気の圧力及び温度が高いボイラーにおいては、低サイクル疲労破壊及びクリープ損傷による減肉が主たる損傷の要因と考えられています。低サイクル疲労は、起動時の温度差によって発生する大きな応力変動によって金属が疲労して損傷するものであるため、起動回数が発生する目安となります。また、クリープ損傷は、高温運転時に負荷される応力によって変形・損傷が進展するものであるため、累積運転時間が発生する目安となります。</p> <p>労働安全衛生法が適用されるボイラー(以下「一般産業用ボイラー」という。)は、高温・高圧の蒸気を発生させる必要があるため、一般的に、低サイクル疲労やクリープ損傷が発生しない範囲内で使用圧力・温度を設定しています。このため、一般産業用ボイラーでは、腐食による減肉及びスケール付着による過熱が生じる損傷の原因となります。腐食による減肉は、耐圧部が腐食に触れることで進行することから、ボイラーが運転していなくても進行する場合もあり、運転時間と腐食による減肉量は比例せず、適切な状況で連続運転している方が、減肉が少ない場合もあります。また、スケールの付着は、水質管理の良否に依存し、運転時間とは直接関係がありません。このため、開放検査の周期を延長する場合は、性能検査において減肉の程度やスケールの付着状況等を確認し、余寿命等を予測した上で判断する必要があります。</p> <p>従って、一般産業用ボイラーについて、運転時間と起動回数の2点のみを開放検査の周期の確認の基準とすることは、腐食及びスケール付着による損傷を見逃し、ボイラーが破裂・圧壊等に至る恐れがあります。</p> <p>さらに、現行法令では、事業者に対しボイラーの稼働時間を把握することを義務付けておらず、新たに、稼働時間の記録・保存を義務付ける等所要の規制の強化が必要となり、逆に事業者の負担となることが懸念されます。</p> <p>以上のことから、ご提案においては、対応が困難です。</p> <p>なお、開放検査の周期と検査証の有効期間は異なるものであり、ボイラーの検査証の有効期間を更新しようとする場合は、原則として1年に1回性能検査(開放検査によらない性能検査を含む。)を受け、これに合格しなければなりません。</p>
281105001	28年11月5日	28年11月16日	29年1月31日	登録販売者の実務経験の緩和	<p>登録販売者の実務経験の緩和を検討していただけないでしょうか？ 現状、登録販売者の試験に合格をしても、従事している仕事や、薬店並びに薬局以外では、販売管理者になることは到底不可能です。 より多くの登録販売者が活躍できる仕組み作りをお願いします。 提案1、実務者講習制度を設ける(宅建士と同じよう講習制度で実務経験を補う。) 2、第三類だけ販売可能に(初心者も第三類の販売を2年間義務付ける。) 3、5年ごとの更新制度を新たに設ける。</p>	個人	厚生労働省	<p>過去5年のうち一般従事者又は登録販売者として実務又は業務に従事した期間が通算して2年に満たない登録販売者は、薬剤師又は従事経験のある登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事しなければなりません。</p>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第140条	対応不可	<p>店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する登録販売者等を監督し、その店舗の医薬品等を管理するほか、その店舗の業務について必要な注意をしなければならぬため、一定年数以上の従事経験が必要であると考えており、ご提案の内容を認めることは困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案についての提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281107001	28年11月7日	28年12月19日	29年2月28日	行政機関等による生命保険会社への照会文書の電子化	<p>【具体的内容】 行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式の統一化・照会手続の電子化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(年間約100万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在する)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なため、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行ったうえで行政機関に対する回答を行っており、大きな負担である。 そこで、行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・手続の電子化を要請する。昨年度も同様の要望を提出しており、様式の統一化については、財務省・国税庁と厚生労働省より「対応済」、総務省より「検討中」との回答を得ており、手続の電子化については、「今後の検討」との回答を得た。引き続き、関係省庁が一丸となって照会手続の電子化に取り組みるとともに、統一様式へと実質的に移行すべきである。(本年9月時点で、特定の生命保険会社に対する厚生労働省関連の照会について移行状況を確認したところ、統一様式への移行率が11.0%という状況であり、統一様式の周知・徹底を求めたい。) 要望の実現により、行政機関および生命保険会社における正確かつ迅速な事務が可能となるほか、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。また、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減することができる。 加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、民間事業者における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関に一層迅速に回答することが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。 『日本再興戦略2016』においても、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられており、本要望の実現は政府の方針にも適うものと考え。</p>	(一社)日本経済団体連合会	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な移転等に対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること、銀行等の関係人に対して報告を求めることができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が揃わなくとも保護の決定を行うことができることとしてます。 また、平成27年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところです。</p>	<p>【総務省】 照会文書様式の統一化(「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、 「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種別や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成27年度に検討が行われたところです。 今後、照会文書の様式統一化に向けて、同協議会での検討内容について、他の行政機関における取組みも参考にしつつ、地方団体への周知等を進めてまいります。 (照会手続の電子化) 今後、上記協議会での検討内容に係る地方団体の取組状況等を踏まえ、検討を行います。</p> <p>【財務省】 国税通則法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税犯則取締法第1条第3項</p> <p>【厚生労働省】 生活保護法第29条</p>	<p>【総務省】 照会文書様式の統一化、現行制度下で対応可能 照会手続の電子化、検討を予定</p> <p>【財務省】 検討に着手</p> <p>【厚生労働省】 検討を予定</p>	<p>【総務省】 (照会文書様式の統一化) 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、 「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種別や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成27年度に検討が行われたところです。 今後、照会文書の様式統一化に向けて、同協議会での検討内容について、他の行政機関における取組みも参考にしつつ、地方団体への周知等を進めてまいります。 (照会手続の電子化) 今後、上記協議会での検討内容に係る地方団体の取組状況等を踏まえ、検討を行います。</p> <p>【財務省】 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行っています。 平成28年10月以降、生命保険協会を含む金融機関の事業者団体に対して、現時点における当庁の対応案を既にお示しており、現在は各事業者団体において傘下の会員様のご意見を確認いただいているところです。</p> <p>【厚生労働省】 ①照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、さらなる効率化に向け協議を続けてまいりたいと考えています。 ②照会手続の電子化について 照会のオンライン化の可否については、提案主体と引き続き協議してまいりたいと考えています。</p>	△	
281107004	28年11月7日	28年12月19日	29年3月15日	社会保険届出書類のマイナンバー記載義務の見直し	<p>【具体的内容】 厚生労働省に提出する雇用保険・厚生年金・健康保険(協会けんぽ)に関する届出様式のうち、従業員の名簿中に提出する様式(入社・退社時の資格取得・喪失に関する届出以外の様式)について、従来どおり「被保険者番号」および「基礎年金番号」の記載にともな、マイナンバーの記載は不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 厚生労働省は「社会保障・税番号制度の導入に向けて(社会保障分野)」(2016年2月17日公表)において、マイナンバーの記載が必要となる届出様式一覧を示し、多くの様式にマイナンバーの記載を義務づけている。 (b)要望理由 多数の様式にマイナンバーを記載するため、企業においては帳票レイアウト変更等のシステム改修に多大なコストが発生する。また、マイナンバー付書類の増加に伴い、保管・作業スペースの確保・システム改修・関連業務の運用方法の見直し等のコストが増加する。 これに関して、税分野では記載対象書類の大幅な削減が行われている。社会保障分野についても情報漏洩リスクおよび保管コスト等の事業者負担を鑑み、記載対象書類を削減すべきである。 社会保障分野は、一部の様式を除き、従来どおり企業が「健康保険の被保険者番号」、「年金の基礎年金番号」、「雇用保険の被保険者番号」も記載することとなっている。このため、各様式へのマイナンバーの記載を不要としても、行政側のバックオフィス連携によりマイナンバーの確認が可能である。 (c)要望が実現した場合の効果 企業におけるシステム改修コストや、特定個人情報の安全管理措置にかかる保管コスト等の削減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	<p>健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第28条等 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第21条等 雇用保険法施行規則(昭和50年内務省令第3号)第6条等</p> <p>マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現を目的として導入されたものであり、各社会保険制度においても、事業者が提出する各種届出等において個人番号の記載を求めるとしています。 なお、現行制度においても、事業者の負担軽減を図る観点から、例えば、複数回申請を行うことが想定される雇用保険の雇用継続給付の申請について、初回申請時のみ個人番号を記載すれば足りることとするなど、必要な措置を講じているところです。</p>	<p>対応不可</p>	<p>左記のとおり、現行制度においても、マイナンバー制度の目的の実現に必要な範囲での記載にともな、事業者の負担軽減を図る観点から、必要な措置を講じているところであり、現時点において、これ以上の措置を講じることは検討しておりません。</p>			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281107012	28年11月7日	28年12月6日	29年2月15日	健康保険組合に係る各種申請書等の電子化推進	<p><b>【具体的内容】</b>                      ① 健康保険組合の加入者が行う「健康保険被扶養者(異動)届」、「出産手当金の請求書」、「疾病手当金の請求書」等の各種申請について、加入者の電子署名要件を緩和するなど、電子化を推進する環境を整備すべきである。                      ② 健康保険組合が作成する「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿の電子的な管理・提出を推進すべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b>                      (a)規制の現状                      ① 健康保険法施行規則第160条において、「健康保険組合は、事業主又は被保険者に関する手続のうちこの省令の規定により書面等により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができる。」と規定されている。電子申請を行うためには健康保険組合の加入者が電子署名を必要とする一方で、健康保険組合が当該加入者に対して電子署名を強制することはできない。このため、健康保険組合は、「健康保険被扶養者(異動)届」、「出産手当金の請求書」、「疾病手当金の請求書」等の手続きの大部分を紙の申請書を用いて行っている。                      ② 「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日付保険発第104号通知)において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」とされている。このため、健康保険組合は、「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿を紙で管理し、各地方厚生局への提出等を行っている。</p> <p>(b)要望理由                      電子化を前提とした運用により、各種申請書や経理法定帳簿の授受・保管等に係る各種コストの抑制および情報漏えい等リスクの低減ならびに健康保険組合の運営効率化を実現したいため。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果                      &lt;各種コストの抑制&gt;                      紙代ならびに紙資料の郵送、管理(整理整頓などの人的作業が必要)、保管(膨大なスペースが必要)、廃棄(焼却または溶解が必要)等に係るコストの抑制。                      &lt;各種リスクの低減&gt;                      紙資料の郵送途上の紛失による個人情報等の漏えい、火災等による滅失等のリスクの低減。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>健康保険法施行規則第160条の規定により、健康保険組合の加入者が健康保険組合に対して行う各種申請については、電子情報処理組織により行うことができるとされています。</p> <p>健康保険法施行規則第160条、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日付保険発第104号通知)において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」としています。</p>	健康保険法施行規則第160条、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日付保険発第104号通知)	<p>①検討を予定</p> <p>②その他</p>	<p>①ご提案については、健康保険法施行規則第160条の規定により、加入者等が健康保険組合に省令の規定により書面等で行うこととしている申請については、電子情報処理組織を使用することができるかとされています。当該手続を行うかどうかの判断は、各健康保険組合が実情に応じて、保険者として判断するものであり、健康保険法上電子署名の要否については規定しておりません。</p> <p>②要望については、健康保険法施行規則第160条に基づいた手続が健康保険組合及びその加入者に普及するよう、事務処理の効率化や情報管理リスクの削減を実現でき、かつ申請書作成者のなりすましや送信データの改ざんを防止することが出来るような体制を、現在政府において行われている電子申請の取扱いを参考にしながら、関係機関と連携して検討してまいりたいと考えております。</p> <p>③ご提案については、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて(昭和61年11月28日付保険発第103号)」において電子計算機で作成した会計帳簿を出力したものを法定帳簿とするよう規定しているところです。会計帳簿を紙によって管理することには、過去の会計帳簿の改ざん防止等、健康保険組合の厳正な運営に一定の効果があるものと考えられるため、通知に基づいた運営を各健康保険組合に対してお願いしています。</p> <p>また、地方厚生局は健康保険組合の監査時に出力された会計帳簿を確認しておりますが、これは電子データのままで帳簿の内容の確認が困難であるためです。今後とも正確かつ円滑な監査を行うことができるよう、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
28111001	28年11月11日	28年12月6日	28年12月28日	個人情報保護法改正を受けた医学研究に関する倫理指針改正の見直し提案	改正個人情報保護法(以下、個情法)の下では、要配慮個人情報とされる病歴(政令では、カルテ情報等の全ての臨床情報を含む)を取得する場合、取得時の目的と異なる利用をする場合又は第三者に提供する場合、そのことについて本人同意の取得が求められ、オプトアウトでの実施が原則としてなされる。 この法改正を受け、医学系研究の倫理指針(「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等:以下、指針)の改正が現在進められている。この指針改正案は、民間、行政機関、独立行政法人等の主体別の3本の個人情報保護法のそれぞれ最も厳しい部分を採用して1本のルールとする内容である。従来の指針では、診療情報等から氏名・住所等の個人を特定する情報を削除した「匿名化」を行えば、その匿名化情報を研究利用することの承諾確認として「オプトアウト」手段が許容されているが、改正指針案はそれを原則許容しない。 このような指針改正は、医学研究の基盤を支える症例研究や患者レジストリ研究等が実施不可能となり、わが国の目指す医療イノベーションはおろか、医療・医学そのもの、すなわち患者への医療の進歩を妨げる。例えば、既に日本造血細胞移植学会は、二次調査のための症例登録を改正指針施行予定の来年4月までに急ぎ中止する旨の通知対応を始めた。 また、指針改正案では、従来の改正時には設けられた「経過措置」がなく、現行指針上の必要な手続を踏んで実施中の研究でも、改正指針の施行までに、改正指針に適合するよう見直し、変更を行い、倫理審査を経て、研究計画によっては本人同意を取得する作業が必要になる。しかし、改正指針の公布は早くても来年1月来であり、改正指針の施行までの約2ヶ月の期間で、これら全ての対応の完了は不可能と言っべきでない。こうした対応に各研究責任者である医師等が追われることで、通常の診療活動が妨げられ、研究活動に関わる全ての医療機関が診療機能不全に陥ることが懸念される。以上のような懸念から、以下を要する。現在の医療法体系上は3法の事業主体の別によって各々課される義務内容や義務免除要件等が異なるが、そうした法体系上の違いによる壁を超えて、医学研究についてはすべからず、一旦は各主体に課せられた法的義務を免除し、その上で、倫理指針の改正に際しては、どの主体も履行・遵守可能な、現行指針と同様の個人情報取扱い規定の採用を求める。	個人情報保護委員会 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されないこととされております。 また、改正後の個人情報保護法において、病歴など特に慎重な取扱いが求められる個人情報を要配慮個人情報として新たに位置付け、当該情報の取得時には本人同意を必要とし、また、当該情報の第三者提供にあたっては、オプトアウト手続(第三者に提供される個人データに対して、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合)であって、あらかじめ、法定項目を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく、第三者に提供することを禁止したところである。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。 なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。 なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。 なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	◎	
28111002	28年11月11日	28年12月6日	28年12月28日	改正個人情報保護法の下の医療機関における個人情報の取扱いに関する配慮の提案	改正個人情報保護法(以下、個情法)の下では、要配慮個人情報とされる病歴(政令では、カルテ情報等の全ての臨床情報を含む)を取得する場合、取得時の目的と異なる利用をする場合又は第三者に提供する場合、そのことについて本人同意の取得が原則的に求められる。その法改正個情法の下の政令、施行規則、個人情報保護委員会ガイドラインが現在、順次改正されない新規に制定されようとしている。 従来、医療機関における個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(以下、医療介護関係事業者ガイドライン)」が詳細が定められており、その内容に従った個人情報保護を実施してきたが、今般この医療介護関係事業者ガイドラインが個人情報保護委員会ガイドラインに統合され、医療機関における個人情報の取扱いに特化した詳細なルールは変わると聞き及んでいる。その結果、改正個情法が求める本人同意の原則あるいは患者の個人情報等を非個人情報化するための匿名化方法が、医療現場の事情を踏みこなさず定められてしまうと、医療現場に少なからぬ混乱を生じる。かつて、2003年にわが国で初めて個情法が制定され、施行された後しばらく続いた医療現場の混乱は記憶に新しいが、今回の改正個情法の影響はそれ以上に深刻なものになることも予測される。その最たる懸念としては、医療に於いて不可欠ともいえる症例報告及び専門医資格等の認定のためのケースレポート提出等の際、患者の個人情報の取扱いが実質的に不可能になってしまうことである。その結果、わが国の医療の発展は大きく損なわれ、最終的には多くの患者及び国民の健康や福祉に不利益が生じることが強く懸念される。 以上の懸念に基づいて、改正個情法の下であっても、これまで通り現行の医療介護関係事業者ガイドラインに従った個人情報取扱い方法に則することで、適切な個人情報保護を図ることによる旨、担保されることを要する。そもそも、医療機関で働く医師、看護師、薬剤師等の医療従事者には刑法及び各専門職法によって罰則付きの守秘義務が課されており、改正個情法の下でおよそ医療活動に必要な円滑な個人情報の利用を妨げるような規制をさらに設けることは、過度な規制になると考える。	個人情報保護委員会 厚生労働省	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されないこととされております。 また、改正後の個人情報保護法において、病歴など特に慎重な取扱いが求められる個人情報(要配慮個人情報)を新たに位置付け、当該情報の取得時には本人同意を必要とし、また、当該情報の第三者提供にあたっては、オプトアウト手続(第三者に提供される個人データに対して、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合)であって、あらかじめ、法定項目を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく、第三者に提供することを禁止したところである。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。 なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。 なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	◎		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	
281112001	28年 11月12日	28年 12月6日	29年 2月15日	毒物及び劇物取締法の改正について	販売業を経営する場合、現物取扱有と無(商社のように伝票販売のみ)の2種類が存在するが、「現物取扱有」の解釈が明確でないので、法令で定義すべき。 伝票販売のみでも発送の手配(メーカーからユーザーへ)現物は直接配送されるが、その配送を運送業者に依頼することをすれば、「現物取扱有」になるとする自治体があるが、実際現物を触ることがないので、現物取扱有にならない。 「現物取扱有」とされると、必要のない保管庫を設置させられたり、毒物劇物取扱責任者を設置させられたりする。 運送業者は、法第22条第1項又は第5項で定められる業務上取扱者として、11条、12条第1項及び第3項、16条の2等の規定が課せられる他、運搬時の基準である16条も適用されるため、責任の所在を明確にするためにも、運送の手配をしただけで販売業者に運送中の責任まで負わせるような二重規制を廃止してほしい。 また、実際に運送中に事故があった場合は、業務上取扱者しか指導していないのが実態である。	個人	厚生労働省	販売業における「運送の手配」については、毒物劇物取扱責任者の責務として、運搬を委託する場合は、委託者に対して毒物劇物等が運搬用具からの飛散漏れ等を防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認すること等を「毒物劇物監視指導指針の制定について(平成11年8月27日付け医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知)」等に基づき販売業者に対して指導しています。 これは、保健衛生上の危害防止の観点から、毒物劇物の流通の過程でいずれかの毒物劇物取扱責任者の指揮管理下に置くことを求めたものであり、運搬の委託を行った場合は、その運送委託契約の実態を踏まえて、当該毒物劇物を出荷した者又は運送の手配をした者、運送を委託した者のいずれの毒物劇物取扱責任者が運搬中の事故等に対する指揮管理の責務を果たすのか明確にしておくよう都道府県等を通じて事業者を指導しているもので、あり、二重規制には当たりません。 「運送の手配」について現物取扱に含めるか否かは、前述のように運搬中の毒物劇物取扱責任者による指揮管理等の個別の実態を踏まえた上で、都道府県等において適切に対応していることを承知していますが、運搬中の指揮管理のために毒物劇物取扱責任者の設置を「運送の手配」を行った販売者に対して求めることがあるとしても、保管庫の設置までは義務づけられません。 また、毒物劇物の運搬の委託を受けた運送業者は毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第22条第1項又は第5項に定める業務上取扱者にあたるため、業務上取扱者の義務として運搬中の毒物劇物の飛散漏れの防止等の措置が課されています。 運搬中の違反等に対する指導については、その規模や内容により、業務上取扱者のみに指導する場合と、業務上取扱者に業務を委託した毒物劇物営業業者まで指導を要する場合とがあり、対応は個別事例の実態によるため、一律に業務上取扱者のみを指導しているわけではありません。	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	その他	都道府県等においては各毒物劇物営業業者等の事業の実態を踏まえて指導しており、二重規制には当たりません。ご要望いただいた事項についても考慮の上で、今後も保健衛生上の危害防止のために必要な指導について都道府県等を通じて事業者に対して行います。
281113001	28年 11月13日	28年 12月6日	29年 2月15日	毒物及び劇物取扱者の倉庫の取扱について	販売業者の倉庫の定義が法令に規定されておらず、全国の自治体で取扱いが異なるので、法令改正を提案する。 分置倉庫:販売業者に所有権がある倉庫 委託倉庫:倉庫業者に所有権がある倉庫 と厚生労働省は解釈しているようだが、そうすると、分置倉庫では規則第4条の4第2項の基準が課されるが、委託倉庫だと課されないという矛盾が生じる。しかしながら、やっていることは同じであり、意味不明である。 倉庫の一部をテナントのように間借りしているのであるから、その中の管理責任は販売業者にあり、販売業者の店舗の倉庫として同様に取り扱べき。様々な営業があるが、毒劇販売店舗を含め、所有者から賃貸等して営業しているものは多々あり、倉庫にだけ所有権について考えるのはおかしいと思う。 分置倉庫:販売業者の店舗に付随した倉庫(所有権の有無は関係ない)とし、委託倉庫かどうかは考慮すべきでない。 また、自治体間をまたいで設置された倉庫は、自治体間で解釈が異なるため、実際は申告しないで設置されている。 規則4条の4等の解釈も自治体間で異なるため、店舗所在地の自治体では基準適合と説明された構造でも、倉庫所在地の自治体では基準不適合と回答する場合があります。店舗所在地の自治体から倉庫所在地の自治体へ、調査依頼をするかどうかでも法令で定められてはおらず、自治体で異なる。 自治体間での法令解釈の違いは、例えば、 ・規則4条の4第1項第2号イ「毒劇物とその他の物の区分」 ・規則4条の4第1項第2号ニ「毒劇貯蔵場所の施設」 ・法第11条第1項「盗難防止措置」 について、「毒物劇物だけを専用の保管設備に鍵をかけて保管しなければならない」と解釈する担当者とし、「毒物劇物を保管倉庫のなかで区分し、倉庫全体が施設できる構造であれば良い」とする担当者がある。 小さな店舗なら前述の構造が可能であるが、倉庫業者の倉庫を間借りする場合などは、後者が現実的である。危険物、高圧ガス、農業等に該当する毒劇物もあるため、区分だけではあれそれらが専用である必要はなく、「公衆衛生上重要な管理が必要と考えられるもの」のみで専用とし、全体で鍵がかかれば良いと思う。 また、管理については管理簿で在庫管理をさせることを規定する必要があると考える。(現在は、通知レベルであり、法令上明記されていない) 自治事務で解釈まで市レベルで異なるのであれば、分置倉庫は、販売店舗の一部として取り扱うことを廃止し、倉庫は倉庫のある自治体に届出を行う制度とすべきである。また、その際、倉庫の管理を誰が行うかが問題となるが、下記を提案する。 1. 店舗と倉庫が〇〇Km以内の場合:販売店舗の毒物劇物取扱責任者が兼務しても差し支えない 2. 店舗と倉庫が〇〇Km以上離れている場合:販売店舗とは別の奥地に管理できる毒物劇物取扱責任者を設置する。 (必ずしも常駐でなくて良い。営業者に雇用されている必要はなく、倉庫業者の資格者を使用しても良い) 日本のような小さな国で、規制行政を市単位の自治事務にするのは無駄極まりないと思う。街づくりのようなものは、地方自治が良いが、特に衛生に関する部分が地方ごとに異なるとは思われず、法令のような最低基準を定めるものは、全て法定委託事務とすべき。販売業などは、全国で流通するものなので、基準は国がしっかりと定めるべきである。	個人	厚生労働省	毒物劇物営業業者が毒物劇物の流通の過程で利用する倉庫の取扱において、委託倉庫においても毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第4条の4の規定に準じて、倉庫業者に対して毒物劇物等が貯蔵設備から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認するよう、「毒物劇物監視指導指針の制定について(平成11年8月27日付け医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知)」等に基づき指導しております。 毒物劇物営業業者等の委託を受けて毒物劇物を貯蔵する事業者は、基本的には届出不要の業務上取扱者にあたりますが、その業務の実態等によって販売業として登録している事例があること、また都道府県知事等の権限とされる事項について、都道府県等の中で指導内容に生じる差異は、法令の解釈の違いによるのではなく、様々な個別の実態に応じて適切に対応したものであることを承知しています。	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号) 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)	その他	都道府県等においては各毒物劇物営業業者等の事業の実態を踏まえて指導しており、ご要望いただいた事項についても考慮の上で、今後も保健衛生上の危害防止のために必要な指導を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281114006	28年11月14日	28年12月6日	28年12月28日	外国人技能実習制度における技能実習生の職種・作業多様化への対応	<p>【内容】 製造業の生産現場においては多能工化が進んでいることをご理解いただき下記の「技能実習制度推進事業等運営方針」(厚生労働大臣公示)では「関連する技能等(必須作業、関連作業、周辺作業)」を取得することを技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業は一職種一作業に限られている。本来的な多能工の育成が出来ていない。従って必須作業について二職種二作業(例:金属プレス作業と射出成型作業等)まで実習範囲の拡大を検討頂きたい。</p> <p>【理由】 技能実習必須作業について二職種二作業まで実習範囲を拡大することで生産現場のニーズに即応した多能工技能が取得が可能。また、技能実習生が帰国した後も技能実習で修得した幅広い技能スキルを活かしてより広範な就業機会の享受する可能性が高まると共に、当該実習生を雇った企業の生産性向上に寄与するなど、より大きな国際貢献に貢献できるようになると思量する。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	法務省 厚生労働省	現行制度では、技能実習2号移行対象の職種・作業として、74職種133作業があり、実習生はこの中から1つの作業のみを選択し、当該作業に係る技能、技術、知識を修得することとしている。	出入国管理及び難民認定法、技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示)	検討に着手	今般の技能実習制度の見直しにおいて、同一の実習実施者の下での実習を前提に、作業上の関連性や同時に実習を行う必要性・合理性が認められる場合には、複数の職種・作業にわたる実習を認めることとしており、今後、詳細を検討してまいります。	
281114007	28年11月14日	28年12月6日	28年12月28日	外国人技能実習制度における同一技能実習事業者内における複数勤務事業所の事前登録について	<p>【内容】 現在、実習実施機関は技能実習1号申請時に実習生受入事業所を1か所特定し登録しているが、申請時に実習生受入事業所を予め複数事業所登録しておけば、いずれの勤務事業所での技能実習が可能であるように制度の運営を変えていただきたい。勤務事業所の変更登録は可能である旨は理解しているが、事前に複数勤務事業所を登録することによって技能実習計画が途切れることなく履行することが可能となる。</p> <p>【理由】 当社が従事する事業は顧客からの受注変更が激しい。当該事業者では複数の事業所を保有しており、顧客からの受注変更によっては、各々の事業所間での稼働負荷状況が大きく変動し履行状態となる。この結果、実習生受入勤務事業所の稼働率が急激に低下することによって、技能実習計画の履行が途絶する場合がございます。よって、事前に複数勤務事業所を登録することにより実習生受入勤務事業所の稼働率が低下した場合でも、技能実習生を稼働が維持されている他の事業所に迅速に再配置し技能実習計画履行の途絶を防ぐことができる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	法務省 厚生労働省	実習実施機関に係る技能実習の在留資格認定証明書交付申請に必要な書類については、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三	事実誤認	技能実習生と雇用契約を結んでいる実習実施機関内であれば、複数の実習場所でも技能実習を行うことは可能です。ただし、計画的な実習を行う観点から、技能実習計画において複数の実施場所における技能実習内容・時期等を明確に位置づけさせていただくことが必要であり、当初の計画に変更が生じた場合は、その都度監理団体(企業単独型の場合は実習実施機関)の所在地を管轄する地方入国管理局へその旨を報告してください。	
281114008	28年11月14日	28年12月6日	28年12月28日	外国人技能実習制度における技能実習生受入れ持外人数枠の拡大について	<p>【内容】 現在の技能実習生受入人数枠の上限は、技能実習実施機関の常勤職員数の5%(常勤職員数50人以下の場合は3人/年)となっている。この受入人数枠について拡大を検討いただきたい。特に常勤職員50人以下の場合は、例えば常勤職員が5人の場合でも50人の場合でも受入人数枠が3人/年となっており、融通性を欠いている。</p> <p>【理由】 小規模常勤職員の実習実施機関を急頭にきめ細かな受入人数枠を設定するなどの融通性を持たせていただきたい。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	法務省 厚生労働省	実習実施機関に受け入れられる技能実習生の人数については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	検討に着手	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されたところ、当該法律の施行に向けて、優良な監理団体及び実習実施機関における受入れ人数枠の拡大や、常勤職員数に応じた受入れ人数枠の均整化を検討しています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281114009	28年11月14日	28年12月6日	29年2月15日	グループ会社内における社会保険関連業務の見直し	<p>[提案内容] 昨今のビジネスアウトソーシングやシェアードサービス化の潮流の中で、企業の給与計算業務を同企業グループ内のシェアードサービス会社が実施するケースが増えているが、社会保険関連業務に関しては社会保険労務士法により、社会保険労務士(法人)でない者は受託できないこととなっており、給与と一体不可分である社会保険業務をあえて外部の社会保険労務士に委託するケースも発生している。これらの業務に関し、グループ社内のシェアードサービス会社が担当場合、同一会社内で行う業務として(社会保険労務士(法人)に外部委託することなく)対応できるようにしていきたい。</p> <p>[提案理由] 資本関係のない企業間での業務委託については、業として有償サービスを提供することに他ならず、「複雑・多岐にわたる労働社会保険関連法令に基づく事務を業として適正に遂行する」専門家を求めるべき形で確保する為、この法令要件は必然であるが、同企業グループ内でシェアードサービス会社を設ける場合については、企業内活動という性質を強く帯びているため、その企業グループ内に限った社会保険業務はその特定企業で担うことができるように頂くことを要望するものである。親会社のA社に在籍している社会保険担当者は、自社であるA社の社員に関する社会保険業務ができたが、この親会社の資本で100%の専門会社B社が設立され、この同一人がそのB社に配置換えをされると、その担当者はA社社員の社会保険業務は取り扱えなくなる(現行法制下では単一企業内でなら担当者ができることが、100%資本であっても別法人となった時点でできなくなるという点で利便性が損なわれていると言わざるを得ない)。</p> <p>[規制改革による効果] このような配置換えを伴う業務集約化、シェアードサービス化によるオペレーション効率化の流れは、社会保険業務を委託するために、あえて別資本の社会保険労務士法人を選定する必要がなくなり、グループ企業内での資産・人材の有効活用ができるだけでなく、企業の活動コスト低減、専門部署の組織化による知識の集約、それによる更に高いサービスの提供、さらに社員個人の業務負荷軽減にも寄与し、個人のワークライフバランスの実現にもつながる期待もあることから、企業側観点からも社会的要請に応えるための取り組みとして積極的に検討を進めていくべきものと理解している。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	社会保険労務士法第27条により、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことはできないこととされています。	社会保険労務士法第27条 社会保険労務士法第2条第1号から第2号	対応不可	<p>社会保険労務士法第27条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に適した資格者のみにその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て業として行うことを禁止しているものです。</p> <p>また、労働社会保険関係法令は、労働者を直接雇用する企業ごとに適用されるものであり、労働社会保険関係法令に基づく事務については、同一企業グループ内であっても、企業ごとに行う必要があります。</p> <p>よって、同一企業グループ内であっても、社会保険労務士及び社会保険労務士法人でない者に、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行わせることをできるようにすることは困難です。</p>	
281116001	28年11月16日	28年12月6日	28年12月28日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業追加」について	<p>1) 具体的内容 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。</p> <p>2) 提案理由 北海道の日高地域は、軽種馬産業が基幹産業であり、生産頭数が全国の約8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、内国産競馬を支える重要な地域でもある。</p> <p>しかしながら、酪農や他畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。</p> <p>一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は高まっている。</p> <p>そこで本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬産業による産業振興の中心となる人材を育成したい。</p> <p>引いては、海外において軽種馬産業が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内における更なる軽種馬産業の発展に繋がる可能性がある。</p>	民間団体	法務省 厚生労働省	<p>・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出国の実習コースに合致すること、 に加え、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。</p> <p>・このうち、③については、具体的には、業界団体が中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針 II各論 2 対象技能等(2)、別表	その他	<p>・ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に於ける提案については本会議で検討している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281116002	28年11月16日	28年12月6日	29年2月15日	国民健康保険等の移送費の支給内容の緩和について	<p>移動が困難な患者の緊急性により移送された場合は、移送費が現金給付されるが、現状は厚生労働省の通知により、青髄や肺帯血に係る移送が大半を占めている。しかしながら、支給額は「移植に使用した肺帯血の保存施設から移植実施医療機関までの搬送に要した費用については療養費として支給し、その額は移送費の算定方法に準じて算定する。」とされていることから、片道分の運賃のみの支給となっている。肺帯血等は、マイナス196度の超低温での凍結送料搬送容器「ドライシッパー(重量15kg程度)」等を用いて輸送されるが、当該容器の返送料や輸送に係る保険料は支給の対象となっておらず、結果的に患者負担となっている。重篤な患者が安心して療養を受けられるよう、移送に要した費用に返送料や保険料等を加え、妥当な範囲で保険者が認めるよう通知の改善を要するもの。</p> <p>(費用額) 航空運賃+医療機関までの配送料 44,000円程度 支給(東京→福岡) 空容器の返送料 3,500円程度 保険料700円程度 はいずれも不支給</p>	個人	厚生労働省	<p>移送費は、当該移送の目的である療養が保険診療として適切であって、患者が移動困難であり、かつ緊急その他やむを得ないと保険者が認めた場合について、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定された額を、現に要した費用を限度として支給する。</p> <p>移送費の支給要件については、次のいずれにも該当すると保険者が認めた場合とする。</p> <p>① 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。  ② 移送の原因である負傷又は疾病により移動することが著しく困難であったこと。  ③ 緊急その他やむを得ないこと。</p> <p>移送費の支給額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。具体的には、  ① 経路については、必要な医療を行える最寄りの医療機関間で、その傷病の状態に応じ最も経済的な経路で算定すること。  ② 運賃については、その傷病の状態に応じ最も経済的な交通機関の運賃で算定すること。  とされている。</p> <p>また、移植に使用した肺帯血の保存施設から移植実施医療機関までの搬送に要した費用については、療養費として支給し、その額は移送費の算定方法に準じて算定する。</p>	国民健康保険法第五十四条の四 国民健康保険法施行規則第二十七条の九、第二十七条の十	現行制度下で対応可能	<p>移送費は、当該移送の目的である療養が保険診療として適切であって、患者が移動困難であり、かつ緊急その他やむを得ないと保険者が認めた場合について、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定された額を、現に要した費用を限度として支給することとしている。</p> <p>ご指摘の容器の返送料や保険料等については、国民健康保険法54条第1項の規定に基づき、保険者がやむを得ないものと認めるときは、現に療養に要した費用の額を超えない範囲で療養費として支給を行うことができる。</p>	
281117003	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	最低積立基準額に用いる予定利率の見直し	<p>【具体的内容】 ・最低積立基準額の算定に用いる予定利率の基準を緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・最低積立基準額算定用の予定利率は30年国債の応募者利回りの5年平均(これに0.8～1.2の数値を乗することも可能)により定められているが、マイナス金利政策による金利の大幅な低下の影響で最低積立基準額が大きく低下し、非継続基準の要求が厳しくなっている。さらに、足元の国債利回りの状況を見ると、予定利率がさらに低下することも想定される。 ・その結果、非継続基準に対応するための増金が大幅に引き上がり、制度実施の障害となりがちなことから、回廊幅(0.8～1.2)の拡大や基準とする債券、平均期間の見直しを行うこと等の緩和を要するものである。 ・なお、平成15年度以前の当該予定利率は20年国債の応募者利回りの5年平均に基づき決定されていたが、平成16年度に30年国債の応募者利回りの5年平均に基づきように変更されている。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	<p>最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、当該事業年度の末日の属する前年5年間に発行された国債(期間30年のものに限る。)の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とされており、30年国債の応募者利回りの5年平均が使用されています(当該率に0.8～1.2を乗することも可能です)。</p>	確定給付企業年金法第00条第3項 確定給付企業年金法施行規則第55条	対応不可	金利の低下により当該規定を変更することに対しては慎重な検討が必要であると考えます。	
281117004	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	<p>【具体的内容】 ・確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを申し出ることができない。当該者について、支給の繰下げを認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを申し出ることができない。 ・一方、上記該当者が老齢給付金の支給要件を満たした場合には老齢給付金を支給しなくてはならないとも考えられる。上記該当者が老齢給付金を希望する場合、繰下げの申し出ができないため、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないままの状態(未請求状態)となるが、この間に時刻により脱退一時金が失効する場合もあり、同時に老齢給付金の受給権が失効する可能性もある。このような未請求状態は法令上規定されておらず不明確であるため、受給権保護の観点から明確化を要するものである。 ・なお、実施事業所に使用されていた者のうち、次の①～③の対象者は、権利義務の関係を法令上明確であり、当該者との不整合を解消する観点からも明確化を要するものである。 ①実施事業所でなくなる前に加入者の資格を喪失した脱退一時金の繰下げ者 ⇒引き続き脱退一時金の繰下げ中の者として確定給付企業年金に残存 ②確定給付企業年金法第41条第2項第2号の規定による脱退一時金がない制度において、老齢給付金の支給要件のうち、期間要件のみを満たす者 ⇒実施事業所でなくなったときに加入者の資格を喪失して、老齢給付金の年齢要件を満たすまで待期者として確定給付企業年金に残存 ③年金受給中の者 ⇒引き続き年金受給者として確定給付企業年金に残存</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	<p>脱退一時金は、加入者が、死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定められた脱退一時金の支給要件を満たすこととなったときに支給されます。脱退一時金の支給要件を満たした人には(死亡したとき及び使用される事業所等が実施事業所でなくなったときは除きます)、事業主等に脱退一時金の全部または一部の支給の繰り下げの申出をすることができるところを規約で定めることが出来ます。</p>	確定給付企業年金法第27条第3号、第41条第4項	対応不可	実施事業所でなくなった者に係る確定給付企業年金側の管理コストや、支給額に顕在利息が発生することなども勘案した上で、慎重な検討が必要であると考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281117005	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	厚生年金基金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	<p>【具体的内容】                      ・設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、「提案理由」に記載する(1)～(3)が認められている。                      ・(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のうちのいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)～(3)が認められている。                      (1)特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額(継続基準上の積立不足額)を基に計算する方法                      (2)非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法                      (3)特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法(ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能)</p> <p>・(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。                      ・一方、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額」&gt;(2)により計算する額&gt;特別掛金収入現価を基に計算する額となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることができない。                      ・より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味できないことは合理的ではない。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	廃止前厚生年金基金規則第32条の3第1項	対応不可	存続厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の附則において経過的に存続するものとされているものであり、既に解散した厚生年金基金との公平性の観点から、対応しないこととしています。		
281117006	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	<p>【具体的内容】                      ・厚生年金基金の選択一時金は加算年金を年金として支給することとした場合の加算年金のうち保証期間に相当する部分の現価相当額を限度とすることとされ、算定に用いる利率は、以下(1)(2)のいずれか低い率とされている。                      (1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率                      (2)加算年金の支給開始要件を満たした時の(1)の率                      ・(3)として「資格喪失時の(1)の率」を追加し、当該予定利率は(1)～(3)のいずれか低い率としていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうするため、要望するものである。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	「厚生年金基金の設立要件について」(平成元年3月29日企発第23号・年改発第4号)第2、3(10)⑤	対応不可	存続厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の附則において経過的に存続するものとされているものであり、既に解散した厚生年金基金との公平性の観点から、対応しないこととしています。		
281117007	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について	<p>【具体的内容】                      ・確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により、本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・確定給付企業年金の制度の終了・解散と同時に企業型年金の資産管理機関へ移換する場合は、企業年金連合会への移換が認められているが、加入者にとってみれば、上記の一時に支払われる額は、一部制度が終了したことによる分配金として考えられ、各加入者に対し柔軟な選択額を設定可能とする観点から、当該者についても移換可能としていただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者に対しては、当該移換相当額を一時に支払うことができますが、当該一時金を企業年金連合会に移換することはできません。	確定給付企業年金施行令第54条の2 廃止前厚生年金基金令第41条の4	検討に着手	確定給付企業年金について、希望する者に対しては、関係機関との調整を踏まえ、確定給付企業年金から企業型年金への移換相当額を企業年金連合会へ移換することを可能とする方向で、政令で措置する予定です。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281117008	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	規約型確定給付企業年金の統合等の掛金計算の基準緩和	<p>【具体的内容】                      ・確定給付企業年金法第74条に基づく規約型確定給付企業年金他の規約型確定給付企業年金との統合、又は同法第75条に基づく規約型確定給付企業年金の分割(以下、「分割」といいます。)において、当該統合又は分割の際に保持していた別途積立金を控除した積立金に基づき掛金を算定する取扱いを可能としたい。</p> <p>【提案理由】                      ・規約型確定給付企業年金の統合を行う場合、確定給付企業年金を新設することとなり、この場合統合前制度における別途積立金は新制度に移行することができない。                      ・一方、基金型確定給付企業年金においては、確定給付企業年金法第76条に基づく基金合併において存続基金を設定することにより、合併前の別途積立金を承継する取扱いが可能であり、両者の取扱いが不整合となっている。                      ・制度分割の場合も同様、規約型確定給付企業年金の分割の場合には統合前制度における別途積立金を新制度に移行することができないのに対し、基金分割の場合は存続基金を設定すれば当該存続基金については別途積立金を維持することが可能である。                      ・当該不整合を解消するため、規約型確定給付企業年金においても制度統合前の別途積立金を控除して掛金計算を行えるようにすることは妥当である。                      ・ついては、規約型確定給付企業年金の統合又は分割の際の掛金計算において、当該統合又は分割前の別途積立金を控除した積立金に基づき掛金を算定することができるようにしていただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	<p>基金型の確定給付企業年金(以下、本項目で「基金」といいます。)が合併するときには、新たに基金を設立する他、1つの基金を存続させて消滅した他の基金の権利義務を承継する方法が認められています。また、基金が分割するときには、基金を存続させた上で、一部を分割で設立された基金の加入者とし、権利義務を承継する仕組みとなっています。</p> <p>一方、規約型の確定給付企業年金においては、統合時にも分割時にも現行の規約はその効力を失うことになっています。</p>	確定給付企業年金法第74条、第75条 確定給付企業年金法施行規則第112条	対応	ご提案の内容は、資産にバッファを持たせうたうでの掛金設定を可能とすることを意図していると考えますが、これは平成29年1月1日施行のリスク対応掛金の下で実現できています。	
281117009	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	厚生年金基金制度から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手續きについて	<p>【具体的内容】                      (現状の規制について)                      ・厚生年金基金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合の同意手續きは、次の通りとなっている。                      (1)厚生年金基金の一部を移換する場合以下の同意が必要                      ①企業型年金移換対象者の1/2同意                      ②企業型年金移換対象者以外の1/2同意                      (2)厚生年金基金を解散させる場合移換対象者が一部の場合以下の同意が必要                      ○企業型年金移換対象者の1/2同意</p> <p>(要望内容について)                      ・(1)②の同意手續きについて、確定給付企業年金と同様に、移換対象外の加入員からなる設立事業所(※)については、同意取得の対象外としていただきたい。                      (※)当該移換に伴い、掛金が増加しない前提</p> <p>【提案理由】                      ・確定給付企業年金からの移行と厚生年金基金からの移行について、平仄が合っていないため、要望するものである。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	<p>厚生年金基金の積立金の一部を企業型確定拠出年金の資産管理機関へ移換する場合、企業型確定拠出年金移換対象者の2分の1の同意及び企業型確定拠出年金移換対象者以外の2分の1の同意が必要です。</p>	厚生年金保険法第144条の5第2項	対応不可	存続厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の附則において経過的に存続するものとされているものであり、既に解散した厚生年金基金との公平性の観点から、対応しないこととしています。	
281117010	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手續きについて	<p>【具体的内容】                      (現状の規制について)                      ・確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合の同意手續きは、次の通りとなっている。                      (1)確定給付企業年金の一部を移換する場合以下の同意が必要                      ①企業型年金移換対象者の1/2同意                      ②企業型年金移換対象者以外の1/2同意(積立金の移換に伴い使用される加入者の全てが移換対象者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める場合のその使用される加入者の全てが移換対象者以外の加入者である実施事業所を除く。)                      (2)確定給付企業年金を制度終了・解散させる場合移換対象者が一部の場合以下の同意が必要                      ①企業型年金移換対象者の1/2同意                      ②企業型年金移換対象者以外の1/2同意</p> <p>(要望内容について)                      ・(2)②の同意手續きについて、取得不要、又は(1)に準じ、使用される加入者の全てが移換対象者以外の加入者である実施事業所を取扱不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・以下3点の理由により、要望するものである。                      ・提案の具体的内容(1)では「他の事業所の掛金が増加しないことを前提として」不要となるのに対し、(2)は必須であり平仄が取れていないこと。                      ・制度終了・解散に係る企業型年金への移行については、他の事業所への掛金負担増等の影響がなく、加入者の全てが移換対象者以外の加入者である実施事業所から同意を取得することが不要と考えられること。                      ・平成26年4月1日付通知改正により、厚生年金基金の解散においては、当該同意取得自体が不要とされており、この観点からも平仄が取れていないこと。</p> <p>(※)複数事業所で実施する確定給付企業年金において、一部の事業所が、給付の全部を企業型年金へ移行する場合は、当該事業所以外の加入者の同意は(掛金が増加しないことを前提として)不要であるが、制度終了・解散に伴い、一部の事業所が残余財産を企業型年金へ移換する場合は、当該事業所以外の加入者の同意が必要となる。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金の積立金の一部を企業型確定拠出年金の資産管理機関へ移換する場合、(1)確定給付企業年金の一部を移換する場合、企業型確定拠出年金移換対象者の2分の1の同意及び企業型年金移換対象者以外の1/2同意(積立金の移換に伴い使用される加入者の全てが移換対象者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める場合のその使用される加入者の全てが移換対象者以外の加入者である実施事業所を除く。)                      (2)確定給付企業年金を制度終了・解散させる場合、移換対象者が一部の場合には、企業型確定拠出年金移換対象者の2分の1の同意及び企業型確定拠出年金移換対象者以外の2分の1の同意が必要です。</p>	確定給付企業年金法第70条の2第2項、第4項 確定給付企業年金法施行令第54条の3第2項	対応不可	確定給付企業年金を制度終了・解散する場合には、残余財産の企業型確定拠出年金への移換に係る対象者の範囲に含まれない者について、移換を行うか残余財産の分配を行うかの希望が反映されるよう、移換の対象とならないことについての同意を必要としています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281117011	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの給付減額手続きの廃止	<p>【具体的内容】                      (現状の規制について)                      ・確定給付企業年金法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移転・承継において、給付減額となる場合は給付減額に関する同意が必要となる。</p> <p>(要望内容について)                      ・移転先制度において、移転元制度の過去分を保証する給付設計となっている場合にあっては、確定給付企業年金法第79条第1項ただし書きの本人同意の取得をもって、給付減額の判定及び給付減額に係る同意手続きは不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・出向等に伴い、確定給付企業年金の実施事業所に使用される加入者の一部について給付の支給に関する権利義務を他の確定給付企業年金が承継する場合、当該加入者の同意を得れば、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに権利義務の移転をすることができるが、給付減額の判定及び給付減額に係る同意手続きは必要とされている。                      ・昨今、企業グループ内での人材交流の促進に伴う個人単位の権利義務移転・承継が増加しており、当該手続きの簡素化が望まれているところである。                      ・平成29年7月1日付確定給付企業年金法の改正により、本人の同意取得を前提として、権利義務移転承継に係る承認・認可申請が不要とされたが、引き続き、給付減額の手続きは必要とされている。                      ・権利義務移転後適用となる給付内容が予め規約に定めてあり、当該内容も含めて同法第79条第1項ただし書きの本人同意を取得することをもって、当該者の意思確認は可能である。                      ・また、同一確定給付企業年金制度内におけるグループ間の異動の場合は、過去分のみを保証すれば給付減額の判定は不要とされており、同様に過去分を保証することをもって、他の確定給付企業年金制度への異動であっても、給付減額の判定を不要としていただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移転・承継において、給付減額となる場合は給付減額に関する同意が必要である。	確定給付企業年金法第79条、確定給付企業年金法施行令第49条第2号、同施行令第50条	対応不可	移転に係る同意と給付減額に係る同意は、それぞれ別の内容であり、移転元制度の過去分を保証する給付設計となっている場合にあっては不要とすることは出来ません。なお、同一確定給付企業年金制度内におけるグループ間の異動の場合は規約の変更を伴わないため、給付減額に該当はありません。	
281117012	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	中小企業者の要件を満たさなくなったことにより中小企業退職金共済の解約手当金を確定給付企業年金に移換する際の基準の緩和	<p>【具体的内容】                      ・中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行において、解約手当金が確定給付企業年金における過去勤務債務の額以内であることを要件としていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・今般の中小企業退職金共済法の改正に伴い、中小企業者でなくなったことにより中小企業退職金共済の解約手当金を既に実施している確定給付企業年金にも引き渡せることとなったが、引渡しの際、当該解約手当金に基づき給付の現価が当該解約手当金を下回らないことが要求される取扱いになった。                      ・当該取扱いによると、確定給付企業年金において当該解約手当金に予定利率以上で利息を付与しなければならないこととなる。                      ・従来、解約手当金が確定給付企業年金における過去勤務債務の額以内であればよく、移行後の給付設計で調整することにより解約手当金自体への利息付与は必須ではなかったため、規制が強化されている。また、当該取扱いが確定給付企業年金法施行規則第22条の2の規定による脱退一時金相当額の取扱い(利息付与は義務付けられていない。)と不整合である。                      ・確定給付企業年金への引渡しによる老後所得拡充を促進する上で、当該利息付与が事業主の負担となり移行の阻害要因となることを避けるためにも、確定給付企業年金においては解約手当金の額自体を維持すればよいとするよう、要望するものである。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	中小企業者でなくなったことにより退職金共済規約を解除された事業主について、中小企業退職金共済法第17条の規定に基づき、機構がその被共済者に係る解約手当金に相当する額を当該事業主が実施する確定給付企業年金に引き渡す場合には、確定給付企業年金において当該引渡しにより増加した給付現価の額が、当該解約手当金に相当する額の合算額を下回らないこととしています。	中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ	対応不可	今般の改正は、中小企業者でなくなったことに伴う解約手当金相当額の引渡しを行うことのできる制度を、既に実施している確定給付企業年金にも拡張するとともに、当該確定給付企業年金において、当該引き渡した解約手当金相当額に見合う給付の増額が行われるよう規定の精緻化を行ったものです。従来の規定では、「過去勤務債務」の中に当該引渡しに伴い増額される給付以外の給付に相当する現価を含めることが可能となっていたことから、当該規定の精緻化を行ったものであり、緩和することは不可能です。	
281117013	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	確定給付企業年金における遺族の範囲	<p>【具体的内容】                      ・確定給付企業年金法に定める遺族において、同性婚のパートナーを遺族に含めていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・確定給付企業年金法第48条第1号に定める「配偶者(届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)」との規定において、同性婚パートナーが含まれるかどうかについては解釈が不明である。                      ・上記主旨の取扱いを社内規定に反映させる企業があらわれるなど、性的指向による差別禁止を実施することが今後想定されることから、同性婚のパートナーを遺族に含めていただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法に定める遺族において、同性婚のパートナーを遺族に含めません。	確定給付企業年金法第48条	対応不可	厚生年金(本体部分)の取扱いに準ずることとなりますが、厚生年金においても現状として同性婚のパートナーを含めておりませんので、確定給付企業年金においても同性婚のパートナーを含めることはできません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281117014	28年 11月17日	28年 12月6日	29年 2月15日	確定拠出年金における外国籍の取扱い	【具体的内容】 ・外国籍の方が母国に戻る時に、日本企業で積み立てた確定拠出年金の残高を「一時金で受給」することを認めていただきたい。 【提案理由】 ・日本国籍以外の者も、被用者年金被保険者等であれば、確定拠出年金への加入が認められている。しかし、原則60歳に到達しないと確定拠出年金の給付は開始されないことになっている。今後、グローバル化が一層進み、外国籍採用が増加することが想定されるため、これまで以上に帰国時(帰国一時金受給)の「一時金受給」の必要性が高まることが考えられることから「一時金で受給」することを認めていただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	確定拠出年金法附則第2条の2	対応不可	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。 また、企業型年金を実施する事業主においては、外国人を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求ができない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと考えます。	◎	
281117015	28年 11月17日	28年 12月6日	29年 2月15日	個人型確定拠出年金における加入者の範囲	【具体的内容】 ・個人型確定拠出年金における加入者範囲を65歳まで拡大していただきたい。 【提案理由】 ・企業型確定拠出年金では規約に定めることで、65歳まで加入者となることが認められているが、個人型確定拠出年金の加入者範囲は60歳未満の被保険者とされている。 ・個人型確定拠出年金の普及、従業員の多様なライフプランに対応し、また、企業型確定拠出年金との整合性の観点から、個人型確定拠出年金の加入者範囲を65歳まで拡大していただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	確定拠出年金法第62条第1項第2号	対応不可	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。	◎	
281117016	28年 11月17日	28年 12月6日	29年 2月15日	確定拠出年金における企業型年金加入者掛金の給与比例に基づく掛金額計算	【具体的内容】 ・企業型年金加入者掛金の額は「複数の具体的な額から選択」することとなっているが、掛金の額を給与比例で計算する設計を認めていただきたい。 【提案理由】 ・平成13年8月21日付通知「確定拠出年金制度について」第1の3において、「企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。」と定められている。 ・加入者掛金の額は、一定の額を複数の選択肢から加入者が決めることになっているが、給与比例のように加入者掛金の額が変動する設定方法は認められていない。 ・しかし、確定給付企業年金制度で従業員提出(提出額は給与の一定率を採用)をしている先が確定拠出年金制度に移行する場合など、給与比例の方が移行前後での整合性が高い場合があることから、掛金の額を給与比例で計算する設計を認めていただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	通知「確定拠出年金制度について」(平成13年8月21日年発第213号)第1の3	対応不可	企業型加入者掛金は、加入者自らが掛金を拠出するものであることから、掛金額が明確である「具体的な額」により設定することが必要であると考えます。		
281117017	28年 11月17日	28年 12月6日	29年 2月15日	確定給付企業年金から確定拠出年金への移換額	【具体的内容】 ・確定給付企業年金から確定拠出年金へ移行できる移換額の算定基準として要支給額に基づく移換を認めていただきたい。 【提案理由】 ・確定給付企業年金から確定拠出年金へ移行できる移換額は、最低積立基準額と規定されている。 ・移行時に退職した場合に受け取る確定給付企業年金の要支給額を基準として確定拠出年金への移行を行うケースが多数存在することから要するものである。 ・なお、確定給付企業年金の要支給額は規約に基づく給付額であり、確定拠出年金への移換額として公平性や合理性があると考えられ、退職一時金から確定拠出年金へ移行する場合の取扱いとも整合的である。また、確定給付企業年金の要支給額は最低積立基準額の算定方法の一種であるとも考えられることから、最低積立基準額を基準として確定拠出年金への移換額を定める現行法令の趣旨に沿うものであると考えられる。	(一社)信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行令第54条の2第4号	対応不可	確定給付企業年金制度においては、最低積立基準額を基準として受給権の保護を図っていることから、確定拠出年金への移換額の算定基準の変更には慎重な検討が必要であると考えます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281117018	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	退職金制度から確定拠出年金制度へ分割移換する場合の移換開始時期	<p>【具体的内容】 ・分割移換の初回は移行日の属する年度とされている制限を緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・退職金制度から確定拠出年金制度への資産移換を行う場合には、退職給与規程の改正又は廃止の行われた日(移行日)の属する年度から分割移換することとされており、移行日が年度末に近い場合には変更が生じます。 ・一方、例えば確定給付企業年金からの移換金の受入れではこのような制約はない。 ・要給額と最低積立基準額の差額を退職金制度から移換する場合など移換額に時間を要する場合もあり、現行法令下では確定拠出年金への移行時期に実務上の制約がかかっている(例えば1月移行などの場合、同年3月までに移換額を計算し初回移換を行う必要があり、実務上のハードルが高い)ことから、制限を緩和していただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	確定拠出年金法施行令第22条第1項第3号	対応不可	資産の移換を翌年度以降に後倒しすることは、確定拠出年金加入者にとつて、資産運用面でも不利益となることから、当該年度内に速やかに移換することが必要であると考えます。	
281117027	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	航空機用非常用装備品に該当する食品の輸入申請の簡素化	<p>【具体的内容】 航空運送業者が国際・国内路線を問わず自社航空機材に搭載する目的で輸入する非常用装備品に包含される食品(飲料水等)の輸入申請については、輸入者から提出される確認願による手続きを認めるべきである。 また、他の航空運送業者が運航している航空機の緊急整備のため、航空運送業者が確認願にて輸入した食品(飲料水等)を包含する非常用装備品を当該航空運送業者へ譲渡することも認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 航空運送業者が自社航空機材に搭載する目的で輸入する非常用装備品に包含される食品(飲料水等)については、その輸入の際に所轄検疫所の指導により、当該食品の用途が専ら自社国際線に使用する目的に限り、輸入者から提出される確認願による手続きが認められている。他方で、当該食品の用途が専ら国内線に使用する目的である場合、食品衛生法第27条に基づく輸入届出による審査手続きを経なければ輸入が認められていない。 しかし、国際・国内の両路線を運航している航空運送業者が使用している航空機材(ボーイング型777型機、同767型機、同737型機等)は、旅客等の需要動向や事業計画の変更等により、同一航空機材を国際・国内の両路線に兼用するケースが常態化している。そのため、当該食品の用途が「専ら自社国際線に使用する目的」に合致するか、判断に苦慮する場合があります。機動的かつ効率的な航空機の運用を妨げる一因となりうる。 航空機の非常用装備品に包含される食品(飲料水等)は、救命いかなだ等(主に国際線を飛行中の航空機が緊急時に海上等へ着水した際に使用)に装備されるものであり、国内線を飛行中の航空機において救命いかなだを使用する可能性は極めて低く、その用途は「専ら自社国際線に使用する目的」とみなすことは特段支障がないと思われる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	食品衛生法第27条	対応不可	国際線で使用する食品については、その機内のみで使用され、日本国内での流通、販売等を目的としないことから、食品等輸入届出書の提出を求めていません。 日本国内を飛行する国内線での使用を目的としている場合には、飲食に起因する衛生上の危害発生防止及び国民の健康保護の観点から、非常用装備品に包含される食品(飲料水)であっても、食品等輸入届出書の提出が必要となります。 なお、航空運送業者が確認願にて輸入した非常用装備品に含有される食品(飲料水等)を国内線で兼用していた場合、食品衛生法第27条違反となり、第75条の規定により、航空運送業者に50万円の罰金、行為者に50万円の罰金が科せられる可能性があります。	
281117045	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	毒物及び劇物取締法に関する製造業登録、輸入業登録及び専任の毒物劇物取扱責任者設置に関する規制の見直し(天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱う国内メーカーと原子力発電事業者との二重規制の解消)	<p>【具体的内容】 毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という)においては、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造/輸入する場合、製造業登録/輸入業登録が必要としているが、原子力発電事業者は毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗を持たないことに鑑み、 ・実質的に劇物にあたる天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱っている国内メーカーとの二重規制を撤廃し、製造業登録を不要とすべき。 ・自家使用を目的とした当該物質の輸入については、輸入業登録を不要とするべき。 製造業登録又は輸入業登録を不要とすることが難しい場合であっても、毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗を持たない事業者の場合、意味をなさない毒物劇物取扱責任者の設置の撤廃を要する。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 毒劇法第三条において、毒物又は劇物の製造業/輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造/輸入してはならず、登録を受けた場合、毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗に専任の毒物劇物取扱責任者を置くことが義務付けられている。 (b)現在、原子力発電所にて使用するウラン燃料を国内で加工するにあたって、原子力発電事業者が自ら使用する目的で海外より天然六フッ化ウランを調達し、国内濃縮事業者にて濃縮を実施した後、濃縮六フッ化ウランを原料として国内加工メーカーに支給し、最終的に完成したウラン燃料を原子力発電事業者が原子力発電所にて受け取っており、その時点からウラン燃料の取り扱い無償を実施している。一方、濃縮工程で発生した劣化ウラン(ウラン燃料として使用されないウラン)は無償で濃縮事業者に譲渡しており、劇物等の物理的な取り扱いは一切全ての所有者である濃縮事業者にて実施している。原子力発電事業者としては、物理的に天然六フッ化ウランや濃縮六フッ化ウランを扱わない中、毒劇法上の製造業登録と輸入業登録を実施しているが、これは実際に当該物質を扱っていない濃縮事業者と二重規制とも言える。また、天然六フッ化ウランや濃縮六フッ化ウランが物理的に存在しない発電所に毒物劇物取扱責任者を置くことは過剰な規制である。以上を踏まえ、原子力発電事業者の製造業登録及び輸入業登録を不要とするともに、毒物劇物取扱責任者の設置も撤廃すべきである。 (c)要望が実現した場合、現実に則していない規制への対応が必要となり、以下の手続き等現行規制対応に関する負担が軽くなる。 ・製造業登録及び輸入業登録の更新手続き ・毒物劇物取扱責任者の登録 ・登録事項に変更が生じた際の更新手続き</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	その他	事業者が最終的に自らの業に用いるために自家消費する目的で輸入した毒物劇物についても、当該毒物劇物を原料とする製剤等の加工を他者に委託するなど国内製造が生じる場合は、授与のための輸入にあたりますので、少なくとも毒物劇物営業業者(輸入業)としての登録が必要です。また、製造行為の一端を担っている場合は、当該事業者は製造業の登録も必要です。 毒物及び劇物の流通に当たっては、常にいずれかの毒物劇物取扱責任者の指揮管理下にあることが必要であり、特に輸入業については、日本国内に毒劇物が陸揚げされた時点からその管理責任を負うことが可能なのは当該輸入業者以外に存在せず、その運搬や貯蔵を他者に委託する場合であっても専門の知識を持った毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害防止に努めなければならないこととしていますので、直接に毒物劇物を取り扱わない輸入業者における毒物劇物取扱責任者の設置は、保健衛生上の危害防止の観点から必要なものであり、二重規制には当たりません。 六フッ化ウランは毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)第2条第11号に規定する「可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤」に該当する劇物であり、特に原子力事業者の六フッ化ウランの製造及び輸入については、平成4年1月21日付付内閣発第122第7号「衆議院議員岡晴正君提出毒物及び劇物取締法に関する質問に対する答弁書」及び平成4年9月8日付付内閣発第124第2号「衆議院議員長谷百合子君提出毒物及び劇物取締法に基づく六フッ化ウランの劇物指定に関する質問に対する答弁書」にて示しており、二重規制ではありません。今後も事業者の業務の実態を踏まえた上で管轄の都道府県等と協力して指導を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 推進会議に おける再検 討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
281117046	28年 11月17日	28年 12月6日	29年 2月15日	局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消	<p>【具体的内容】 労働安全衛生分野では、局所排気装置の性能基準による規制と管理濃度による規制がある。このうち、局所排気装置は、直接屋外排気することや、想定される使用環境において漏洩させないための最低風速が規定されている。</p> <p>一方、技術革新によって、排気の一部を屋内で循環させたり、風速を下げた状態においても、有害物質を健康被害の可能性が低いレベルに抑えることができることが可能となっている。なお、局所排気装置を不要とするのも認められているが、申請許可を得るまでに長期間を要している。</p> <p>そのため、第一管理区分を満たす場合は、局所排気装置の規制をなくし、管理濃度による規制のみとし、二重規制を解消すべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 有機溶剤中毒予防規則第十五条の二で、局所排気装置の排気を直接外気に向かって開放することが規定されている。また、第十六条では制御風速が規定されている。</p> <p>第十三条の三により、所轄労働基準監督署長の許可を受けて局所排気装置等を設置しないことも可能であるが、許可を得られるか不確実な段階で新しい技術の導入工事を実施し、効果を検証してから申請する必要があり、設置後も許可を得られるまではこの技術を使用できない。さらに、許可を得られるまで長期間かかるため、新しい技術を導入するための大きな障害となっている。</p> <p>同様の規制は特定化学物質障害予防規則にもあり、第七条で排気口は屋外に設けられていることが規定されており、第六条の三で装置を設けないことができる場合について規定されている。</p> <p>(b)要望理由 室内から排気を行うと、同じ量の外気を室内へ導入する必要がある。このとき、外気の温度を室内と同程度まで加熱・冷却するため、排気が多いほどエネルギーの消費量が増加する。そのため、排気を減らすことが省エネルギーにつながる。局所排気装置は、現在の規制では排気をすべて屋外へ開放する必要があるため、排気中の有害物質を除去する技術があったとしても、清浄化した排気を循環することができない。さらに、制御風速が規定されているため、低風速で有害物質を制御できる技術があったとしても、局所排気装置の風量を削減することができず、外気の導入量を削減することができない。また、局所排気装置の性能基準を満たさない装置を使用する場合、許可を受けるまでの期間が障害となる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 排気の一部を室内へ循環することが可能になると、局所排気装置に有害物質の除去装置を組み合わせて排気の有害物質濃度を十分に低くすることで、排気の一部を室内に循環しながら室内は第一管理区分を維持するようなシステムの構築が可能になる。また、制御風速が徹底されれば、装置の形状などを工夫する余地が生まれるため、技術革新が可能になる。これらの対策技術が新たに構築されると、安全と省エネルギーを両立することが可能となる。これにより、安全を維持するためのコストが下がるため、作業環境を改善する対策技術の導入促進が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)等では、有機溶剤業務等に労働者を従事させるときは、発散する有害物により作業場内の空気が汚染されることにより引き起こされる労働者の健康障害を防止するため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等(以下「局所排気装置等」という。)の設置を義務づけている。</p> <p>ただし、有機溶剤中毒予防規則等を改正し、事業者は、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤業務等を行う屋内作業場等における有機溶剤等の濃度の測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局所排気装置等を設けないことができることとしている。</p>	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十二条第一号及び第二十七条第一項 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第五条及び第十三条の三第一項 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第四条第二項及び第三項、第五条並びに第六条の三第一項等	対応不可 検討を予定	<p>局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤業務等を行う屋内作業場等における有機溶剤等の濃度の測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局所排気装置等を設けないことができることとしております。なお、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤等の濃度の測定の結果が継続的に第一管理区分となることが見込めるか、有害物を分解することを内容とする発散防止抑制措置である場合に分解生成物にばく露することによる健康障害を生ずるおそれがないか等の点についても労働基準監督署長の許可を得ることにより担保する必要があるため、第一管理区分であることのみをもって、局所排気装置等を設けないことができることはできません。</p> <p>また、所轄労働基準監督署長の許可に係る期間については、許可された事例を公表し、汎用性のある発散防止抑制措置を普及させること、典型的な発散防止措置については審査を簡略化すること等、審査に要する期間を短縮できるよう方を検討します。</p>	△
281117048	28年 11月17日	28年 12月6日	28年 12月28日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	<p>北海道の日高地域は、軽種馬産業が基幹産業であり、生産頭数が全国の約8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており国内産競馬を支える重要な地域でもある。</p> <p>しかしながら酪農や他畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。</p> <p>一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まっている。</p> <p>そこで、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬による産業振興の中心となる人材を育成したい。</p> <p>また、海外において軽種馬産業が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内における更なる軽種馬産業の発展につながる可能性がある。</p>	民間団体	法務省 厚生労働省	<p>-技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>-技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出国の実習ニーズに合致すること、 に加入、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。</p> <p>-このうち、③については、具体的には、業界団体を中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令技能実習制度推進事業運営基本方針 Ⅱ 各論 2 対象技能等(2)、別表	その他	<p>ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるかも含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
281117049	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	農業分野における外国人技能実習生に係る「作業の追加」について	<p>(具体的内容) 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。</p> <p>(提案理由) 北海道の日高地域は、軽種馬産業が基幹産業であり、生産頭数が全国の8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、内国産競馬を支える重要な地域でもある。しかしながら、酪農や他畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。 一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まっている。 そこで、本制度を利用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬による産業振興の中心となる人材を育成したい。 ししては、海外において軽種馬産業が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内におけるさらなる軽種馬産業の発展につながる可能性がある。</p>	民間団体	法務省 厚生労働省	<p>・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出国の実習ニーズに合致すること、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。</p> <p>・このうち、③については、具体的には、業界団体が中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針、II各論、2対象技能等(2)、別表	その他	・ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるかも含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。		
281117050	28年11月17日	29年3月14日	29年3月31日	まつ毛エクステンション用グルーの品質表示新基準策定	<p>国民生活センターから業界団体への要望も踏まえ、まつ毛エクステンションの道具やサービスに関連する消費者トラブルを減少させるため、まつげエクステンション施術用グルーに対し新たな品質表示を策定し義務付けることにより、消費者のアレルギーの誘発や粗悪品の流通を防止する為にご提案します。</p> <p>・グルー(装着用接着剤)で、シアノアクリレートとアクリル樹脂を含むものは「人によりアレルギー反応を起こす恐れがある」を明記する。 ・使用期限を明記する。 ・販売者にSDSの保持及び購入者への適宜公開を義務付ける。 ・SDSに記載されているマテリアルの名称を配合量の多い順に表示する。 ・製品又は説明書に「販売者名・連絡先・用途・容量・注意事項・製造国」を表示する。 ・使用実態に即した試験方法で「皮膚一時刺激性試験」を行うことを推奨する。その試験結果が一定水準安全性にない場合は販売を自粛させる。 ・使用実態に即した試験方法でホルムアルデヒド試験を行い、硬化後に一定量を超える溶出がしてはならないことを義務付ける。</p> <p>現状、まつ毛エクステンションサロンにおいて施術に使用される接着剤(グルー)は、家庭用品や化粧品や医薬部外品のいずれにも属さない為販売者のモラル任せという状態にあります。そのため「使用方法や使用期限」といった重要事項すら記載していない製品が流通しています。「どういうリスクがあるのか?いつまで使えるのか?」がわからないということです。そもそもグルーにはアレルギー性があると考えられます。また、使用期限を過ぎて劣化したグルーを使用した場合、皮膚や目に対して身体被害リスクが高まる恐れがある為、業界団体によって自主的に規制されています。</p> <p>現在、道具は主として有識者がサロン施術に使用する業務用ですが、ヘアカーラー溶剤やネイル溶剤などと同じように一般消費者にも販売されています。しかし、家庭用品としての品質表示義務には、素材の特徴や用法が似て非なる「つけまつげ用のノリ」や「肌着等の長時間肌に触れるもの」に対する規制がありません。</p> <p>このような「道具の規制が何もない状態」が消費者トラブルの減少を勢い付けない原因であると考えられる為、ご提案申し上げます。</p>	株式会社松風	消費者庁 厚生労働省	<p>【消費者庁】 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)は、家庭用品の「品質」に関する表示の適正化により、不利益な購入や不合理な使用を行わされることのないようし、一般消費者の利益を保護することを目的としています。同法に基づき、一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号。以下「政令」という。)又は家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号。以下「内閣府令」という。))において指定する家庭用品について、どのような表示をすべきか定められています。 まつ毛エクステンション施術用グルーについて、現在、政令及び内閣府令において家庭用品として指定していないため、同法に基づき、表示を義務付けていません。</p> <p>【厚生労働省】 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号。以下「家庭用品規制法」という。))は、国民が日常生活を送っていく上で使用する家庭用品に含有する有害物質を規制することにより、国民の健康を守り、安心して日常生活を送れるようにすることを目的としており、保健衛生上の見地から厚生労働省令で指定する家庭用品について、家庭用品規制法第4条第1項の規定に基づき、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に關し、必要な基準を定めています。家庭用品規制法第2条において、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」を家庭用品と定義しており、使用目的、販売態様等から明確に「業務用」とされるものは対象としていません。</p>	【消費者庁】 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第一条、第二条第一項 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)別表 家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)第一条 【厚生労働省】 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)第一条、第二条及び第四条	【消費者庁】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可	【消費者庁】 「制度の現状」欄記載のとおり、家庭用品品質表示法は、家庭用品の「品質」に関する表示の適正化により、不利益な購入や不合理な使用を行わされることのないようし、一般消費者の利益を保護することを目的とした法律であるため、同法において安全性に係る表示を義務付けることは困難です。	【厚生労働省】 提案事項の内容では健康被害の原因がまつ毛エクステンション用グルー(接着剤)によるものか、手技によるものかが不明確であり、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」である家庭用品として、家庭用品規制法の規制対象とすべきか否かが明らかではないため、試験方法に関する提案については対応することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281117051	28年11月17日	29年3月8日	29年3月31日	美容師法の改正による「まつ毛美容師」資格の新設	まつ毛を美しく見せる新しい美容法として女性に人気のまつ毛エクステーション。流行から10年程だが、市場規模は2015年の調査報告によると1500億円市場といわれており、10年前の4倍程度に増加しているという説もある成長著しい産業である。女性(消費者)の女性(技術者)による美容といっても過言ではない「女性中心の産業」である。しかし、歴史の浅い美容法ということもあり、消費者や技術者がリスク(アレルギーなど)を正しく認識していないことなどによる消費者トラブルが度々問題となっている。 平成20年に厚生労働省から「まつ毛エクステーションの施術には美容師資格が必要」という主旨の課長通知が出された。しかし、その時点もそれ以降も大半の美容学校ではまつ毛エクステーションに関する授業を行っておらず、美容師の国家試験の際にも「まつ毛エクステーション」の課題はない。現時点で美容師資格を保持している人は美容学校で「まつ毛エクステーション」を全く習っていない。「美容師の資格を持っていれば知識や技術がどの程度であるかが施術して良い」と解釈されている人がいることは消費者トラブル減に歯止めがかからないという問題の根拠部分となっている。事実、平成20年以降、美容師が施術することになって約8年になるが、国民生活センターの報告によると「消費者トラブル報告は過去5年100件前後」で推移しており消費者問題から消えないままである。まつ毛エクステーションは、多数の道具を使用する技術であるため、技術の練習より先に「道具の使用方法に関する知識」をつけることは何より重要である。 「授業時間ゼロ」「専門資格無し」ではなく、一定期間まつ毛エクステーションだけを専門的に美容学校で習えば「まつ毛美容師」の受験資格を有することが出来、試験に合格した人がまつ毛美容師になれるという資格制度を新設すれば、消費者トラブルは根本的に減らせる。同時に、現在よりも短期間で資格を得ることができれば、社会人による資格取得や美容学校入学も出てくるのが期待出来る。これは人不足の問題を抱える美容業界の解決策にもなり「女性の活躍」「働き方の多様化」にも貢献する。 なお、すでに美容師資格保持者でまつ毛エクステーションの施術をしている人については、施術を制限するのではなく、消費者の安全を確保する観点から何らかの経過措置を講じてはどうか。	個人	厚生労働省	美容師は、美容師法第2条において、「美容」とは、パーマネットウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることであり、「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいい、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設と定義しています。 また、美容師法第6条において、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととしています。	美容師法第2条及び第6条	対応不可	美容師は、技術だけでなく関係する法律等も含め、体系的に学んでいるため、衛生的で安全な業務が行えるものと考えます。そのため、業務内容ごとに細分化し、それぞれの業務を資格として取得させることは、公衆衛生上適切な規制とは考えていません。	△
28112012	28年11月21日	28年12月19日	29年6月15日	有料老人ホーム建築における共同住宅並みの容積緩和	【具体的内容】 建築基準法上「共同住宅」に該当する建物では、共用の廊下や階段、エントランスホール、エレベーターホールなどが、容積率算定上、延床面積から除外される(以下、地下室の緩和を含め「容積緩和」という)。 しかし、老人福祉法上の「有料老人ホーム(以下、「ホーム」という)」を建てる場合、建築基準法上「老人ホーム」用途となると容積は緩和されない。 その結果、同敷地で投資建物の用途を判断する場合、「ホーム」は小さな建物になるため、分譲住宅等「共同住宅」が採択される蓋然性が高くなる。 今般、社会的ニーズも高く、整備が急務である「ホームの建築」に関し、「共同住宅」同等の「容積緩和」を要望する。 【提案理由】 共同住宅(分譲マンション、賃貸マンション等)も建設可能な高齢者住宅に相応しい土地(周辺環境、交通アクセス、利便性等)にて、建築基準法上の「老人ホーム」を建築する場合、「共同住宅」と比較すると、共同住宅で認められている容積緩和を受けられない結果、住戸専有に係る容積対象延床面積が減少する。 同じ敷地で建築可能な建物面積が小規模にならざるを得ないこと、すなわち投資効率が悪いことになるため、建物新築の事業判断または投資決定をする場合、同じ住宅系では「ホーム※」は「共同住宅」よりも劣後する。 ※老人福祉法上の「有料老人ホーム」の判断基準: 高齢者を入居させ、①食事の提供、②入浴、排泄、食事の介護、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理の少なくとも一つのサービスを提供する場合は、「サービス付き高齢者向け住宅」登録を行っているも、老人福祉法第29条に定める「有料老人ホーム」に該当する。老人福祉法上「有料老人ホーム」に該当すると、建築基準法上は「老人ホーム」用途の扱いとなる。 容積緩和に関し、「共同住宅」では、共用の廊下や階段、エントランスホール、エレベーターホールなどが、容積率算定上、延床面積から除外されている。これに加え、建築基準法では「住宅の容積率算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例を老人ホーム等についても適用する(建築基準法第52条第3項)」と規定され、容積緩和は建築基準法上はすでに手当てされているものの、一部の都道府県では、老人福祉法上「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む。以下同様)」に該当すると、地下室は作れない(例:東京都福祉保健局「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」)。 日本の(超)高齢社会において、高齢者のすまいのひとつである「ホーム」を整備しやすくすることは、社会的ニーズの高いことであると考え。 緩和により、共同住宅用途の土地建物投資効率と比較しても遜色がなくなれば、「ホーム」の適正な整備が進むと思われる。また、従来より利便性、環境が向上した立地条件に「ホーム」が建てられることになり、入居者も安全・安心・快適に、より充実した生活を送ることが期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省	建築基準法第52条の容積率の規定により、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を用途地域等に応じて定めています。 ただし、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下・階段の床面積は算入しません。 ※「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」は、厚生労働省が策定している有料老人ホーム設置運営標準指導指針を参考に指導監督権限のある東京都が策定されているものであり、地下室に関する規定は、厚生労働省が示している規定ではありません。	建築基準法第52条第6項	対応不可	共同住宅の共用の廊下・階段の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないこととしています。 新たに建築される老人ホームは、多くの場合、共用部分が生活の場として利用されていることから、一律に容積率不算入とするのは困難です。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281122001	28年11月22日	28年12月19日	29年1月31日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	1) 具体的内容 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。 2) 提案理由 北海道の日高地域は、軽種馬産産が基幹産業であり、生産頭数が全国の約8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、国内産競馬を支える重要な地域でもある。しかしながら、酪農や他畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。 一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まっている。 そこで、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬による産業振興の中心となる人材を育成したい。 そして、海外において軽種馬産産が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内における更なる軽種馬産産の発展につながる可能性がある。	民間団体	法務省 厚生労働省	・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。 ・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出国の実習ニーズに合致すること、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。 ・このうち、③については、具体的には、業界団体を中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針 II各論 2 対象技能等(2)、別表	その他	ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。	
281123001	28年11月23日	28年12月19日	29年3月15日	スギ花粉をお米として食へる道を拓いてほしい	現在日本では、スギ花粉症を治療するお米や、アルツハイマー病を予防したり、高血圧症や糖尿病を予防・治療のためのお米が研究されている。私達「食のコミュニケーション円卓会議」では、こうしたお米を、付加価値のついた食品として、つまりお米として食へられることを願っている。 食事から有用成分の摂取が可能になることは、消費者として大きなメリットと考える。また、農業生産者も付加価値の付いた収益に有利なお米の生産ができ、それは稲作農業の活性化に繋がると考えられ、地方産業の活性化に繋がる可能性も高まる。このような遺伝子組換え農作物の実用化に向けて、食品として利用することで消費者や農業生産者がメリットを享受できるよう、規制を整えてほしい。	食のコミュニケーション円卓会議	厚生労働省	スギ花粉症の治療、アルツハイマー病の予防等、疾病の治療、予防等を目的とする遺伝子組換え米は、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品に該当するものであり、当該米を医薬品として利用することは可能です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第2条等	現行制度下で対応可能	疾病の治療、予防等に用いられるものは、その有効性が確保されなかった場合、患者の治療機会を逃すなどの保健衛生上の危害が発生するおそれがあります。また、遺伝子組換え食品については、その安全性が確保されなかった場合、アレルギーなどの健康被害を生じるおそれがあります。このため、スギ花粉症の治療等に用いる遺伝子組換え米については、その品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品として適切な管理の下で利用する必要があります。ただし、米であっても、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けることにより、医薬品として利用することは可能です。	△
281124003	28年11月24日	28年12月19日	29年5月31日	民泊サービス(戸建住宅等)を活用した宿泊サービスの提供)における建築基準法の取扱いについて	【提案目的】 訪日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。 一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。 現在、国では規制改革実施計画(H28.6.2閣議決定)において、民泊サービスを推進するため、平成28年度中に法案を提出することとされ、検討されているところである。 このため、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、建築基準法の取扱いを戸建住宅と同様の規制とし、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、宿泊施設不足の解消や、空き家の有効活用を促進する。 【提案内容】 民泊サービスに関する新法においては、次の想定事例に該当し、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、建築基準法の規制を戸建住宅と同様の規制にすること。 (1) 想定事例 1. 宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の1グループ 2. 10人以下など少人数への1棟貸 3. 住宅の規模が2階以下かつ300平方メートル未満 (2) 建築基準法の取扱い 上記(1)の想定事例に係る戸建住宅については、家主居住型、家主不在型に関わらず住宅とみなして宿泊施設として利用できるようにすること。具体的には、建築基準法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同じ規制にすること。 1. 界壁・間仕切壁 2. 排煙設備の設置 3. 内装制限 4. 屋内階段の寸法 【懸念される課題】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。民泊サービスは住宅を活用した宿泊サービスの提供であることから、既存のホテル・旅館と同様の建築基準法の規制とした場合、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながり、民泊サービスの提供が進まないおそれがある。 【民間事業者のニーズ】 戸建住宅を活用した宿泊施設を運営する事業者、不動産業者等へヒアリング調査を行った結果、建築基準法の規制を緩和する本県提案に賛同し、次の要望をいただいている。 (例) 現行制度では、画一的な規制により物件の持ち味が失われることもあるため、規制を緩和してもらいたい、など。	広島県	厚生労働省 国土交通省	戸建住宅を住宅宿泊事業を行う届出住宅とする場合は建築基準法上、住宅と扱	住宅宿泊事業法(法案審議中)第6条、第21条	検討を予定	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスを適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、住宅宿泊事業法案を平成29年3月10日に閣議決定し、同日に国会に提出しております。 本法案において、住宅宿泊事業を実施する戸建住宅(以下、届出住宅。)の建築基準法上の用途は、住宅と扱うものとしております。なお、届出住宅については部屋の構造を熟知していない宿泊者が滞在することも想定されることから、火災が発生した場合等の円滑な避難を確保するため、本法案において、非常用照明器具の設置や避難経路の表示等を求めることとしております。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281124004	28年 11月24日	28年 12月19日	29年 1月31日	民泊サービス(戸建住宅等を活用した宿泊サービスの提供)における消防法の取扱いについて	<p><b>【提案目的】</b> 訪日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。 一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。 現在、国では規制改革実施計画(H28.6.2閣議決定)において、民泊サービスを推進するため、平成28年度中に法案を提出することとされ、検討されているところである。 このため、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、消防法の取扱いを戸建住宅と同様の規制とし、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、宿泊施設不足の解消や、空き家の有効活用を促進する。</p> <p><b>【提案内容】</b> 民泊サービスに関する新法においては、次の想定事例に該当し、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、消防法の規制を戸建住宅と同様の規制にすること。 (1)想定事例 1. 宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の1グループ 2. 10人以下など少人数への1棟貸 3. 住宅の規模が2階以下かつ300平方メートル未満 (2)消防法の取扱い 上記(1)の想定事例に係る戸建住宅については、家主居住型、家主不在型に関わらず住宅とみなして宿泊施設として利用できるようにすること。具体的には、消防法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同じ規制にすること。 1. 誘導灯・誘導標識 2. 自動火災報知設備 3. 防炎設備の使用 4. 消火器具</p> <p><b>【懸念される課題】</b> 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。民泊サービスは住宅を活用した宿泊サービスの提供であることから、既存のホテル・旅館と同様の消防法の規制とした場合、古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながり、民泊サービスの提供が進まないおそれがある。</p> <p><b>【民間事業者のニーズ】</b> 戸建住宅を活用した宿泊施設を運営する事業者、不動産業者等へヒアリング調査を行った結果、消防法の規制を緩和する本県提案に賛同し、次の要望をいただいている。 (例) 現行制度では、画一的な規制により物件の持ち味が失われることもあるため、規制を緩和してもらいたい、など。</p>	広島県	総務省 厚生労働省 国土交通省	消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところです。	消防法第8条の3、第17条 消防法施行令第4条の3、第7条、第10条、第21条、第26条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅籠業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められています。戸建住宅を民泊サービスに提供する場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れた火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行っていただく必要があると考えています。 ただし、消防用設備等の設置が必要な場合であっても、消防署長等が火災予防上支障がないと認めた場合には、当該設備等の全部又は一部を設置しないこととする等の取り扱いが可能であり、例えば民宿等に設置される誘導灯及び誘導標識については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」(平成19年消防予第17号)で上記取り扱いの具体的な要件等が示されています。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281125007	28年11月29日	28年12月6日	29年2月15日	高齢化社会における生活支援サービスの実現に向けて	<p>【具体的内容】 今後増大が予想される高齢者の生活支援はもちろん、生活利便性の充実に向けた、包括的な生活支援サービス提供を出来るようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 弊グループが有償で提供している「家事代行サービス」では、(1)酒税法により酒類を購入代行することができない。酒類は、販売主体でなくても、媒介についても免許が必要となる為、利用者に不便を強いている現状がある。</p> <p>(2)産業廃棄物の認可がなければリサイクル目的の品を運送することができない。リサイクル品は「廃棄物ではない」と直ちに判断されるわけではない為、一般廃棄物(又は産業廃棄物)の収集運搬事業者としての許可を持たない事業者では、その運送を引受けることは原則できないのが現状である。</p> <p>(3)クリーニング業法により届出なしでは、洗濯物の運送を委託できない。結果、クリーニング業を営む者(営業者)以外は、洗濯物の受取及び引渡すことができず、利用者に不便を強いている現状がある。</p> <p>頭書の通り、各種規制の緩和等を講ずることにより、高齢者等に対し総合的なサービスを提供することが可能となる。</p> <p>結果、高齢化社会における福祉の一層の増進に資することができると思われる。</p>	ヤマトホールディングス株式会社	財務省 厚生労働省 環境省	<p>(1) 酒税は、特種義務者である酒類の製造者又は酒類を保税地域から引き取る者から、その酒類の価格に織り込まれて転嫁され、最終的に消費者に負担を求めることが予定されています。そのため、酒税の確実な徴収、税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するという観点から、酒類の製造のみならず、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業においても、不適当と認められる事業者を排除し、また、事業者の濫立を防止して酒税の円滑な転嫁を確保するため、酒税法では免許制度が採用されています。</p> <p>酒類の販売の媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介、例えば、取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をすることを業とするものをい</p> <p>(2) 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。</p> <p>上記の判断の結果、廃棄物に該当しないこととされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないこととなります。</p> <p>廃棄物に該当するもののうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する物については産業廃棄物として、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱われることとされていますが、個別の事例ごとの廃棄物該当性に係る実際の判断については、産業廃棄物に関しては都道府県等が、一般廃棄物に関しては市町村が、それぞれ行うこととなっています。</p> <p>産業廃棄物の運搬を業として行おうとする者は当該都道府県知事等の、一般廃棄物の運搬を業として行おうとする者は当該市町村長の、それぞれ許可を受けなければならないこととされています。</p> <p>(3) クリーニング業法第2条において、「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡のための営業者の施設と規定され、同法第3条において、営業者はクリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の機具及び器具を清潔に保つこととされています。</p> <p>また、同法第5条において、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡すすることを営業しようとする者は、営業方法、従業者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととされています。</p>	<p>(1) 酒税法第9条、第10条 法令等解釈通達2編9①4</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第2項及び第4項並びに第7条第1項、第14条第1項 「行政処分」の指針について(通知)(平成25年3月29日付け環境発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p> <p>(3) クリーニング業法第2条、第3条及び第5条</p>	<p>(1) 対応不可</p> <p>(2) 現行制度下で対応可能</p> <p>(3) 対応不可</p>	<p>(1) 酒税法では、酒税の確実な徴収、税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するという観点から、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業をしようとする者は、酒類販売業免許を受ける必要があります。「家事代行サービス」の事業形態が、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業のいずれかの形態に該当する場合には、免許を受ける必要があります。</p> <p>(2) 御指摘の「リサイクル品」について、当該物が廃棄物に該当しない場合には、廃棄物処理法の適用対象とはならず、廃棄物の運搬の許可を受けなくても運搬が可能です。当該物が、廃棄物に該当するか否かについて疑義のある場合は、個別の事案ごとに所管の自治体の関係部局に御相談下さい。</p> <p>なお、当該物が廃棄物に該当する場合、廃棄物の運搬については、生活環境保全上の支障が発生しないように行う必要があります。一般廃棄物であれば市町村長の、産業廃棄物であれば都道府県知事又は政令市長の許可を受ける必要があります。廃棄物の区分に応じて必要な許可を受けて運搬を行うか、排出者から許可を受けている処理業者等に運搬を委託して下さい。</p> <p>(3) クリーニング業法は、クリーニング業に対して公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的としており、営業者に様々な衛生措置等を義務付けています。</p> <p>クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡すことを営業しようとする車両を用いた店舗は「無店舗取扱店」とされており、同法で定める届出をしなくてはならないこととされています。なお、洗たく物の受取及び引渡のみを行う場合は、洗たくを行うクリーニング所と比べて簡易な規制となっています。</p>	◎
281126002	28年11月26日	28年12月19日	29年3月15日	薬局等構造設備規則について	<p>○第1条第3項 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</p> <p>について、なぜ薬局と店舗販売業のみが明確区別を規定されているのか意味不明である。むしろ、その他の営業施設との区別の方が問題になるのではないか。ちなみに他の営業施設は不潔な場所ではない、明確区別とはどの程度をいうのか自治体でバラバラなので統一してもらいたい。店舗販売業は、閉鎖する際、医薬品販売区画のみの閉鎖が良いが、薬局は、薬局全体を閉鎖しなければならないと解釈されている。</p> <p>現在、薬局に介護事業所や保険代理店などの営業施設を併設する事例が出ており、営業時間が異なる場合、薬局でも調剤室と医薬品販売区画のみを閉鎖すれば良いこととしてほしい。</p> <p>また、調剤室でない限り、客が他の施設へ行くために通路として利用したからと言って、公衆衛生上被害が出るような不潔な状況にはならない。そもそも、ハーツージされた製品しか取り扱わない場所について、通路になることを否定するような規定はナンセンスと思ふ。</p> <p>○第1条第4項 面積は、おおむね一九・八平方メートル以上とし、薬局の業務を適切に行うことができるものであること。</p> <p>について、薬局全体の面積が19.8あれば良いように取れる。しかし、休憩室等の付帯設備を含んだ薬局全体の面積と、許可に必要な面積は別としている自治体が多いので、主語を明記してほしい。また、待合と調剤室の必要面積を規定するつくりの方が良いのではないか。今は、待合の面積が規定されていないため、ほぼ調剤室のみの薬局でも良いことになる。</p> <p>薬局内に資格者が常時いないといけないため、薬局とはどこを言っているのかが重要になる。当然、休憩室にいる場合もあるが、それを良いとするなら、薬局とは休憩室も含めた場所をいうのではないかと。きちんと整理してほしい。</p>	個人	厚生労働省	<p>・薬局等構造設備規則では、薬局の構造設備の基準として、当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていることと規定しています。</p> <p>・薬局及び店舗販売業の店舗において、閉店時間のうち、医薬品を販売しない時間は、医薬品を陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければなりません。また、調剤室は、医薬品を購入しようとする者等が、進入することができないよう必要な措置が講じられている必要があります。</p> <p>・同規則では、面積は、おおむね一九・八平方メートル以上とし、薬局の業務を適切に行うことができるものであることと規定しています。また、調剤室は、六・六平方メートル以上の面積を有することと規定しています。</p>	<p>薬局等構造設備規則第1条第1項第3号及び第4項、医薬品医療機器等法施行規則第14条の3</p>	<p>対応不可</p>	<p>医薬品は、身体生命に直接作用を及ぼすものであり、また、使用方法を誤ったりした場合に、生命を損なうおそれもあるため、薬剤師等の配置や構造設備の基準を満たした薬局や店舗販売業の店舗等で取扱う必要があります。薬剤師等が不在で医薬品を販売できない時間においては、購入者が医薬品を直接手にすることのないよう、医薬品を陳列し、又は交付する場所を閉鎖する必要があります。そして、待合外の閉鎖や店舗の配置は様々な形態が想定されるため、自治体が基準を踏まえながらも現場の状況に応じて適切か否かを判断することが適当です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 推進会議に おける再検 討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
281128002	28年 11月28日	28年 12月6日	29年 1月31日	イベント民泊 ガイドライン の見直しにつ いて	<p>平成27年規制改革実施計画によって、イベント時の一時的な宿泊需要の増加に対応するためのイベント民泊は、旅館業法の適用外である旨が明確にされた。しかしながら、平成28年4月1日付で厚生労働省・観光庁から出されたイベント民泊ガイドラインでは、様々な制限や煩雑な手続きが求められており、イベント民泊実施に当たっての大きな障害となっており、改善が望まれる。具体的には以下のとおりである。</p> <p>(1)同一施設で年間複数回のイベント民泊の禁止 同一地域で大規模なイベントが年に複数回開催されることがあるが、イベント民泊ガイドラインでは、同一施設で年2回以上イベント民泊を実施することを禁止している。宿泊施設が不足するイベントが複数存在していたとしても、事実上、どれか一つしかイベント民泊を実施することができず、イベント民泊の普及につながらない。そのため、同一施設であっても、宿泊施設が不足する場合には、年間複数回のイベント民泊を可能とすべきである。</p> <p>(2)宿泊者の入れ替わり禁止 イベントの中には、数週間から数か月に渡って開催されるものもあるが、イベントの開催期間が長期になれば、当然宿泊者が入れ替わることが想定される。しかし、イベント民泊ガイドラインでは宿泊者の入れ替わりが禁止されており、一度誰かが宿泊した施設には、イベント開催中であっても他の人は宿泊することができない。このため、事実上イベント開催期間の最初しかイベント民泊ができないこととなり、宿泊施設の不足という課題解決につながらない。そのため、イベント期間中であれば、宿泊者の入れ替わりを可能とすべきである。</p> <p>(3)その他実施が望ましいとされる事項 イベント民泊ガイドラインでは、自宅提供者への研修、宿泊者の本人確認、記録の保存、保険への加入などを実施することが望ましいとされている。これらは、いずれも望ましいものとして書かれており、義務とはされていないが、実際の運用上は、イベント民泊ガイドラインに記載があることを根拠に、自治体から上記のような取組を求められることがある。イベント民泊は、旅館業法の適用外であり、法的な制限を受けるものではない以上、行政が干渉することは法的根拠が不明確である。このような事項については、本来は不必要であると考えるが、仮に記載するとしても、これらの事項は義務ではなく、実施しなくても何ら問題がない旨を強調すべきである。</p>	ヤフー株 式会社	厚生労働省 国土交通省	<p>○「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、「業」に当たり、旅館業法に基づく許可が必要です。</p> <p>○年1回(2～3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないという考え方を平成27年7月1日の事務連絡で示しました。この場合は、旅館業法上の許可を要しません。</p>	旅館業法第3条 第1項	対応不可	<p>○「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、反復継続して不特定多数の宿泊者が宿泊することによる感染症等のリスクが発生するなど、公衆衛生上の観点から旅館業法に基づく許可制としていますので、反復継続して実施される場合については、営業許可を取得していただきたいと考えています。</p> <p>○なお、従前は、客室延床面積が33㎡以上なければ簡易宿所の許可を受けられなかったところですが、本年4月、旅館業法上の簡易宿所営業の営業許可基準の緩和を行い、宿泊者数が10人未満の場合は、客室面積が、1人当たり3.3㎡に宿泊者数を乗じて得た面積以上あれば許可を受けられることとしています。</p> <p>○また、イベント民泊ガイドラインにおいて、望ましいとされている事項についても、義務ではないことも含めて、各地方自治体において判断されているものと考えます。</p>	○
281128003	28年 11月28日	28年 12月19日	29年 3月15日	食薬区分で医 薬品として扱 われる成分本 質(原材料)を 含む生鮮食 料品について	<p>(具体的内容) 「無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日薬発第476号・改訂平成28年10月12日薬生発1012第1号)」「別添2」専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載されたもので、生鮮食料品に含まれる成分については、以下の条件を満たす場合に限り、機能表示が可能となるように、新たな運用の追加を求める。  ・成分本質(原材料)を含む専ら食品として食されてきた生鮮食料品と「その加工品」を対象とする  ・機能表示内容は、ヒトの健康の維持・増進を目的とする機能性表示食品とし、認可されている医薬品用途は対象としない  ・農業振興を目的として、対象の生鮮食料品は、日本国で古来より食されてきたものとする</p> <p>(提案理由)  ・内閣府SIP「次世代農林水産物創造技術」は、農業を成長産業に転換することを目的とし、そのひとつに、医療や工学との連携での健康機能性による差別化や新素材開発などにより農林水産物の高付加価値化を挙げている。成果として、玄米のγ-オリザノールは別添2のリストに入っていることから、玄米の高付加価値化を標榜することができず、機能性表示食品の生鮮食料品として申請することができない。  ・環太平洋パートナーシップTPPIに備えて、機能性表示食品とすることで、機能で差別化された生鮮食料品を確立し、海外からの安い農産物に対して、国内の生鮮食料品を高付加価値化で保護する。  ・別添2に記載された成分について、生鮮食料品で機能表示が可能となるように、新たな運用の追加を求めるものであっても、成分そのものを食品に使用することを求めるものではない。成分本質(原材料)を含む生鮮食料品とその加工品を対象とすることで、成分本質(原材料)を食品に使用するものではないと明確に区別できるのではないかと考える。  ・平成27年4月から、生鮮食料品を対象とする機能性表示食品制度が開始され、平成28年3月に、特許・実用新案審査基準が改訂され、食品の用途発明が認められた。農林水産物の高付加価値化を推進する三つ目の改革として、検討を求める。これにより、守りから攻めの農業へとさらなる推進に繋げる。</p>	日本バイ オ産業人 会議	厚生労働省	<p>生鮮食料品等の明らかに食品と認識される物や機能性表示食品は、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載されている成分本質(原材料)を含有するものであっても、原則として医薬品医療機器等法の規制対象となりません。  なお、食品における機能性表示については、厚生労働省の所管外です。</p>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条等	事実誤認	<p>「制度の現状」欄に記載のとおり、生鮮食料品への機能性表示について、医薬品医療機器等法による規制が行われているものではありません。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281128004	28年11月28日	29年1月16日	29年1月31日	EPA候補生の滞在期間の延長について	<p>【具体的内容】 EPA介護福祉士・看護師候補生の受入制度について、せっかく施設で受入、育成してきた人材が、資格試験で1点でも足りなければ帰国という状況になっている。試験において難解な日本語が障壁とならないような対応や、不合格者について本人及び施設の希望がある場合は受験機会を拡大(滞在期間の延長)することができないか。</p> <p>【提案理由】 将来的に介護・看護人材不足が懸念される中で、期間内に資格試験に合格はできなかったとしても、現場において十分な介護・看護が実践できている人材をみすみす手放すのは非常に非効率であり、育成費用・労力の観点からも無駄となるため。</p>	豊田市	外務省 厚生労働省	<p>経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成20年条約第2号) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(平成20年条約第16号) 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文(平成24年4月18日) 経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について(平成23年3月11日、平成28年2月28日、平成27年2月24日閣議決定)</p>	対応	平成26年度及び平成27年度に入国した候補者について滞在最終年の国家試験の得点が一水準以上である等、一定の条件に該当する場合、外交上の配慮により滞在期間を1年間延長する閣議決定が平成29年2月3日になされており、今後これに対応します。	
281129001	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	組換えDNA技術を利用した食品に係る安全性評価の考え方を策定要望	<p>組換えDNA技術により得られた食品は、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)」において厚生労働大臣が定める安全性審査を経たものでなければならないと定められている。</p> <p>厚生労働省は、同告示に基づき遺伝子組換え食品等について品目ごとに食品安全委員会の意見を聴き安全性審査を行っている。そのうち、アミノ酸等の組換え微生物を利用して製造され最終産物が高度に精製された非タンパク質性(以下、高度精製)の添加物については、食品安全委員会にて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(附則)」に基づき審議され本則での安全性確認が必要ない場合には「遺伝子組換え添加物に該当しない」とみなす取扱いを行っている。同審査で安全性確認済みの高度精製添加物は44品目あり、実績が累積されている。</p> <p>一方、食品には製造過程や最終産物の品質が高度精製添加物と同等の高度精製食品であっても遺伝子組換え食品(微生物)(本則)の評価方法しかない現状がある。高度精製食品は欧米では組換え食品に該当しない。日本も国際協定の観点からも遺伝子組換え食品に該当しないと見なされるために本則評価でなく高度精製添加物と同様に附則による評価が必要である。</p> <p>食品は添加物とは異なり、様々な形態のものがあるが高度精製食品に該当するものは高純度の化合物におのずと限定され、高度精製添加物と同様、非タンパク質性のものでかつアミノ酸、核酸、ビタミン、糖類等が申請対象になると想定される。食品の規格は企業の自主規格である点は添加物と異なるが、当該食品と生化学的、栄養・生理学的に類似し、かつ使用用途や安全性評価が類似した添加物の公定規格を引用する等で、当該食品の自主規格の妥当性も食品安全委員会において評価しうるものとする。</p> <p>なお「医薬品的効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)」の食品衛生法上の取り扱いの改正について、「別添(4)(5)「収載の成分本質(原料)」には、微生物を利用し製造された非タンパク質性のものが多く存在し将来的に組換え微生物を利用し製造された多くの高度精製食品の市場導入が想定されるため、食品産業における技術発展の観点からも、ぜひとも早期の附則策定を検討頂きたい。</p>	国際アミノ酸科学協会	内閣府 厚生労働省	<p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)及び組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員からの意見を聴いた上で、その安全性について審査を行っています。</p> <p>食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であるかを確認します。</p> <p>添加物に関しては、厚生労働省では、食品衛生法に基づき、公衆衛生の見地から、成分規格を設定するなどの管理措置を取っています。食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物のうち、高度に精製され、かつ非タンパク質性の添加物については、本規格を満たす既存の添加物と同等の精製度であるか等、通常より評価項目を絞った評価を行っており、この考え方について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月28日食品安全委員会決定)」という附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているものです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準(平成20年6月26日食品安全委員会決定)により、その安全性を評価する仕組みとなっております。</p>	その他	御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、摂取量や摂取形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとるかどうかを含め、リスク管理機関である厚生労働省及びリスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129007	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	農業分野における外国人技能実習制度に係る作業の追加について	1)具体的内容 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。 2)提案理由 北海道日高地域は、軽種馬生産が基幹産業であり、その生産頭数は全国の8割を占める一大産地でもあります。又、生産された産駒のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、競馬業界を支える重要な地域であります。 しかしながら、近年においては高齢化や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少しております。 一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されてきており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まってきております。 現状における人材不足は否めない事から、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらう事、又、その事によって日本の軽種馬に対する需要も増え、地域経済が安定し、国内における更なる軽種馬産業の発展に繋がる可能性もある事から提案するものであります。	民間団体	法務省 厚生労働省	・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。 ・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出し国の実習ニーズに合致すること、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。 ・このうち、③については、具体的には、業界団体が中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針 Ⅱ 各論 2 対象技能等(2)、別表	その他	ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。	
281129017	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	共済代理店の範囲の見直し	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。生協や労働金庫と同じ協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生等の更なる向上につながると思われる。利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規則規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところです。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることから、共済代理店になることができる者として規定されて、信用金庫については異なる扱いとされたところです。本件については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき設定された見直し周期に沿って、今後とも議論していくこととなります。	
281129019	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による営業職員の範囲の見直し	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による業務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確保を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の動向が禁止されることなどが整備されている。そのため、現状の一律的な業務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで業務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	・営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の業務は禁止されています。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	営業職員による運用関連業務の業務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が業務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。	◎
281129020	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	確定拠出年金の脱退要件の緩和(ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする)	本年5月に成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、原則20歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となる。それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額(現行1.5万円)以下の企業型年金加入資格喪失者と国民年金の保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなる。加入者の中には、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制のさらなる緩和を検討したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】 ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下または 退算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。よって、ペナルティ課税といった措置を設ける以前に、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129021	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和	マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、ア、事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、イ、事業主掛金を超えてはならないとされている。 事業主掛金が少額の加入者については、上記ア、の限度額にゆとりがあったとしても、上記イ、の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができないことから、上記イ、の規制を撤廃するよう検討願いたい。	(一社)全国信用金庫連合会、信金中央金庫	厚生労働省	企業型年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。 加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように年金規約に定めるよう、法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2	対応不可	企業型年金は事業主が実施主体となり実施するものであり、その掛金についても事業主が拠出するものであることから、加入者掛金については、あくまで補助的に上乗せするものであると考えます。 上記のことから、加入者掛金については、事業主掛金の額を超えない範囲で拠出することが妥当であると考えます。 なお、平成29年1月1日より、個人型年金の加入対象者が拡大され、マッチング拠出を実施していない企業型年金においては、年金規約を改正することにより個人型年金にも同時加入でき、その掛金は企業型年金の事業主掛金に左右されないことから、そちらの活用も検討いただきたいと思います。	
281129024	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	組換えDNA技術を利用した生物を製造された食品に係る安全性評価の考え方の策定	(具体的内容) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性食品について安全性評価の考え方(附則)を策定して欲しい。  (提案理由) 「組換え微生物を利用して製造され、最終産物が高度に精製された非タンパク質性」(以下、「高度精製」)の食品は、海外の多くでは組換え規制の対象であり、組換え食品に該当しないが、国内では組換え操作を含む製法で作られたものは最終産物に組換え体を含まないものであっても安全性審査の対象となる。現在、高度精製「添加物」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の下、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(附則)」に則って安全性審査を経たものは、遺伝子組換え食品に該当しないと見なされる。しかし、「高度精製」食品については、食品安全委員会は、製造で用いた微生物を最終的に全て取り除いた産物を想定した安全性の考え方を有しない。高度精製食品が対象となる「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」には、「多岐に亘る遺伝子組換え食品(微生物)を一律の基準で評価することが困難な場合には、個別に「安全性の考え方」を追加して評価を行うことも必要とされる」と明記されているにも関わらず、現状は最終産物に組換え体を含む食品と同様、本則による審査を経た上で、「遺伝子組換え食品として安全である」との認可を受けることになり、国際基準との大きな乖離がある。そのため、今やバイオ産業が大きな技術革新を見せ、種々の食品生産が組換え微生物発酵で可能となっている昨今も、一件の申請も本則で評価を終えていないのが実情である。「高度精製食品の安全性の考え方」がない実情は、国内食品産業の発展阻害、ひいては国民が食品を安く購入する機会を消失を生んでいるとの懸念がある。さらには、高度精製食品が組換え規制の対象が否かを判断する術がなく、国内の規制を十分理解せず輸入された違反品を取り締まることは困難である。以上より、国内の規制を遵守する企業を支える観点からも、高度精製食品の安全性審査の枠組み作り(安全性評価の考え方(附則)の策定)を早期に行って頂きたい。	日本バイオ産業人会議	内閣府 厚生労働省	遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)及び組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員会からの意見を聴いた上で、その安全性について審査を行っている。 食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であるかを確認します。 添加物に関しては、厚生労働省では、食品衛生法に基づき、公衆衛生の見地から、成分規格を設定するなどの管理措置を取っています。 食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物のうち、高度に精製され、かつ非タンパク質性の添加物については、本規格を満たす既存の添加物と同等の精製度であるか等、通常よりも評価項目を絞った評価を行っており、この考え方について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月28日食品安全委員会決定)」という附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているものです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準(平成20年6月26日食品安全委員会決定)により、その安全性を評価する仕組みとなっております。	食品衛生法	その他	御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、摂取量や摂取形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとれるかどうかを含め、リスク管理機関である厚生労働省及びリスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。	△
281129025	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	食薬区分照会における審議過程の透明化並びに食薬区分の見直し検討要望	(具体的内容) 食薬区分の審議を行う「医薬品の成分本質に関するワーキンググループ」(以下「食薬ワーキング」)の議事録等の情報公開、ならびに、審議結果の妥当性に関して、安全性情報の集積等により適宜見直し検討を行える体制作りを要望する。  (提案理由) 現在、食薬区分照会は、各都道府県福祉保健局長経由で厚生労働省が受け付けるルートが用意され、食薬ワーキングの審議結論は公開されているが、最終判断に至った理由が不透明で審議結果に納得がいかないものもある。先頃、医薬品の範囲に関する基準の一部改正について(平成28年10月12日薬生発1012第1号(附添2)「無承認無許可医薬品の性取扱い」について(改訂昭和46年6月1日付作業第476号厚生省業務局長通知))でATPが「専ら医薬品として使用される成分本質(原料)リスト」(以下「専ら医薬品リスト」)に掲載されたが、その理由が「判断基準」の(1)及び(2)の3.に該当し、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当する」とだけの記載で、審議内容の公表はない。今後は食薬ワーキングの審議で如何なる議論に基づいて最終判断に至ったのかを詳細に公表し、国民の知る権利に対し誠実に応えて頂く必要があると考えます。 また、国内で医薬品素材の位置づけが広く食品中に含有する成分、あるいは海外でサプリメント素材として既に食経験が定着している成分が専ら医薬品リストに掲載されており、国内で食品として使用できないケースが散見される。 健康食品素材が医薬品抑制の一助を担っていくべきとの観点からも、コエンザイムQ10等、医薬品効果効能を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質リスト(以下「非医薬品リスト」)に掲載され国内で食品と医薬品のいずれの成分としても用いられる素材と同様に、医薬品としての使用があっても食品として安全かつ有用なことが明らかな素材は、食歴や安全性情報の集約等の安全性確認を経て、日本でも非医薬品リストへ積極的に入れることを検討頂きたい。 近い将来、専ら医薬品リスト掲載成分の食薬照会の受付、照会者との意見交換の機会設定、当局内での専ら医薬品リスト掲載素材の安全性情報収集、さらに安全性情報集積による食薬ワーキングのリスト改定にむけた審議(自ら評価)等が可能となり、専ら医薬品リスト掲載の妥当性に関する議論が深まることを強く要望する。	日本バイオ産業人会議	厚生労働省	「医薬品の成分本質に関するワーキンググループ」においては、企業から提出された非公開データ等を取り扱っていることから、その議事概要では、判断理由及び審議結果を中心に記載しています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条等	検討に着手	ご要望を踏まえ、次回公表する議事概要より、判断に至るまでの重要な議論については、企業の不利益にならない範囲で、議事概要に記載することとします。(次回の公表は平成29年度中)	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281129033	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 3月15日	医療機器リ ースの入れに ついて	【具体的内容】 ・国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸の競争入札において、リース会社が医療機器の保守を受託する場合は、修理業の許可取得業者に再委託することにより入札参加要件を満たすことができる様、医療機関等への周知を徹底願いたい。 ※「保守料代埋回収」については「修理業の許可」は不要。 【提案理由】 ・平成27年度の提案において、「単なる修理の取次を行う場合は医療機器修理業の許可は不要」、「三者間においてそれぞれの権利義務関係を明確にした上で修理の受託を行う場合は可」との回答が示されているが、国・地方自治体設立の医療機関向けの医療機器賃貸で示される賃貸借契約書は、顧客・リース会社間の二者間で締結する様式になっているものが多く、その様式において、リース会社に医療機器の修理業の許可を取得することが要件とされていることから、入札参加を断念するケースが多く、医療機器のリースによる導入を阻害している。	(公社) リース事 業協会	厚生労働省	(平成27年度回答) 医療機器の修理業を行う際には法令や各種通知を遵守することが重要と考えます。なお、単なる修理の取次を行う場合は医療機器修理業の許可は不要であることは平成17年3月31日付け「医療機器の販売業及び賃貸業の取扱等」に関するQ&Aについて(その1)」「(厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室事務連絡)」にてお示ししているところです。 なお、国・地方自治体設立の医療機関において医療機器の調達を賃貸で行う場合、その入札条件や仕様については各調達医療機関で決定するものと理解しております。 また、「販売契約等の相手先の医療機関等、医療機器販売業者等及び実際に修理を行う修理業者の三者間において、修理された医療機器の安全性等についての責任が当該修理業者にあること及びそれぞれの権利義務関係を文書によって明確にした上で修理の受託を行う場合にあっては、当該医療機器販売業者等については法第40条の2に基づく修理業の許可を必要としない」「(医療機器修理業の取扱等)に関するQ&Aについて(その2)」平成25年2月28日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室事務連絡)とお示しているところです。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2	対応不可	入札参加条件については個別の医療機関の経営判断であるため、ご提案の内容は行政指導等になじまない内容であり、平成27年度の管理番号280115020への回答をもってご理解いただきたい。	
281129040	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 3月15日	医薬品医療 機器等法に 係る諸手続き の合理化につ いて	【具体的内容】 ・都道府県ごとに異なる各種書式(医薬品医療機器等法第39条第1項の販売業許可の申請、同法第39条第6項の許可更新申請、同法第39条の3の販売業届出、法第40条の変更届出)・添付書類を統一化すること。統一化できない場合は、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書類について、他の都道府県がこれによる申請等を認めること。 【提案理由】 ・同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。 ・平成27年度の提案に対し、「各都道府県に新たな負担を求めため対応困難」、「一律に指導することは困難」との回答が示されているが、全国的に事業展開している民間企業に相応の負担(例えば、役員を変更する都度、許可を受けている都道府県に変更届を提出し、かつ、都道府県ごとに様式が異なる。)がかかっている点を踏まえ、再検討すること。	(公社) リース事 業協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。))に基づき、高度管理医療機器等販売業・貸与業を行う場合は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に対しその営業所ごとに許可申請や届出を行う必要があります。また、高度管理医療機器等営業所管理者やその他厚生労働省令で定める事項について変更を行う場合には変更届を提出する必要があります。これらの届出に当たり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。))において、申請書の様式を定めており、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に対しこれらの様式に従い届出を行うこととなっています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項、第39条第4項、第39条の3、第40条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第160条、第163条、第174条、第176条、第178条	事実誤認	当該申請様式や届出様式は施行規則に基づいて国が定めているため、様式は統一されています。記入欄については各自治体がその事務処理を適切に行えるよう工夫しているものと認識しており、一律に指導することは困難です。しかし、様式は統一されているため、必要事項が記載されていれば、原則として、都道府県等においても手続の受付・審査が行われていると思考されるところです。 なお、添付書類の様式までは特段定められておりませんが、必要事項が記載されていれば、原則として、都道府県等においても手続の受付・審査が行われていると思考されるところです。	△
281129041	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 3月15日	ファイナンス・ リース契約に おける中古医 療機器販売 時のメーカー 宛事前通知 の合理化につ いて	【具体的内容】 ・医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。 【提案理由】 ・ファイナンス・リース取引は、ユーザー(使用者)とサプライヤーとの間で導入する設備を 選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ・ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件(医療機器)は、ユーザー(医療機関等)が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、また、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行い、リース物件が毀損したときはユーザーに修復責任があることから、リース期間が終了したリース物件は、ユーザーにより上記状態が担保されている。 ・また、ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 ・これらの理由により、ファイナンス・リース取引の終了時の所有権の移転にのみ着目してリース会社に対し、製造販売業者宛の事前通知義務を課することは極めて不合理であり、ユーザーに対して医療機器を現状有姿で譲渡する場合の通知義務を撤廃すべきである。	(公社) リース事 業協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。))第170条においては、高度管理医療機器等の販売業者等が使用した医療機器を他に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、あらかじめ当該医療機器の製造販売業者等に通知をしなければならないこととなっています。また、施行規則第178条第2項及び第3項においても、特定管理医療機器、特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等についても施行規則第170条の規定を準用しています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第170条、第178条第2項、第3項	対応不可	医療機器の貸与業者が、貸与した医療機器を貸与先そのまま売却・譲渡する場合であっても、所有権が移転し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく販売にあたります。売却・譲渡の結果、使用された医療機器については、これまでの使用実績、製品の状態及び使用環境等を的確に把握し、その品質、有効性及び安全性が承認内容と同様であることを確認する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281129054	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	医師不在巡回健診の検証も兼ねて、健診でも医師の直接診察後の訪問検査、レントゲン撮影が実施可能との確認	健診検査受診率は国家の目標値を目標期限までに達成できず、危機状態である。この対策として胸部レントゲン撮影以外の巡回健診検査でも医師の常同を不要とすべきだとする要請が、経団連からも出されている(平成27年度集中受付の回答:厚生労働省分その2管理番号280318030)。しかし経団連の提案のように医師不在巡回健診検査を特区で行うとしても、「試験的」であり、受診者には特区外で受診する選択肢もある以上、個々の受診者へインフォームドコンセントを行うことが医療倫理上必須であり、特区でもその実施は困難である。 一方、医療保険、介護保険では、医師が直接診察し、具体的な指示を出すことで、看護師単独、薬剤師単独による訪問検査、診療放射線技師単独による訪問レントゲン撮影が認められ、集団で行う老人ホーム等で同日に行うことも認められている。 この医師の直接診察後の訪問検査、訪問レントゲン撮影が健診検査でも可能であると明確にするには医療倫理上も安全上も問題は無い。法レベルでは訪問検査等から健診検査を除く事項はない。また受診者個別の安全確保は、医療保険、介護保険と同じく健診検査でも直接診察した医師の責任となる。 この明確化により健診検査事業者は医師の介在下に多様なサービスを提供でき、安全に、予算をかせいで、受診率の向上が実現する。 さらに医師不在巡回健診検査(医師の直接の診察がない健診検査)の手技の安全性の検証も行う。 【事業の例】 1)健診を希望する住民が、診療所で医師の直接診察を受けた後、その医師の指示のもと派遣された単独の看護師により、自宅で朝食前に採血を受ける。 2)乳がん検診を希望する住民が、診療所で医師の視触診を受けた後、その医師の指示のもと派遣された診療放射線技師単独とマンモグラフィ検査車でマンモグラフィ撮影を受ける。 【事業をさまたげる規制】 巡回健診の通知は、医師の事前の診察の有無に関わらず、医療機関外の健診検査は巡回健診として扱う。このため健診検査の訪問検査、訪問レントゲン撮影は、一人に対してのものさえ巡回健診として扱われる。 【要望】 巡回健診の通知を改定し、医師の事前の直接診察と指示後の訪問検査や訪問レントゲン撮影は、巡回健診から除外してほしい。少なくとも、巡回胸部レントゲン撮影と同様に医師不在の巡回健診として扱ってほしい。	吉岡医院	厚生労働省	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項本文では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないこととされています。 ○ また、同項ただし書では、この例外として、以下のいずれかの場合に該当するときは、病院又は診療所以外の場所であっても、その業務を行うことができるとされています。 ① 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して一定の強度のエネルギーを有するエックス線を照射する場合 ② 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエックス線を照射する場合 ③ 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に一定の強度のエックス線を照射する場合(②の場合を除く。)	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項	現行制度下で対応可能	○ 人体に対する放射線の照射は、人体に対して大きな影響を及ぼすものであるため、診療放射線技師がその業務を行うに当たっては、原則、緊急時の対応体制等が整っている病院又は診療所において行うことが求められています。 ○ ただし、医師又は歯科医師が診察した患者について、実態として、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射を行わざるを得ないような場合については、一定の条件の下、診療放射線技師がその業務を行うことが例外的に認められています。 ○ 健診あるいは検診において、医師又は歯科医師が診察した患者について、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項第1号に規定する一定の強度のエネルギーを有するエックス線を照射することが必要とされる場合、その医師又は歯科医師の指示を受け、診療放射線技師が出張して当該エックス線を照射することは差し支えないと考えています。
281129055	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	保険診療で行われている訪問レントゲン撮影を、個別に行う健診検査でも行う事業の解禁	【事業の内容】 個別に行われる健診検査において医師の直接の診察の後、医師の指示のもと、診療放射線技師が医療機関外へ訪問してレントゲン撮影を行います。 例:乳がん検診を希望する個人が、診療所や自宅で医師の視触診を受けた後、その医師の指示のもと派遣された診療放射線技師とマンモグラフィ検査車で、その個人の希望する自宅や診療所の駐車場、提携するコンビニの駐車場において、マンモグラフィ撮影を受ける、という事業。尚、検査車での撮影は巡回集団検診で安全が確立している。 【事業をさまたげる規制】 診療放射線技師法第二十六条第2項の一での「患者」の現在の解釈が障害です。英語では健診検査受診者も病人patientですが、この条項では「患者」は症状がある病人(治療を目的とする者)と解釈されています。健診検査は無症状の者(治療目的でない者)が原則であることから、「患者」には受診者は含まれないと運用されています。 【要望】 第二十六条2の一の「患者」には健診検査受診者が含まれると解釈を変更してほしい。 【要望が実現した際の効果】 1)医療機関外で、症状のある病人は撮影が可能で、健康な受診者では撮影ができないという安全性の逆転が解消されます。 2)いままで見捨てられていた在宅患者も、在宅でレントゲン健診検査(治療目的でない診療)を受けることが可能になります。 3)健診検査施設で受診者がくるのを待ち、施設側の都合で決めた日時のみ受付する「施してやる」型の健診検査から、受診者の都合や生活スタイルに合わせて、こちらからおもむく「御用聞き」型の健診検査への転換ははかられ、健診検査事業者は医師の介在下に創意工夫を発揮でき、国民に対する多様で質の高いサービスを医師の介在下に安全に提供できるようになります。 健診検査受診率は国家の目標値を目標期限までに達成できず、危機状態です。受診率達成の切り札になるこの要望は、危機状態を脱する「やむをえない」方法の一つです。しかも保険診療で行っていることを健診検査で行うため安全に問題がありません。 「健診検査での個別のレントゲン撮影は、やむをえない場合ではないから医療機関で行え。訪問検査は不可」という規制は「施してやる」型の発想そのもので、在宅患者を無視し、多様な生活様式を否定し、受診率の向上に逆行する規制と考えますので改革をお願いします。	吉岡医院	厚生労働省	○ 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項本文では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないこととされています。 ○ また、同項ただし書では、この例外として、以下のいずれかの場合に該当するときは、病院又は診療所以外の場所であっても、その業務を行うことができるとされています。 ① 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して一定の強度のエネルギーを有するエックス線を照射する場合 ② 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエックス線を照射する場合 ③ 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に一定の強度のエックス線を照射する場合(②の場合を除く。)	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項	現行制度下で対応可能	○ 人体に対する放射線の照射は、人体に対して大きな影響を及ぼすものであるため、診療放射線技師がその業務を行うに当たっては、原則、緊急時の対応体制等が整っている病院又は診療所において行うことが求められています。 ○ ただし、医師又は歯科医師が診察した患者について、実態として、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射を行わざるを得ないと認められるような場合については、一定の条件の下、診療放射線技師がその業務を行うことが例外的に認められています。 ○ 健診あるいは検診において、医師又は歯科医師が診察した患者について、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項第1号に規定する一定の強度のエネルギーを有するエックス線を照射することが必要とされる場合、その医師又は歯科医師の指示を受け、診療放射線技師が出張して当該エックス線を照射することは差し支えないと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281129056	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	少人数や1人への巡回レントゲン健診における診療放射線技師による撮影の解禁	<p>【断念している事業の内容】 胸部レントゲン、マンモグラフィ、胃透視などの巡回レントゲン健診検査を少人数、1人に対して行う際に、診療放射線技師が撮影を行う。</p> <p>【事業をさまたげる規制】 規制改革の要望への厚生労働省の回答(平成26年度地方創生集中受付の回答厚生労働省分管理番号331002、平成27年度集中受付の回答厚生労働省分その2管理番号280115022)で、診療放射線技師法第二十六条第二項の二、三の「多数の者」に少人数、1人は含まれない、少人数や1人の撮影は医療機関で対応可能で、多数の者に一時に健診を行う照射を行わざるを得ないと認められるような場合」のみ例外として診療放射線技師が業務を行えるという法の解釈。</p> <p>【この解釈の問題点】 1)巡回診療、巡回健診の通知では、巡回先の人数の制限はなく、1人に対しても行える。また、医師だと少人数や1人でも巡回先で撮影が可能である。 医師も診療放射線技師も「緊急時の対応体制等が整っている病院又は診療所」の外では対応体制等がないのは同じであり、医療機関外で照射する放射線そのものも診療放射線技師と医師とで差がない。 しかもかわらず、診療放射線技師にだけ撮影可能な人数に下限を設けることは、法体系全体でみて不合理である。 2)過疎地での巡回健診検査は少人数や1人の予約でのレントゲン撮影が普通だが、この回答によると過疎地の住民は、健診検査のレントゲン撮影の際は巡回健診検査ではなく、過疎地外の医療機関へわざわざ出向かなくてはならない。少人数や1人でも「照射を行わざるを得ない」と認められるような場合があり、少人数や1人の時も「多数の者と一緒に」行う場合に含めることが実務的である。 3)胃透視の巡回レントゲン検査(胃がん検診)はもとも少人数での巡回健診検査であり、この回答では胃がん検診では診療放射線技師が撮影を行えないこととなる。 4)先の法改正で医師の立会いなしでレントゲン照射が可能となった巡回胸部レントゲン撮影では、この回答により、少人数や1人の予約の際は医師を派遣して撮影することが必要となる。</p> <p>【要望】 診療放射線技師法第二十六条第二項の二、三の「多数の者」の解釈を、少人数、1人も含まれるというものに訂正することを要望します。数学的には「多数の者」に少人数、1人が含まれるのは当然です。</p>	吉岡医院	厚生労働省	<p>○ 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項本文では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないこととされています。</p> <p>○ また、同項ただし書では、この例外として、以下のいずれかの場合に該当するときは、病院又は診療所以外の場所であっても、その業務を行うことができるとされています。</p> <p>① 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して一定の強度のエネルギーを有するエクソ線照射する場合</p> <p>② 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エクソ線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエクソ線を照射する場合</p> <p>③ 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に一定の強度のエクソ線を照射する場合(②の場合を除く。)</p>	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項	対応不可	<p>○ 人体に対する放射線の照射は、人体に対して大きな影響を及ぼすものであるため、診療放射線技師がその業務を行うに当たっては、原則、緊急時の対応体制等が整っている病院又は診療所において行うことが求められています。</p> <p>○ ただし、多数の者への健康診断を一時に行う場合など、実態として、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射を行わざるを得ないと認められるような場合については、一定の条件の下、診療放射線技師がその業務を行うことが例外的に認められています。</p> <p>○ 例えば、会社や学校で、多くの者に対して短時間で健康診断を行う必要がある場合等は、実態として、病院又は診療所以外の場所で健康診断を行わざるを得ないことから、多数の者への健康診断を一時に行う場合に該当するものとして、例外的に、病院又は診療所以外の場所で、診療放射線技師がその業務を行うことを認めているところです。</p> <p>○ 一方、「少人数又は1人」を対象とする健康診断は、病院又は診療所においても十分に対応可能であると考えられ、病院又は診療所以外の場所で、診療放射線技師がその業務を行う必要性が認められないことから、これを例外的に認めることは困難です。</p> <p>○ なお、「多数の者」を対象とする健康診断において、キャンセル等により、結果として、少数の者しか受診をしなかったような場合であれば、診療放射線技師がその業務を行ったとしても、直ちに診療放射線技師法第26条第2項の規定に違反するものではないと考えます。</p>
281129083	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	退職手当制度に係る退職一時金の確定拠出年金制度への移換	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・確定拠出年金制度を導入する企業が、確定給付企業年金又は退職手当制度に係る退職一時金の全部又は一部を確定拠出年金へ移換することは、確定拠出年金法第54条において認められている。 ・一方、加入者単位で、確定拠出年金への移換が認められているのは、確定拠出年金法第54条の2において、「確定給付企業年金の脱退一時金相当額」、「存続厚生年金基金の脱退一時金相当額」ならびに「企業年金連合会の規約で定める積立金」のみと定められており、「退職手当制度に係る退職一時金」の移換は認められていない。</p> <p>【具体的要望内容】 ・退職手当制度に係る退職一時金について、加入者単位で、確定拠出年金への移換を可能としたいと考えています。</p> <p>【要望理由】 ・我が国においては、退職一時金制度を導入する企業が全体の約75%を占めるなど、広く退職一時金が普及している。しかしながら、退職一時金は預貯金のみで運用されているケースが多い状況である。 ・退職一時金の確定拠出年金制度への移換は、公的年金を補完する確定拠出年金制度の更なる普及に資するものであり、個人の物異的な資産形成にも繋がり得るものと考えます。 ・また、我が国の家計部門における金融資産約1,700兆円のうち、その多くを占める預貯金の一部が、投資信託等の運用資産にシフトされることによって、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることも期待できる。</p>	都銀懇話会	厚生労働省	<p>企業型年金における他制度からの資産移換については、以下のとおりになっています。</p> <p>【事業所単位での移換】 ・確定拠出年金法第54条において、確定給付企業年金、存続厚生年金基金及び退職手当制度に係る資産の全部又は一部を企業型年金へ移換することができる。 【加入者単位での移換】 ・確定拠出年金法第54条の2において、確定給付企業年金の脱退一時金相当額、存続厚生年金基金の脱退一時金相当額及び企業年金連合会の規約で定める積立金を企業型年金へ移換することができる。</p> <p>※存続厚生年金基金に係る部分は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第3項にて規定されています。</p>	・確定拠出年金法第54条、第54条の2 ・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条	対応不可	<p>当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129084	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金制度では、確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条において、原則として60歳までの中途引出(脱退一時金の支給)が認められていない。</li> <li>例外要件として、「15万円以下の小額(確定拠出年金法施行令第59条第2項)」、「通算拠出期間3年未満もしくは50万円以下」、「25万円以下で継続して個人型運用指図者であった者(確定拠出年金法施行令第60条第2項)」が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出(脱退一時金の支給)は認められていない。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に再来日の予定のない場合、同制度の中途引出(脱退一時金の支給)要件として認めていただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業のグローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向。</li> <li>外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。</li> <li>一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として60歳まで中途引出(脱退一時金の支給)を行うことができず、手数料を支払わなければならない。</li> </ul>	都銀懇話会	厚生労働省	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっており、外国籍の加入者が帰国した場合、まずは企業型年金からの脱退一時金要件に該当すれば、脱退一時金を支給することになります。</p> <p>該当しない場合、個人型年金からの支給要件には「国民年金保険料の免除者であること」の規定があり、外国籍の加入者は日本国籍が無く、国民年金の被保険者になることができないことから、当然免除者となることもできず、脱退一時金が支給されないこととなります。</p> <p>【企業型確定拠出年金からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない</li> <li>年金資産が15,000円以下</li> <li>最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内【個人型確定拠出年金からの脱退一時金】</li> <li>国民年金保険料の免除者である</li> <li>最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内</li> <li>年金資産が25万円以下 または 通算拠出期間が1年以上、3年以下</li> <li>確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない</li> <li>企業型喪失時に脱退一時金を受給していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法附則第2条の2、第3条</li> <li>確定拠出年金法施行令第59条、第60条</li> </ul>	対応不可	<p>当該事項に対応するためには、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、企業型年金は任意加入であることや、手厚い税制優遇措置を設けていることから、例外を認めることは困難と考えます。</p> <p>実施する事業主においては、外国人を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求ができない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと考えます。</p>	◎
281130004	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	労災申請の認否結果及び理由の事業主向け通知	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>労災を申請した際の認否結果については、申請者本人(労働者)に対してのみ行われているが、事業主に対しても同様の通知を行うとともに、認否理由を通知するように法整備することを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>事業主は、労災申請の認否結果を受けて、休暇の振替(私傷病欠労・労災欠労)、給与の振替(給与一法定外労災給付)、所得税の再計算などの事務処理が必要であり、労基審から直接通知を受けることにより、これらの事務処理を迅速に行うことが可能となる。また、認否理由を開示してもそれは有効な再発防止の検討も可能となる。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	<p>労災保険給付の申請に対する支給又は不支給に係る処分の結果及び理由については、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第19条第1項において請求人に通知することとされており、事業主に対して同様の通知を行っておりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)</li> <li>労働者災害補償保険法施行規則第19条第1項</li> </ul>	対応不可	<p>労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うこと等を目的としており、労災保険制度の運営に当たって国が取得する個人情報、個人情報保護法の観点からこの目的に沿って慎重に利用しなければなりません。</p> <p>ご要望にある、事業主が行う労働者の休暇、給与の振替、所得税の再計算などの事務処理は、労災保険制度の目的と直接関わるものではないため、労災保険給付の申請に対する支給又は不支給に係る処分の結果及び理由(個人情報)を事業主に通知することは困難です。</p> <p>なお、事業主に対して当該結果及び理由を通知することとした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険の新規受給者が平成27年度に約62万人いることから鑑みても、現在と比べ行政の業務量及び経費が大きく増加することになる</li> <li>労災保険給付に関するシステムの改修にも膨大な費用が必要となる</li> </ul> <p>これら支出の増加は、労災保険率の引き上げという形で、労災保険適用事業場全体に負荷がかかることとなるため、対応は困難です。</p>	△
281130006	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	年金規約変更時の事務の簡素化	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金規約の変更内容が運営管理機関・資産管理機関の名称変更・所在地変更などのように事業主に起因するものでない場合や、法令改正による場合(例:厚生年金基金一存続厚生年金基金)は、運営管理機関による届出で可。</li> <li>不可の場合は、運営管理機関による事前の届出に基づき、地方厚生(支)局長の職権による変更を可とすることを要望する。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金規約の変更の理由が事業主に起因しない内容であっても、事業主(複数企業実施の場合は代表事業主)が年金規約変更届に代表者印を捺印のうえ所管の地方厚生(支)局に届け出る必要があり、事業主における負担となっている。</li> <li>とりわけ、大手外資系企業においては代表者印押印にあたり事前に本国親会社への説明・承認を得ることが必要なケースが多く、事業主にとって負担が大きい。</li> </ul>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	<p>確定拠出年金法第50条及び確定拠出年金法施行規則第27条により、事業主は、事業年度ごとに事業報告書を毎事業年度終了後三月以内に厚生労働大臣に提出しなければならないこととなっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法第50条、確定拠出年金法施行規則第27条</li> </ul>	対応不可	<p>業務報告書については、あくまで事業主の責任において厚生労働大臣へ提出することとされているため、作成は運営管理機関が行っている場合においても、当然事業主がその内容を確認する必要があります。</p> <p>事業主の責任の所在を明確にするという観点からも、事業主が報告書に押印することが重要であり、省略することは妥当ではないと考えます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281130007	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	「業務報告書」の簡素化	<p>【提案の具体的内容】 事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望する。</p> <p>【提案理由】 ・当該書類の各種数値は記録関連運営管理機関のデータを基に作成していることもあり、実質的には運営管理機関がほとんどを取りまとめて作成している。 ・また、当該書類への事業主の押印を要することが、各事業主にとって事務負担となっているため、事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望する。 ・不可の場合、例えば事業主から事前に報告書の作成や報告業務を運営管理機関に委託する旨を記載した押印書類を提出したうえで、以降の年度については当該書類への押印を不要とすることにより現状からの改善を図るべきと考える。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法第50条及び確定拠出年金法施行規則第27条により、事業主は、事業年度ごとに事業報告書を毎事業年度終了後三月以内に厚生労働大臣に提出しなければならないこととなっています。	確定拠出年金法第50条、確定拠出年金法施行規則第27条	対応不可	業務報告書については、あくまで事業主が厚生労働大臣へ提出することとされているため、作成を運営管理機関に委託した場合においても、当然事業主がその内容を確認し、押印する必要があります。 事業主が確認したという観点からも、事業主が報告書に押印することが重要であり、省略することは妥当ではないと考えます。
281130009	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	「企業業務型裁量労働制」の定期報告頻度の見直し及び本社一括報告化	<p>【提案の具体的内容】 各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本手続について報告頻度の見直し及び対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置実施状況をリストに添付することで本社一括の報告を可とする。 ※定期報告の廃止については「労働基準法等の一部を改正する法律案」の成立後、必要な法令上の措置を頂く予定となっていますが、引き続き要望させていただきます。</p> <p>【提案理由】 ・企業業務型裁量労働制の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある(改正法案成立後、決議後6ヶ月後を除き定期報告不要とすることを予定している)。 ・また、定期報告が必要であるとしても、報告内容については、一般的にはガバナンス確保の観点から、各事業場から本社へ報告させたうえで、本社にて一括管理している、もしくは一括管理することが望ましいと考えられるため、各事業場の所轄の労働基準監督署長に届出を行うことは非効率的であり、事業場毎の対象労働者の労働時間や健康確保措置の実施状況を各事業場毎に作成した上で、提出についてのみ本社が一括して行うことを可能とすべきと考える。 ・また、定期報告が必要であるとしても、報告内容については、一般的にはガバナンス確保の観点から、各事業場から本社へ報告させたうえで、本社にて一括管理している、もしくは一括管理することが望ましいと考えられるため、各事業場の所轄の労働基準監督署長に届出を行うことは非効率的であり、事業場毎の対象労働者の労働時間や健康確保措置の実施状況を各事業場毎に作成した上で、提出についてのみ本社が一括して行うことを可能とすべきと考える。 ・制度趣旨を損なわずにロードの削減が実現でき、企業業務型裁量労働制に関連する手続きが簡素化され、導入企業の増加が期待される。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	企業業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています。 また、制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があり、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後6ヶ月ごとに定期報告を行う必要があります。	労働基準法第38条の4第4項	検討に着手	企業業務型裁量労働制については、既に国会に提出している労働基準法改正法案の施行により、対象労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置の実施状況の定期報告を廃止し、労働させてから6ヶ月経過後に1回のみ報告を行えば足りることとする予定です。また、労使委員会決議の本社一括届出を認めることといった事務の簡素化を行う予定です。
281130010	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	「企業業務型裁量労働制」の一括届出化及び有効期間内に事業場が変更となった場合の同意再取付の簡素化	<p>【提案の具体的内容】 各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。また、転勤、異動により事業所が変更となる従業員については、同意有無の判断する機会を与えずとも、継続して同意する従業員については明示的な意思表示を不要とすること(不作為による自動継続)を可能とするなど、同意の確認プロセスを簡素化する。 ※一括届出化については「労働基準法等の一部を改正する法律案」の成立後、必要な法令上の措置を頂く予定となっていますが、現時点では措置が未実施であるため、引き続き要望させていただきます。</p> <p>【提案理由】 ・企業業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています。 ・同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。この点、一括決議化は困難である旨の回答を昨年いただいたこと。 一方で、既に当該制度の対象者である労働者において、事業場が変更となった場合については、以下の理由から、継続して同意する場合の意思表示を省略可能とするなどの手続き簡素化がされるべきと考える。 ○当該労働者は、既に前事業場で当該制度に同意していることから、引き続き同意する蓋然性が一定程度見込まれること ○労使で不断のチェックを行っていることから、引き続き当該制度で労働する場合の健康確保措置などの実効性は担保されると考えられること ○同意有無の確認については、漏れなく対象労働者へ案内を行うため、不同意の従業員がいた場合も、確實に意思表示する機会が確保されること ○決議は1年ごとに実施しているため、定期的に見直し・見直しの場合が確保されていること 届出が一括で可能となることや、事業場が変更となる場合の同意取付が簡素化されることにより、企業業務型裁量労働制に関連する手続きが大幅に簡素化され、導入企業の増加が期待される。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	企業業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています。 また、使用者は、労働者にみなし労働時間を適用することについて当該労働者の同意を得る必要があります。	労働基準法第38条の4第1項第6号	対応不可(労働者の同意の確認手続きの簡略化について)	(本社一括届出化について) 企業業務型裁量労働制については、既に国会に提出している労働基準法改正法案の施行にあわせ、労使委員会決議の本社一括届出を認めることといった事務の簡素化を行う予定です。(労働者の同意の確認手続きの簡略化について) 企業業務型裁量労働制は、事業場ごとの労使委員会の決議により、あくまで当該事業場に属する労働者に適用されるものです。 使用者は、労使委員会に対して、制度の対象となる業務内容・みなし労働時間の設定・健康確保措置の内容等を十分に説明したうえで、これらを踏まえた個々の労働者の同意を得る必要があります。 同一企業といえども、事業場によって仕事内容や仕事の分量に差異があることを考えれば、ある労働者が異動前の事業場で制度の適用に同意を与えていたからといって、異動後の事業場で同意するとは限らないと考えられます。したがって、異動後の事業場でも黙示の同意があったものと取り扱うことは、労働者の保護に欠け不適当と考えられることから、ご要望について対応することは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281130011	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 1月31日	各市町村の 保育所入 所にかかる各 種証明書の 記載項目の 統一化	市区町村毎に提出が求められている保育所入所に係る証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。なお、本要望が一億総活躍施策の対象外であった場合も、自治体間のバラツキ解消等は保育サービス利用者の負担軽減を通じ「一億総活躍」に寄与するものとする。 ・平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。 ・保育所入所に係る各種証明書について、現状では市区町村毎に異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なるケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行に当たり、フォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件ずつ行う必要がある。こうした作業は、企業側に多大な負担となっている。また、サービス利用者にとっても負担となるケースが発生している。 ・フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児しながら仕事をする人がさらに増加すると見込まれ、各種証明書発行件数の増加も考えられ、フォームの簡素化・統一化に早急に取り組むべきである。なお、簡素化の上統一が望ましいものの、仮にそれらが困難な場合は簡素化より統一化を優先いただきたい。即ち、昨年回答で「保育の実施主体である市町村が地域の実情に鑑みて適切に実施」している点も考慮し、個々の自治体による判断が損なわれぬよう記載項目の拡大も含めご検討願いたい。	(一社)日 本損害 保険協 会	内閣官 房 内閣府 厚生労 働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しています。しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただいています。	子ども・子育て支 援法 児童福祉法	検討に着 手	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力が可能で様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、各市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、各種証明書の記載項目の簡素化・統一化についても検討してまいります。	◎
281130012	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	確定拠出年 金の中途引 き出し要件の緩和	【提案の具体的内容】 ・中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施することを要望する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件(資産額・加入期間の制限など)の更なる緩和 ・中途引出しを可能とする措置 をすることを要望する。 【提案理由】 ・年金受給開始年齢前までは長期間となるにも関わらず、加入者が将来中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合などには、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。(現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。) ・加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出要件を更に拡大することが必要と考えます。また、他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給ができることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和および中途引出しを認めるべきと考えます。	(一社)日 本損害 保険協 会	厚生労 働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型DCからの脱退一時金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 【最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型DCからの脱退一時金】 ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下 または 遺算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない	確定拠出年金法 附則第2条の2、 第3条	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。よって、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	◎
281130013	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	確定拠出年 金の遺算加 入者等期間 による受給開 始年齢変動 の見直し	【提案の具体的内容】 遺算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施することを要望する。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、遺算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、60歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、遺算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考えます。	(一社)日 本損害 保険協 会	厚生労 働省	確定拠出年金の受給開始年齢は、確定拠出年金法により、企業型年金加入者期間、企業型年金運用指図者期間、個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間の合算期間により以下とおり規定されており、遺算加入者等期間が10年未満の場合、最大65歳まで受給することができます。 ・60歳以上61歳未満の者 10年 ・61歳以上62歳未満の者 8年 ・62歳以上63歳未満の者 6年 ・63歳以上64歳未満の者 4年 ・64歳以上65歳未満の者 2年 ・65歳以上の者 1月	確定拠出年金法 第33条	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、厚い税制優遇措置を設けているところです。60歳直前に加入した方が、60歳で受給できる制度とした場合は、預貯金と違いがなく、また税制優遇措置も受けられてしまことから、遺算加入者等期間によって、受給開始年齢に差を設けているところです。よって、給付要件を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281130014	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	個人型確定 拠出年金の 柔軟な拠出限 度額の設定 および拠出限 度額の引上 げ	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の定額ではなく、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額を設定することを要望する。</li> <li>・企業型・個人型ともに拠出限度額を更に引き上げることが必要である。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、公的年金制度で中長期的に給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げることが必要である。</li> <li>・多くの企業で、昇格や昇給に伴い掛金を増やしている実態を鑑み、現行の定額設定ではなく、例えば給与等に比例する等、確定拠出年金制度のみで退職金制度の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額の設定を可能とすべきであるとする。</li> <li>・(確定拠出年金を実施している一部の企業では、拠出限度額の規制により、確定拠出年金で賄えない分については、給与等に上乗せして前払いを行ったり、退職一時金・確定給付型年金制度で給付するなどの調整を行っている現状もある。)</li> </ul>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金の掛金については、確定拠出年金法施行令において、企業型年金は最大5万5千円、個人型年金は最大6万8千円と、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に応じて、拠出限度額を規定しています。	確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条、第36条	対応不可	当該事項に対応するためには、税制の観点も含め慎重な検討が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。	
281130015	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	確定拠出年 金のマッチ ング拠出にお ける事業主掛 金上限の撤廃	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃することを要望する。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。</li> <li>・マッチング拠出の普及および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、本規定は撤廃するべきであるとする。</li> </ul>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	企業型年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。 加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように年金規約に定めるよう、法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条	対応不可	企業型年金は事業主が実施主体となり実施するものであり、その掛金についても事業主が拠出するものであることから、加入者掛金については、あくまで補助的に上乗せするものであると考えます。 上記のことから、加入者掛金については、事業主掛金の額を超えない範囲で拠出することが妥当であると考えます。 なお、平成29年1月1日より、個人型年金の加入対象者が拡大され、マッチング拠出を実施していない企業型年金においては、年金規約を改正することにより個人型年金にも同時加入でき、その掛金は企業型年金の事業主掛金に左右されないことから、そちらの活用もご検討いただきたいと考えます。	
281130016	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	個人型確定 拠出年金にお ける資格喪失 年齢の引上 げ	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とすることを要望する。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げられている)。また、公的年金の受給開始年齢も65歳である。</li> <li>・老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とすべきであるとする。</li> </ul>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60歳未満の者が加入できると規定されています。 60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。	確定拠出年金法第62条	対応不可	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130021	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」見直し検討要望	国内で医薬品素材の位置づけが広く食品中に含有する成分、あるいは海外でサプリメント素材として既に食経験が定着している成分が専ら医薬品リストに掲載されており、国内で食品として使用できないケースが散見される。  コエンザイムQ10等では、「医薬品の効果効能を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」(以下「非医薬品リスト」)に記載され、日本国内で食品と医薬品のいずれの成分としても用いられる実績がある。健康食品素材が医療費抑制の一助を担っていくべきとの視点からも、医薬品としての使用があっても食品として安全かつ有用なことが明らかでない素材は、日本でも非医薬品リストへ積極的に入れることを検討頂きたい。  近い将来、専ら医薬品リスト記載成分であるからという理由だけで食薬照会が拒否されることなく、照会者との意見交換の機会設定、さらには、食薬ワーキングでの専ら医薬品リスト記載素材の安全性情報収集ならびに安全性情報集積による専ら医薬品リスト改定にむけた審議(自ら評価)等が可能になることで、広く安全性が知られている有用な食品素材を国民が摂取する機会の拡大を強く要望する。	(一社)国際栄養食品協会	厚生労働省	「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載されている成分本質(原材料)であるという理由だけで食薬区分の照会を拒否することはありません。また、「医薬品の成分本質に関するワーキンググループ」(食薬WG)は、事業者から提出された資料に基づき判断を行う組織であり、自ら積極的に安全性情報を収集するものではありません。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条等	事実認識	「制度の現状」欄に記載のとおり、「医薬品の成分本質に関するワーキンググループ」においては、事業者から提出された資料に基づき判断が行われています。また、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」等については、新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することとしています。	△
281130022	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	高度精製食品の「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査」免除や安全性評価方法の国際調和	現在国内では、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品及び添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性(以下、「高度精製」)の食品及び食品添加物も、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査」を受けなければならない。しかし諸外国では、最終産物に組換え体を含まない高度精製食品は規制の対象外となっている。高度精製添加物については、国内でも、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月28日食品安全委員会決定)」に従って安全性が確認されたものは、「遺伝子組換え添加物に該当しない」との通知を受けることが可能なため、安全性審査の対象ではあるものの最終的な判断は海外との齟齬がない。 一方で、高度精製食品については、安全性評価を行う食品安全委員会に添加物と同様の安全性評価の考え方が存在しないため、現状では「最終産物に組換え体を含む食品」と同様、本則での評価方法しか整備されておらず、その結果、「遺伝子組換え食品」として安全かどうかの審査を受けることとなり、海外規制との大きな乖離がある。 本来高度精製食品は、製造工程で組換え微生物を用いてはいるが、その品目自体は純粋な化合物であり、EUや米国と同様に規制の対象外とするのが適切であると考えるが、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」(平成12年厚生省告示第233号)に従うのであれば、せめて高度精製食品も「遺伝子組換え食品に該当しない」との判断が可能な安全性評価の枠組みが整備されるべきである。 「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」の中でも、「多岐に亘る遺伝子組換え食品(微生物)を一律の基準で評価することが困難である場合もあり、食品の製法及び性状等に応じて個別に追加された「安全性評価の考え方」に基づき安全性評価を行うことも必要とされる」と書かれており、高度精製食品の安全性評価の考え方(附則)を作る素地は十分にある。 高度精製食品は、組換え技術応用品か否かの検出が非常に困難であり、違反品の取り締まりが難しい実態からも、法律を遵守する企業に不利益が生じないよう適切な評価枠を作って頂くことを強く要望すると共に、安全性評価の実績が積まれた頃には組換え規制から除外されることを期待する。	(一社)国際栄養食品協会	内閣府 厚生労働省	遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)及び組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員会からの意見を聴いた上で、その安全性について審査を行っています。 食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であることを確認します。 添加物に関しては、厚生労働省では、食品衛生法に基づき、公衆衛生の見地から、成分規格を設定するなどの管理措置を取っています。 食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物のうち、高度に精製され、かつ非タンパク質性の添加物については、本規格を満たす既存の添加物と同等の精製度であるか等、通常よりも評価項目を絞った評価を行っており、この考え方について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月28日食品安全委員会決定)」という附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているものです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準(平成20年6月26日食品安全委員会決定)により、その安全性を評価する仕組みとなっております。	食品衛生法	その他	御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、摂取量や摂取形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとれるかどうかを含め、リスク管理機関である厚生労働省及びリスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。	△
281130028	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<提案の具体的内容> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の高多寡にかかわらず支給可能とするべく支給要件を緩和すること。  <提案理由> ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則65歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額(1,5万円以下)である場合は、受給可能。 (3)企業型から個人型への移行者で、個人型年金加入者となる資格がない場合は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内であれば受給可能。 (4)継続個人型年金運用指図者であって、資産額が少額(25万円以下)の場合は、受給可能。 ※平成28年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」にて、平成29年1月以降は、脱退一時金の支給要件がさらに制限される予定である。 ・確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金からの脱退一時金に係る支給要件は、確定拠出年金法において、以下の要件全てを満たしている場合にのみ請求できると規定されています。 ①企業型年金加入者、企業型運用指図者、個人型年金加入者、個人型運用指図者でないこと ②個人別管理資産が15,000円以下であること ③最後の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヶ月を経過していないこと 上記要件を満たしていない場合は、外国人であっても企業型年金から脱退一時金を受給することはできません。	確定拠出年金法 附則第2条の2	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。よって、加入時において、原則中途脱退できない旨を旨とした制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281130029	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<提案の具体的内容> ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること。 ・50歳未満の退職者について、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること。 <提案理由> ・現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約に達した日以後に退職したときに支給するものであることとされている。 ・そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳0ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始とならない。 ・このように、所得が確保できている在職中の年金開始や、公的年金の支給開始前の退職直後に年金開始できないことは、公的年金とあわせて老後の所得を確保することを担う企業年金の役割を阻害する要因となっている。 ・特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間における老後の生活資金としての年金受給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは早期退職を利用等の自由な人生設計を阻害する要因となっている。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。 ・これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢給付金の受給権資格は以下のとぎに与えられる。 ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき ・50歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達した以後に実施事業所に使用されなくなったとき	確定給付企業年金法第36条 確定給付企業年金法施行令第28条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、支給開始年齢を含めた企業年金の拠出時、給付時の仕組みの在り方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行っていく予定です。	
281130030	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<提案の具体的内容> ・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった場合に限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること。 <提案理由> ・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・企業のライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行なうケースも多い。 中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、その合併などに伴い中小企業者に該当しなくなった場合を除いて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することができず、退職金の事前積立金のスムーズな引継のニーズに対応できていない。 ・また被共済者にとっては、合併時などの退職時以外に解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせない状況となっている。 ・確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・なお、合併等の場合における中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用については、平成28年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により可能となるが、本要望は、合併等に限らず中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用を求めるものである。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への資産移換については、現在、事業主が中小企業退職金共済法の「中小企業者」の定義に該当しなくなったことに伴い退職金共済契約を解除された場合に可能としています。また、平成28年6月に公布された確定拠出年金法等の一部を改正する法律により、中小企業退職金共済制度を実施している企業と確定給付企業年金等の企業年金を実施している企業が合併等を行った場合にも可能となるよう措置したところ(公布日から2年以内の政令で定める日より施行予定)。	中小企業退職金共済法第17条 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)による改正後中小企業退職金共済法第31条の4	検討を予定	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への資産移換については、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正により、加入者の老後所得確保のため、合併等が行われた場合に認められるよう措置を講じたところ。合併等が行われた場合等に限らず資産移換を認めることについては、中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的とした退職金制度である一方、企業年金制度は、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした年金制度であり、それぞれ異なる制度の趣旨や目的の下で設立され、その制度固有の考え方に基づき税制上の優遇措置が講じられていることも踏まえ、全体として整合性のある形となるように制度のあり方や税制を整理した上で、改正法の施行後、その施行状況なども踏まえながら慎重に検討を進めていく予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130031	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、加入者に不利益にならない変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化(例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額判定を省略、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること。</li> <li>・確定給付企業年金の規約の事業主、従業員の理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること。</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。</li> <li>・厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成28年3月末時点で既に約14,000件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考える。</li> <li>・これまでも標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。</li> <li>・なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月および平成26年4月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。</li> <li>・確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大変複雑であり(規約例では95条)、事業主、従業員の十分な理解が難しい。規約記載事項を給付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。</li> </ul>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	規約の変更は厚生労働大臣の承認を必要とします。	確定給付企業年金法第4条、第6条、第7条、第16条、第17条、第19条、平成26年4月改正前の第107条および第110条の2	検討に着手	規約については労使合意の下で作成される加入者の権利利益を保護するものであるため、厚生労働大臣等の諾否の判断無くして届出等で足りることとするは困難です。なお申請等の手続について順次簡素化を進めているところ。	△
281130032	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、期限後であっても納付を認める等の弾力化を図ること。</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の裁量外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金拠出は行われず加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。</li> <li>・また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないときは、合併日等の属する月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなる。このような場合においては、合併日等に選及した規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。</li> <li>・納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であるため、上記の要因で掛金拠出が行われないことによる加入者の不利益回避の観点から弾力化が必要である。</li> <li>・本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものと考えられる。</li> <li>・なお、平成27年度分の規制改革ホットラインにおいて、「措置分類:対応」として「掛金の拠出単位については、第180回国会に提出され、継続審議扱いとなった確定拠出年金法等の一部を改正する法律案において、月単位から年単位に改める措置を盛り込んでおります。」と回答されているが、着実な実現をお願いしたい。</li> </ul>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	企業型年金の掛金の納付については、確定拠出年金法において、毎月の掛金を翌月末日までに納付すると規定されています。このため、期限を超えて掛金を納付することはできません。	確定拠出年金法第21条	対応不可	企業型年金の掛金の納付期限については、納付期限を延長することができる納付期限までに掛金を納付することが困難と認められる場合を、災害その他やむを得ない理由があると認められるとして厚生労働大臣が定める場合とする法令改正を検討していますので、事業主の裁量外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等については災害その他やむを得ない理由があると認められる事情に起因しない限り、納付期限の延長は認められません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281130033	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	閉鎖型確定 給付企業年 金における労 使間手続の 省略	<提案の具体的内容> ・受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること。 <提案理由> ・現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に経微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続きを執らなければならないとされている。 ・受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないOB・OGであるため、労働組合等は同意に断し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。 ・本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。	(一社)生 命保険 協会	厚生労 働省	受給者のみで構成される閉鎖型の確定給付企業年金における規約制定・変更手続きについては、直接的に従業員に関わるものではないが、制度の実施は企業の判断によるものであり、また、積立不足が生じた場合には、事業主は掛金の追加拠出が必要となる等、企業経営に影響を及ぼし、従業員の雇用等にも間接的に影響する可能性があることから、意思決定には労使合意が必要である。仮に、労使合意を不要とし、代わりに受給者の同意を必要とするか否か、その場合、通常の確定給付企業年金の意思決定における受給者の関わり方はどうなのか等、制度の根幹に関わる検討が必要となります。	確定給付企業年 金法第3条、第6 条	対応不可	受給者のみで構成される閉鎖型の確定給付企業年金における規約制定・変更手続きについては、直接的に従業員に関わるものではないが、制度の実施は企業の判断によるものであり、また、積立不足が生じた場合には、事業主は掛金の追加拠出が必要となる等、企業経営に影響を及ぼし、従業員の雇用等にも間接的に影響する可能性があることから、意思決定には労使合意が必要と考えます。	
281130034	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	確定拠出年 金における運 用商品除外 手続きの緩和	<提案の具体的内容> ・企業型年金において選定されている運用商品を除外する場合の手続きについて、企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより除外することを可能とすること。 <提案理由> ・現在、確定拠出年金法第26条において、運用商品を除外する場合、原則として、当該運用商品を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。 ・しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用商品の除外は殆ど実施されていないのが実情である。 ・一方、長期にわたる確定拠出年金の運営においては、運用商品の選定後の金融市場動向など様々な事情により運用商品を除外することが加入者等にとっても利益となる場合がある。 ・また、確定拠出年金制度の実施から10年以上が経過し、運用商品にかかる費用(例:投資信託の信託報酬)が下がる等の理由で新たな運用商品を追加する一方、既存の運用商品の除外が実施されない結果、定に多数の運用商品が提示されること加入者等の混乱をきたす恐れがあることから、実施事業主の間には運用商品を除外したいというニーズがある。 ・運用商品の除外につき、加入者等からの同意取得を原則としつつも、労働組合等の同意による除外も可能とすることで、事業主や加入者等にとって使い易い制度となり、制度の円滑な運営に資するものと考えられる。 ・なお、平成28年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、運用商品を選択している加入者等の3分の2以上の同意を得ることにより、同法律の施行日後の掛金にかかる部分について除外することが可能となるが、本要望は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより、運用商品を除外することを可能とすることを求めるものである。	(一社)生 命保険 協会	厚生労 働省	「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(平成28年6月公布、施行は公布から2年以内)により、運用商品を除外する場合には、その商品に指図を行っている者全員の同意が必要とされていますが、法改正後は、規約に定める手続きにより、除外しようとする商品の指図を行っている者の3分の2以上の同意を得ることになりました。さらに、同意を取るべき対象者には所在不明者を含まず、また同意を求める通知をしてから3週間以上で規約で定める期間内に意思表示がない場合には同意をしたとみなすことができるものとされました。ただし、期間内に意思表示がない場合に同意したとみなす扱いをする場合には、同意を求める通知にその旨を記載しておく必要があります。なお、商品除外を行う場合、改正後の規定が適用できるのは、商品除外の施行日以後に納付される掛金に係る運用商品のみです。	確定拠出年金法 第26条	現行制度 下で対応 可能	運用商品を除外する場合、加入者や運用指図者の受給権を保護する必要性から、その商品に指図を行っている者の同意については、運用の指図と同じ意味を有するため、労働組合等といった集団的な同意ではなく、個別の同意が必要です。	
281130035	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	確定給付企 業年金、存続 厚生年金基 金の財政運 営についての 弾力化	<提案の具体的内容> ・継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること。 <提案理由> ・決算に基づく財政検証において、継続基準に抵触した場合は、財政計算を行い、不足金を全て解消することとなっている。 ・継続基準の財政検証は、あくまで積立水準が一定の範囲(許容繰越不足金)を超えて不足していないか検証するものであること、また、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施し、不足金をすべて解消することとなっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金について、許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。 ・なお、平成21年7月27日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発表され、平成24年9月31日までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められている。	(一社)生 命保険 協会	厚生労 働省	厳しい経済情勢等を考慮し、平成24年3月31日までの間、掛金基準に抵触し、掛金を再計算する場合、過去勤務債務の額から許容繰越不足金を控除して特別掛金を算定することができる措置を講じていたが、現在は当該措置は講じられていません。	確定給付企業年 金法第59条、第 60条、第61条、 第62条、 確定給付企業年 金法施行規則第 56条、 厚生年金基金令 第39条の2、 〔「厚生年金基金 の財政運営につ いて」の一部改正 等について(平成 21年7月10日 発0710第5号)」	対応不可	第14回社会保険審議会企業年金部会において、下方回廊方式は、厳しい経済情勢等を考慮し時限的に認めていたものであるため、財政の健全性確保の観点から慎重な検討が必要とす。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130036	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、掛金に係る規定の条項の移動等)こと。</li> <li>確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること。</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならないが、届出で足りる範囲は限定的である。</li> <li>これまでも、平成26年4月施行の確定拠出年金法施行規則の改正や平成28年10月公布(平成29年1月施行予定)の同規則改正などにより、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。</li> </ul>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	企業型年金規約の変更は、確定拠出年金法において、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を受けなければならないと規定されています。このため、厚生労働省令で定める軽微な変更には該当しない変更については、厚生労働大臣の承認が必要です。	確定拠出年金法第5条、第6条、第47条、確定拠出年金法施行規則第5条、第6条	対応不可	企業型年金規約の変更に係る手続きの緩和については、これまで、関係者の要望等を受け、承認ではなく、届出による対応としても影響がないと認められるものは手続きの簡素化を行ってきたところであり、当該事項に対応するためには、今後、制度の利用状況や要望等を踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要であると考えます。	
281130037	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることができることを希望しても、制度移行を可能とすること。</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。</li> <li>また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができることとされている。</li> <li>これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることが希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。</li> <li>移換相当額を一時金で受取ることが希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るが否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。</li> <li>本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。</li> <li>なお、平成27年度分の規制改革ホットラインにおいて、「措置の分類:検討に着手」とし、関係機関と調整を進める旨回答されているが、早期の実現をお願いしたい。</li> </ul>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の実施事業主等が確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金に移行する場合、確定給付企業年金の加入者のうち企業型確定拠出年金に積立金を移換する対象となる者の2分の1以上の同意が必要ですが、当該同意をした者に対しては、企業型確定拠出年金に移換する積立金相当の額を一時金として支払うことは認められていません。	確定給付企業年金法第82条の2、確定給付企業年金法施行令第54条の2	検討に着手	第14回社会保障審議会企業年金部会において、確定拠出年金移行に係る同意をした者についても一時金での受け取りを可能とする方向で検討することとされており、これに従い、関係機関と調整を進めます。	
281130038	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	厚生年金基金における解散手続きの簡素化	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金の解散が円滑に進むよう、解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化(例えば、特例解散制度等における解散認可申請前の記録突合の効率化、解散認可書類の一つである責任準備金明細の簡素化)を図ること。</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、厚生年金基金の解散・他の企業年金制度への移行は、特例措置が適用される法施行(平成26年4月1日)から5年の間に集中することが想定される。</li> <li>同法においては、基金の解散決議等に必要の同意基準の緩和等の措置が図られているが、基金の解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化は図られていない。</li> <li>基金の解散を円滑に実施するためには、意思決定のための要件を緩和するだけでなく、解散認可申請等に係る諸手続きを効率化・簡素化することによって、基金関係者の負担を軽減することが求められる。</li> <li>本要望は、より円滑な解散手続きの実現に資するものと考えられる。</li> </ul>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金は、公的年金たる厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)し、加えて、各基金は上乗せ給付を行い、当該支給を行うための費用として事業主から掛金を徴収しています。</li> <li>基金が解散する場合、代行給付のために事業主が納付した掛金に相当する積立金(最低責任準備金)を通常は一括して国に返還する必要がありますが、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)において、厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、平成26年4月1日から5年間の時限措置として、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の減額措置を講じました。</li> <li>併せて、最低責任準備金に積立不足が生じた場合には、積立不足金は基金を構成する各設立事業所に負担することとなり、その際、納付期限の延長や事業所間の連帯債務を例外措置を講じております。</li> <li>平成26年4月1日に531あった基金は、平成28年末までに384基金が解散や代行返上し、このうち、特例解散した基金は79基金です。</li> </ul>	通知「厚生年金基金の解散等及び清算について」	対応不可	解散認可申請等に係る諸手続きについては、円滑な解散手続きに資する観点から平成26年4月の法施行時に国に返還する最低責任準備金の確定や正確な給付を行うために必要な作業の見直しを行っているところであり、更なる簡素化については、既に解散した基金との公平性の観点から困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再 検討項目		
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要			
281130039	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	確定給付企業年金の給付設計の弾力化	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金における給付設計の要件を緩和すること(例えば、脱退一時金の支給にかかる加入者期間の要件を緩和すること、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること)</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金における脱退一時金は、加入者期間3年を超える支給要件とすることは認められておらず、退職金規程において動続期間3年超の支給要件を設けている企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することが必要となる。</li> <li>また、確定給付企業年金における給付の支給要件該当性の判断に用いる加入者期間から、休職期間を控除することは認められておらず、退職金規程において支給要件として動続期間から休職期間を控除している企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することや休職により確定給付企業年金から脱退する設計とすることなどが必要となる。</li> <li>これらの規制は、確定給付企業年金が退職金制度の円滑・確実な運営のために活用される現状を踏まえ、退職金制度から確定給付企業年金への移行を阻害する要因になっている。</li> <li>本要望は、より一層の企業年金制度の普及促進に資するものと考えられる。</li> </ul>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施しようとするときは、労使の合意のうえで規約を定める必要がある。確定給付企業年金法第41条第3項は、規約において三年を超える加入者要件を定めなければならない旨を規定している。	確定給付企業年金法第41条	対応不可	脱退一時金の加入者要件については、加入者保護の観点から、一定期間制度に加入した者に対しては給付を行うべきという趣旨で設けられた要件であり、このような法律の趣旨に鑑みれば、現行の制度を前提とした場合には、緩和を認めることは困難です。			
281130040	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 3月15日	確定給付企業年金の一時金給付額の制限の緩和	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金の一時金として支給する額の上限の計算にかかる下限予定利率の要件を緩和すること。</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定の下限予定利率が、年金規約に定められた一時金を年金に換算する利率を超えた場合、当該下限予定利率で算出した一時金として支給する額の上限が、年金規約上の一時金給付額を下回ることとなる。</li> <li>その際には、年金規約に定められた一時金を年金に換算する利率を下限予定利率以上とする規約変更が必要となるが、過去の一定期間の市場金利の暴落にもとづく変動する下限予定利率によって、労使合意にもとづく給付水準が変動することは望ましくない。</li> <li>なお、平成28年4月8日に公布された「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令」により、確定給付企業年金における給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率が見直されたが、本要望は、労使で定めた年金規約にもとづく権利義務関係を尊重する観点から、当該制限の更なる緩和を求めるものである。</li> </ul>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は、(1)前回の財政計基準日以降の最も低い下限予定利率、(2)老齢給付金の支給開始要件を満たしたときに(1)の率(3)加入者の資格を喪失したときの(1)の率、のいずれか低い率となっている。	確定給付企業年金法施行規則第24条の3	対応不可	確定給付企業年金制度は後者の所得保護を目的とする制度であるため、老齢給付金の支給の在り方は一時金ではなく中長期での支給が望ましいと考えられることから、老齢給付金を一時金として支給する額の上限に係る規制の更なる緩和を行うことについては慎重な検討が必要と考えます。			
281130043	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 2月28日	行政機関等からの照会に係る事務手続きの簡素化	<p>行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連の照会を受けている)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認しながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する照会を行っているが、照会文書の様式統一化および手続きの電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考えられる。</p> <p>具体的には、行政機関からの多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。また、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じて照会手続きを電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。</p> <p>2012年より同様の要望を提出しており、現在、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、統一状況をフォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「検討に着手」との回答が得られており、対応が進められているものと理解している。2016年9月時点において、国税庁では新たな統一様式への切替が完了しており、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。また、電子化についても、各関係省庁から「検討に着手」との回答をいただいている。引き続き関係省庁が一丸となって取組を進めていただきたい。</p> <p>「日本再興戦略2016」では、GDP60兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられている。また、規制改革会議下に行政手続会議が設置され、省庁横断的に行政手続コストの削減に係る検討が進められているものと承知しており、本要望の実現は政府の方針にも適うものと考えられる。</p>	(一社)生命保険協会	総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。	【総務省】 照会文書様式の統一化(「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。①照会文書の依頼事項に関する用語②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成27年度に検討が行われたところです。今後、照会文書の様式統一化に向けて、同協議会での検討内容について、他の行政機関における取組みも参考にしつつ、地方団体への周知等を進めてまいります。	【財務省】 国税通則法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税罰則徴収法第1条第3項	【財務省】 検討に着手	【財務省】 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行っています。平成28年10月以降、生命保険協会を含む金融機関の事業者団体に対して、現時点における当庁の対応案を概観しお示ししており、現在は各事業者団体において傘下の会員様のご意見を確認いただいているところです。	(照会手続の電子化) 今後、上記協議会での検討内容に係る地方団体の取組状況等を踏まえ、検討を行います。	△
								【総務省】 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることや、銀行等の関係人に対して報告を求めることができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やもを得ない場合には、当該調査結果が漏れなくとも保護の決定を行うことができることとしています。	【厚生労働省】 生活保護法第29条	【厚生労働省】 検討を予定	【厚生労働省】 ①照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一化については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、さらなる効率化に向け協議をまいりたいと考えています。 ②照会手続の電子化について 照会のオンライン化の可否については、提案主体と引き続き協議をまいりたいと考えています。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281130073	28年11月30日	28年12月19日	29年4月28日	遠隔医療(遠隔診療及び遠隔服薬指導)のオンライン完結の推進	<p>(制度提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔診療について、初回は対面診療ということ不要であることのあらためての明確化</li> <li>電子処方箋の実施対象の拡大(現在は、地域医療連携ネットワークなどに限定)</li> <li>電子処方箋でのオンラインでの送信可能化</li> <li>遠隔服薬指導の解禁</li> </ul> <p>(理由)</p> <p>遠隔診療については、2015年8月の事務連絡により解釈が明確化されたものの、2016年3月18日付の厚労省の通知(東京都からの疑義照会の回答)により、遠隔診療のみにより診療を完了することは医師法違反となり、これを受けて、初診は対面である必要があるとの受け止めや指導もあると聞いている。あらためて解釈を明確化する必要がある。</p> <p>院内処方箋の場合、遠隔診療実施後、そのまま医薬品の配送を行えば、オンラインでの遠隔診療全体が完結する。一方、院外処方箋の場合、遠隔診療後、(1)医療機関から患者に処方箋の郵送、(2)患者が処方箋を薬局に交付、(3)処方箋の交付、(4)服薬指導が必要である。オンラインでの完結のためには、(1)と(2)は、処方箋の電子化と電子処方箋オンラインでの送信が解決策になる。しかしながら、電子化実施対象が限定されており、「電子処方箋の運用ガイドライン」では、処方箋IDが記載された「電子処方箋引換証」の顔と処方箋確認番号を患者が薬局に持参する形になっている。また、遠隔服薬指導は、国家戦略特区での一定の条件のもとでしか認められていない。完全オンライン化により遠隔医療がさらに推進されれば、医療資源の効率的な活用、患者の受診機会の確保、在宅患者への対応、残業の削減・重症化予防等による医療費削減など多大なメリットが享受できる。</p>	新経済連盟	厚生労働省	<p>(1ポツ目について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師法(昭和23年法律第201号)第20条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。</li> <li>遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成9年12月24日付(健政発第1075号厚生労働省健康政策課長通知)において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第20条に抵触するものではない」との基本的な考え方を示しています。</li> <li>また、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成27年8月10日付(厚生労働省医政局長事務連絡)において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」を明示しております。</li> </ul> <p>(2、3ポツ目について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「電子処方せん」の運用ガイドラインでは、薬局と医療機関との間で、安全かつ効率的に情報をやりとりすることができること、実証事業によりその運用が可能であることが示されていることとを踏まえ、現時点では、電子処方せんを医療機関等から薬局に直接送信するのではなく、ASPサーバを用いた方式を採用することとしています。</li> <li>同ガイドラインでは、電子処方せんの導入は単に電子化を進めるのではなく、医師から薬局への調剤に必要な情報の提供と、薬局から医師への調剤の結果の提供により、地域医療連携の促進につながることを求められるものであること等から、こうした地域医療連携の取組を進めている地域医療ネットワーク等において、電子処方せんを積極的に導入できるような運用の考え方を整理しています。</li> </ul> <p>(4ポツ目について)</p> <p>調剤された薬剤に関する情報提供及び服薬指導は、薬剤師が対面で行わなければならない。テレビ電話装置等を活用した薬剤師による対面服薬指導の特例措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれました。</p>	<p>(1ポツ目について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師法第20条</li> </ul> <p>(2、3ポツ目について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「電子処方せん」の運用ガイドライン(平成28年3月)</li> </ul> <p>(4ポツ目について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品医療機器等法第9条の3</li> </ul>	<p>(1ポツ目について)</p> <p>「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成27年8月10日付(厚生労働省医政局長事務連絡)で明示していることと、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、医師の判断により、初回から遠隔診療を行う場合もあると考えており、この内容の周知に努めて参ります。</p> <p>(2、3ポツ目について)</p> <p>電子処方せん「の運用ガイドライン」では、薬局と医療機関との間で、安全かつ効率的に情報をやりとりすることができること、実証事業によりその運用が可能であることが示されていることとを踏まえ、現時点では、ASPサーバを用いた方式を採用することとしており、医療機関が薬局に処方データを直接送信することは、特定の薬局に誘導する恐れがあることやセキュリティ等の安全性の確保の観点から困難です。なお、地域医療情報連携ネットワークに参加する医療機関や薬局が増え、いく中で電子処方せんが普及していくものと考えています。</p> <p>(4ポツ目について)</p> <p>テレビ電話装置等を活用した薬剤師による対面服薬指導の特例措置は、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能にするためのものです。また、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の衆議院及び参議院の審議において、国家戦略特別区域処方箋調剤遠隔指導事業の実施に当たっては、あくまで離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、これらの地域要件を外した全国展開を前提としないことと付帯決議がなされており、以上より、本提案を実施することは困難です。</p>	(1ポツ目について)◎	
281130074	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	処方箋薬等の医薬品供給・受け渡し方法の多様化	<p>(提案内容)</p> <p>患者の多様なニーズにこたえるため、処方箋薬等の医薬品供給・受け渡し方法を多様化する観点から、以下の事項を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者自宅、会社、介護施設など患者が指定する場所で薬局・店舗以外の場所での情報提供・服薬指導の解禁</li> <li>調剤を行った薬局・店舗に勤務する薬剤師以外の薬剤師が情報提供・服薬指導することの解禁</li> <li>災害時に特別に認められた災害対策医薬品供給車両を移動店舗として通常時でも認める</li> </ul> <p>(理由)</p> <p>生活の多様化、働き方の多様化、在宅患者の増加などにより、患者が処方箋を薬局にもって行って処方を受けるという手間をかけることが極めて困難になっているケースが多くなっており、供給・受け渡し体制を多様化する必要がある。</p>	新経済連盟	厚生労働省	<p>調剤された薬剤に関する情報提供及び服薬指導は、薬局内の情報提供を行う場所において対面で行うこととしております。なお、在宅医療を受けている患者等、特別の事情がある場合は、患者の居宅等で情報提供及び服薬指導を行うことも可能となっています。</p> <p>薬局開設者は、調剤された薬剤を販売する場合には、その薬局の薬剤師が対面での情報提供及び服薬指導を行わなければならないこと、また、薬剤師は調剤したときは、必要な情報提供及び服薬指導を行うこととしており、情報提供及び服薬指導は、調剤を行った薬局で行うこととしております。</p> <p>原則、調剤は、薬剤師が薬局において行うこととしており、薬局以外の場所で行うことができません。ただし、災害等により薬剤師が薬局において調剤することができない場合は、薬局以外の場所で調剤を行うことができます。</p>	<p>医薬品医療機器等法第9条の3、薬剤師法第22条、第25条の2</p>	<p>対応不可</p>	<p>薬局は、調剤室や情報を提供するための設備を有し、また、調剤に必要な書籍として当該薬局で取り扱う医薬品の添付文書に関するものを備えており、これにより、調剤や服薬指導等の質を担保しています。このため、原則、薬局において対面での服薬指導を行い、調剤された医薬品を販売する必要があるありますが、患者が在宅医療を受けている場合など、医薬品の必要性があるにも関わらず薬局に来ることが困難な特別な事情がある場合には、薬局以外の患者の居宅等で調剤の一部や情報提供及び服薬指導を行うことを認めています。</p> <p>なお、調剤を行った薬局に勤務する薬剤師以外の薬剤師が服薬指導を行うことに関しては、例えば、服薬指導を行う中で医師に疑義を照会し、調剤師の必要がある場合などもあり、調剤と服薬指導は一体的に行う必要があるため、困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281130075	28年11月30日	28年12月19日	29年3月15日	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除(第9条の3第1項、第36条の4第1項、第30条の6第1項)</p> <p>2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃(第4条第5項4号等)</p> <p>【提案理由】</p> <p>1. 要指導医薬品という制度自体が持つ問題について                      改正薬事法において、「要指導医薬品」は、「効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づき需要者の選択により使用されることを目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要なもの」とされている。しかしながら、この要指導医薬品制度は、一部の一般用医薬品の「インターネット販売を合理的根拠無く禁止するための制度であり、不当である。この制度を作る前に厚生労働省によって開催された、「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合審議会」においては、「スイッチ直後品目はリスクが不明であるからネット販売をすべきでない」「ネットは危険だから対面で販売すべき等、およそ合理的とはいえない議論が繰り返された。本来であれば、ネット販売であれ店頭販売であれ、各医薬品ごとに具体的にどのようなことに基づいて販売すべきなのか、それは使用者と対面しなければ本当に実現できないことなのか等、一つ一つ検証して、具体的な販売方法のあり方を検討すべきであったにもかかわらず、最後までそのような検証はなされず、各々の医薬品について対面でなければ販売できない具体的なかつ合理的な根拠も示されることがなかった。</p> <p>2. 処方せん医薬品を含めた薬局医薬品について                      医療用医薬品は、医師の診察後に交付した処方箋に基づくもの。薬剤師がダブルチェックで対面で行う規制をする立法事実があるのかきわめて疑問。</p>	新経済連盟	厚生労働省	<p>処方箋医薬品を含む薬局医薬品を販売する時は、薬局的知見に基づき指導を行うこととしています。また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づき指導を行うこととしています。</p>	医薬品医療機器等法第9条の3、第36条の4、第36条の6	対応不可	<p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用を生じおそれることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は授与する際に、その場所で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があります。また、この仕組みを今後とも堅持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されております。</p> <p>要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることとなる間も医薬品であって、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものです。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬剤等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本提案を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成28年6月から施行されていますが、法の例外にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況を勘案し、要指導医薬品の販売のあり方を改めて検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしております。</p>
281201001	28年12月1日	29年1月16日	29年3月15日	政策的低金利下、DB制度の財政検証における継続・非継続二つの基準を継続基準のみ適用への検討	<p>・現行は継続基準・非継続基準の二本立てとなっているが、継続基準のみの適用とし一本化する。なお、解散、閉鎖を含め当該制度の見直し、他制度への移行等ある場合には、非継続基準も併せて適用することも検討する。</p> <p>・昨今の日銀の低金利政策は、これまで低位に推移してきた長期金利水準をさらに押し下げ、こうした市場動向により設定される予定利率の低下が、非継続基準の検証に用いられる「最低積立基準額」を過大に算定させる結果をもたらしている。その一方で、運用環境低迷による時価価値の伸び悩みも加わり、財政上の積立水準が悪化しやすい環境下にある。</p> <p>・非継続基準に抵触した場合、掛金の引上げが必要となり、低金利下のDB制度の実施・継続には多大な負担が求められる。経営基盤の弱い中小企業等にとって予期せぬ追加負担を強いられ、結果、DB制度の存続ももたなくなる。</p> <p>・二つの検証基準があることにより、一方はクリア、一方は抵触するなど、財政運営における年金債務の評価に真逆の「ねじれ現象」をもたらしており、存続を前提としている企業にとっては、現行の財政運営に理解しがたい状況も見られる。</p> <p>・超長期の金利とは云え、市場動向に左右される予定利率で将来支給される給付を現時点まで割り引くことから「最低積立基準額」の振れ幅は大きく、低金利下での非継続基準クリアのハードルは高い。欧米各国の一本化された財政検証内容や、その動向を確認しながら、財政検証基準の見直しをお願いしたい。</p>	企業年金連絡協議会	厚生労働省	<p>事業主及び基金は、毎年度決算において、積立金の額が責任準備金の額及び最低積立基準額を上回るかどうか計算しなければなりません。計算の結果、継続基準に抵触した場合には掛金の額を再計算しなければならず、非継続基準に抵触した場合には掛金を一括拠出しなければなりません。</p>	確定給付企業年金法第61条、第62条、第63条 確定給付企業年金法施行規則第56条、第57条、第58条、第59条	対応不可	<p>継続基準は、年金制度を継続していくうえで必要な積み立て及び掛金の設定がされているかという観点から検証する基準であり、一方、非継続基準は、解散又は終了とした場合に必要額が確保できているかという観点から検証する基準です。これらの基準は、異なる観点から年金財政の健全性を検証するものであることから、継続基準に一本化することは困難です。</p>
281205002	28年12月5日	29年1月16日	29年3月15日	医師不在の状況下で実施する骨密度測定における自動超音波測定器の利用について	<p>超音波測定器を利用し、不特定多数の人に対し、骨密度測定を実施したいと考えている。超音波検査については、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条において、「(中略)医師又は歯科医師の指示の下に(中略)生理学的検査を行うことを業とすることができる。」とあるが、少額の経費で運用する必要があり、医師の雇用ができない。医師不在のため、診断や治療を目的とせず、一般医療機器(クラス)の自動超音波測定器を利用しセルフチェックを行ってもらい、事務員または、診療放射線技師または、臨床検査技師のみで測定会の運営を行う。しかしながら、高齢、傷病、障害などの心身に問題があり検診に補助が必要になる場合が想定される。セルフチェックが可能な者のみ実施をすれば公平性に欠けるため、以下のとおり要望したい。</p> <p>(1) 自動超音波測定器を用いた骨密度測定で、やむを得ない事情により補助が必要な場合、医師不在においても補助を可能としてほしい。                      具体的には以下のとおり。                      1 タッチパネルで操作する年齢性別の入力、計測開始ボタンの入力                      2 腕の測定時に吹き付けするスプレー剤またはゼリー剤の塗布                      3 測った際の2の材料の拭き取り</p> <p>骨密度測定後、超音波測定器から判定結果票が印字される。判定結果が悪かったにもかかわらず助言なく終われば、顧客は困惑し、病状の改善もなく、健康意識も高まらないため、測定会に意味がなくなる。このため以下のとおり要望したい。</p> <p>(2) 判定結果票の結果をもとに、医師の診断なく、一般的な程度の保健的指導を可能としてほしい。具体的には以下のとおり。                      1 検査結果票の結果が悪い場合に、行政で実施しているDXA法による骨密度検査を促す。                      2 検査結果票を見ながら、栄養士や保健師から骨粗しょう症予防のための栄養や運動指導を行う。</p> <p>以上</p>	自治体	厚生労働省	<p>医師法第17条により、医師等でない民間事業者は、医業に該当しない範囲で検体採取や検査(測定)後のサービス提供を実施する必要があり、採血等の医行為に該当する行為や、検査(測定)結果に基づく診断等の医学的判断を行うことはできないとされています。</p>	医師法(昭和23年法律第201号)第17条	現行制度下で対応可能	<p>医学的判断及び技術を伴わない範囲内で、一般医療機器に分類される自動超音波測定器の測定の補助をすることは差し支えありません。判定結果票を用いて、医学的判断や技術が伴わない方法で疾病等の予防のための栄養指導や運動指導を行うことは差し支えありません。また、判定結果票を用いて、検診を紹介することに留まるのであれば、医師法に抵触するものではないと考えています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281214002	28年12月14日	29年1月16日	29年3月15日	金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用商品の情報提供を禁止する業務規制の撤廃	金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用商品の情報提供を求めた顧客(加入者)が来店した場合、本部専任者や専用のコールセンターへ取りつがざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。 ○このため、店頭にて確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客(加入者)が来店した場合、本部専任者や専用のコールセンターへ取りつがざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。 ○平成29年1月より個人型確定拠出年金(DeCo)の加入者の範囲が拡大されることを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面できる機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。 ○なお、平成27年度、全国信用金庫協会・信金中央金庫から同主旨の要望が出された際、厚生労働省より「社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討と整理されたところであり、関係機関と協議した上で当該整理に基づき検討を進める」旨回答があったが、具体的な進展はみられない。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 厚生労働省	確定拠出年金法上、営業職員が確定拠出年金法に規定する運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務を兼務することは禁止されています。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。	◎
281214004	28年12月14日	29年1月16日	29年3月15日	確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止	確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出を廃止する。 【提案理由】 ○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があるが、この申請書には銀行の役員の兼職状況を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回新たな兼職が生じていないか確認する必要があり、特に社外取締役への確認が多大な事務負担となっている。 ○銀行が、銀行法上の銀行代理業や信託業法上の信託契約代理業、金融商品取引法上の登録金融機関として金融商品仲介業務を営む場合には、役員の兼職状況の届出は不要とされていることを考慮すると、確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出は不要としても問題は生じない。	(一社)全国地方銀行協会	厚生労働省	確定拠出年金運営管理機関の登録を受けようとする者は、登録申請書に役員の兼職状況を記載する必要があります。 確定拠出年金運営管理機関は、登録の申請内容に変更があった場合には、その日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	確定拠出年金法第89条第1項第7号 確定拠出年金法第92条第1項 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条第1項	対応不可	確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人(運営登録取消から5年未経過、公益に反すると認められる、損失の管理が困難である)で兼職していること等を確認する必要があるため、慎重な検討が必要となります。	
290113001	29年1月13日	29年1月31日	29年3月15日	食品加工の開業に伴う規制の緩和について	私は、稲作農家です。食品加工の開業に伴う規制の緩和について、建物の完成に伴い、営業許可手続きが必要になります。 (1) 先ずは、「あじまん」です。関東や東北地方で営業しています。秋田県能代市では、ホームセンターの敷地内で約2坪位のプレハブで営業しています。あじまんと呼ばれる菓子や、たこ焼きを製造及び販売をしています。中そのと菓子製造業と飲食店の営業許可証が貼られていました。この会社に問い合わせたところ秋田県は菓子製造業と飲食店の営業許可証が必要との回答でした。他県では菓子製造業の営業許可でよいそうです。 (2) 製造施設が小さく狭い場合やドア等で部屋を区切らない場合が多々見受けられます。つまり製造室、包装室、材料保管庫等一室でまかなって営業している食品加工施設もあります。これについても規制緩和をお願いします。 (3)以前、保健所から食品加工所の指導を受けました。その一つは出口と入口を設けるようにとの指導でした。これが、大変です。入口から入る毎に出口に履き物を準備しなければなりません。又、この事で秋田県総合食品研究所の職員から、この出口と入口があるため建物内に雑菌が入るおそれがあると指摘されました。 (4)仕出業の営業許可で弁当を製造販売の件です。この弁当からご飯を除くと惣菜になるといわれ、他店に卸す場合は惣菜の営業許可が必要と回答をいただきました。 以上を含め、女性一人で5坪程度の食品加工施設で少量多品目の弁当等を製造販売をする予定で、納豆を生業として製造販売するのではなく、例えばおかずの一品に納豆を入れる場合でも納豆製造業、麺を入れるには麺製造業、菓子を入れれば菓子製造業、その他仕出業、そうざい業の営業許可、あまりにも負担が大きいです。多品目の食品加工について、多くの製造業の許可を得なくても食の安全が担保出来れば、仕出業の営業許可一つで上記の製造が可能なるようにしてもらいたい。	個人	厚生労働省	食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、法第51条の規定に基づき、都道府県等は、公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生上の見地から必要な基準を定めるものとして、法第52条第1項により、当該営業を営もうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされています。	食品衛生法	現行制度下で対応可能 事実誤認	食品衛生法では、飲食店営業やそうざい製造業等その他公衆衛生上影響の著しい営業の許可に係る要件については、都道府県等が、自治事務として、条例で、業種別に定め、必要な許可の種類を判断しています。個別の事案については、管轄の保健所等とよくご相談いただきましようお願いします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
290117001	29年1月17日	29年1月31日	29年3月31日	法定障害者雇用率の算定対象の見直し	【提案内容】 難病患者の就労を促進するため、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する「その他心身の機能の障害」を有する難病患者についても、法定雇用率がい者数の対象となるよう改正を行うこと。 【提案理由】 一億総活躍社会の実現には、障がい者や難病患者の社会参加を促進するためのより一層の支援が求められるが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の法定雇用率がい者数の算定は、身体障がい者または知的障がい者しか対象となっていないことから、これらの認定をされていない難病患者については、一般事業主による雇用が進まない状況となっている。また、徳島県難病相談支援センターにも様々な相談が寄せられている状況である。	徳島県	厚生労働省	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第37条、第38条第1項、第43条第1項、第2項及び第6項 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第2条、第9条、第10条の2、別表第2 法定雇用率制度は、社会連帯の理念に基づき、全ての事業主に障害者の雇用義務を課すものであり、事業主は、その雇用する労働者に、法定雇用率を乗じて得た数(少数以下は切り捨て)以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。(現在、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、雇用した場合、雇用障害者数にカウントできることとなっています。) 法定雇用率は、労働者及び失業者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の総数の割合を基準として設定しています。(平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加されます。)	対応不可	障害者雇用率制度は、障害者手帳をお持ちの方を対象とするものであり、難病患者で障害者手帳をお持ちの方は既に対象となっております。 この制度が、社会連帯の理念の下、企業の採用の自由を制約し、法定雇用義務を企業に課すことを踏まえれば、その対象の在り方については、企業の理解も重要と考えております。 こうしたことを踏まえると、対象者には、 ・ 企業における雇用管理ノウハウの蓄積や企業の雇用環境の改善、地域の就労支援体制の構築などが一定程度進んでいること。 ・ 採用の自由の例外として、雇用義務を課す必要があると言える就労困難性が一様に見られること。 などを満たすことが求められ、お尋ねの「難病患者であっても障害者手帳の対象にならない方」については、そうした観点から現時点では困難と考えております。		
290119001	29年1月19日	29年1月31日	29年3月15日	業務委託契約における一部行為がいわゆる偽装請負に該当しないことの明確化	【具体的内容】 業務委託契約(請負契約)における以下の行為が労働者派遣法2条1号に定義する労働者派遣(いわゆる偽装請負)に該当しないことを明確化すべき。具体的には、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に関する疑義応答集の「10 請負業務において発注者が行う技術指導」の延長で、明確化を図ることを要望する。 (1)委託業務の開始時やシステムの更新時等における、発注者と受注者の従業員がともに出席する(受注者の責任者の出席を要件とする)こともミーティングの開催 (2)トラブル発生時における、発注者と受注者の従業員が共同して行う作業 【提案理由】 労働者派遣法40条の6以下に定める労働契約の申込みなし規定の適用に当たって、偽装請負との関係で、無用な混乱が生じないようにすることが目的(期間制限違反の問題は法改正によってかなりクリアになったが、偽装請負の問題はいまだそのような状況にはない)。同様の問題は、製造部門以外の部門もかかえており、かつトラブルの発生は、安全衛生上緊急を要する場合に限らないため(現場は、対応に苦慮している)。	個人	厚生労働省	労働者派遣法の適正な運用のため、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があり、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号)が定められています。 この基準によると、請負により行われる事業に該当すると判断されるためには、 ①自己の労働者を直接利用していること、つまり、発注者から指揮命令を受けずに業務処理を行っていること、 ②請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理していることが必要とされています。 さらに、厚生労働省において、疑義応答集を作成しています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	現行制度下で対応可能	請負、業務委託などとして、労働者派遣契約を締結することなく労働者派遣を行うこと(いわゆる偽装請負)については、雇用主等が果たすべき責任の所在が曖昧となり、働く方々の保護が不十分となることから労働者派遣法において規制されています。 個別具体的な事案において、労働者派遣法に違反するかどうかの判断に当たっては、実態を踏まえて判断することとしておりますが、請負事業を適正に実施することができるよう、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」を定めるとともに、厚生労働省ホームページにその基準及び疑義応答集を掲載しています。 また、ご提案の(1)については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に関する疑義応答集(第2集)の問9を参考にしてください。 ご提案の(2)については、「発注者と受注者の従業員が共同して行う作業」の趣旨が明らかではありませんが、個別具体的な事案において労働者派遣法に違反するかどうかは、実態を踏まえて、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に沿って判断することとしています。	
290205001	29年2月5日	29年2月23日	29年3月31日	一般の医療薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるようにすべきである。	現在、後発医薬品の使用促進や医薬品の多様化等の理由により、病院・診療所(以下「病院等」)内では医薬品の不動態在庫が経営悪化の一因となっているが、(社会医療法人に認定されていない)一般の医療法人は医療法第42条に定められている附帯業務又は附随業務を除き収益事業を行うことができないため、不動態在庫となった医薬品について調剤薬局を含む他の医療機関との間で売買することができない。一方で、調剤薬局間では医薬品の不動態在庫を売買することが認められており、在庫の適正化を図ることが可能である。全国で5万以上ある医療法人の大多数が一般の医療法人であり、その病院等に眠っている不要な在庫を売買することが可能になれば、個々の病院等の経営改善や病床機能の転換の際の負担軽減が図れるばかりでなく、社会全体の医薬品使用が効率化され、ひいては医療費の抑制や診療報酬の減点改定にもつながるものと考えられる。したがって、一般の医療法人においても、調剤薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるようにすべきである。	民間企業	厚生労働省	医療法第42条において、医療法人は、その業務範囲として、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務(本来業務)及び定款又は寄附行為の定めるところにより附帯業務を行うことができることとしている。	医療法第42条	現行制度下で対応可能	単なる財産処分的な行為であり、医療法人の業務とはみなし難いため、他の関係法令を満たしていれば、現状においても行うことができる。ただし、医薬品を反復継続的に販売する場合には、医薬品の管理等に関する要件を満たした上で、医薬品の販売業許可を得る必要がある。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290212001	29年2月12日	29年2月23日	29年3月31日	現在、一定である医師の技術料について技能、経験等による評価	現在、初めて勤務する医師も、高度な技術を要する医師であっても技術料が一定となっている。例えば一定の研修体系を設け、その修了者に関してはより技術の高い医師であるとして、技術の高い者には、より高い技術料となるよう見直しはどうか。 結果として、医師のなかでも質を高める競争が生まれ、質の低い医師が淘汰される結果、わが国の医療の質をより高めることができるのではないか。	個人	厚生労働省	診療報酬には、所定の研修の修了や経験年数、経験症例数等の条件を満たした医師の配置を算定に必要な施設基準としている項目や加算があります。	保医発0304第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知) 平成28年3月4日付 保医発0304第2号「特種診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知)	現行制度下で対応可能	現行制度において、診療報酬の算定に必要な施設基準に研修の修了や経験年数、経験症例数等の条件を満たした医師の配置を設定することで、医療の質を診療報酬に反映させております。	
290212002	29年2月12日	29年2月23日	29年3月31日	医師・看護師の労働者派遣について	医師及び看護師については、労働者派遣が一定程度制限されている。医師・看護師の地域偏在が叫ばれるなか、医師・看護師の貴重な技能を各地域でより広く展開していくためには、今以上に多様な柔軟な働き方を認めていくことが必要であると考えられる。 従って、一般労働者同様、労働者派遣による医師・看護師の派遣を広く認めてはどうか。これにより、地域で不足する医師・看護師の国家資源として共有することが可能になるのではないか。	個人	厚生労働省	医療関連業務(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師・准看護師等の業務)は、原則、①紹介予定派遣、②産前産後休業・育児休業・介護休業の代替派遣、③社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、保育所等)で行われる業務への派遣に限って労働者派遣が認められています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条  労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条	対応不可	派遣労働者の決定・変更は派遣元事業主が行うこととなりますが、医療現場においては、派遣先で、派遣労働者間の業務の引き継ぎやチーム医療の醸成が図られないことにより、医療の質や医療安全の確保が担保されず、国民に対する適切な医療提供に影響を及ぼすことが懸念されます。このような医療政策上の配慮から、原則として禁止しているものであり、これを緩和することは適当ではありません。	
290217021	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	海外において検定を受けたステーションの防振製品の国内検定の不要化	【提案の具体的内容】 EN規格に基づくATEX指令で認証を受けた製品など(海外の検定機関で検定を受けた製品)について、相互認証制度など、国内の検定を不要とする制度を構築していただきたい。  【提案理由】 海外の水素スタンドで使用されている防振機器を国内で使用しようとした場合、海外の機関で検定を受けた国内製品と同等の製品であっても、その検定機関が国内の検定機関として登録されていない場合は、改めて国内の検定機関で検定を受けなければ使用できない。平成27年度の規制改革案施行計画に基づき措置された外国の検定機関の登録型検定機関としての登録については、制度は措置されたものの、検定機関自体には日本の登録を受けられるインセンティブがなく(インセンティブがあるのは、輸出入を行う事業者)、登録が進んでいないものと考えられる。IEC規格とは以前から互換性をもった国内防振規格となっており、平成29年1月初旬にはIEC規格に基づいて防振認証を受けた機器類はそのビジネスを国内でも使えるように規制が改正されたところである。 しかし、それ以外の規格(欧州で一般的なATEX等)についても、海外の検定機関で検定を受けた製品(EN規格に基づくATEX指令で認証を受けた製品など)について、相互認証制度など、国内の検定を不要とする制度を構築していただきたい。	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	厚生労働省	防振構造電気機械器具については、労働安全衛生法に基づく型式検定の対象とすること等により、安全性の確保を図っています。 具体的には、防振構造電気機械器具を取り扱う労働者への危険を防止するため、電気機械器具防振構造規格を満たさない防振機器の譲渡、貸与又は設置を禁止するとともに、防振構造電気機械器具を使用するに当たっては、労働安全衛生法に基づく登録型式検定機関による型式検定において、電気機械器具防振構造規格に適合していることについて合格することが必要とされています。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条及び第44条の2 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第13条及び第14条の2 電気機械器具防振構造規格(昭和44年労働省告示第16号)第5条	対応不可	海外の規格に従って海外の機関で認証を受けたものであっても、日本国内において、防振構造電気機械器具を使用する際の安全性を担保する観点からは、日本に輸入した場合には、労働安全衛生法に基づく型式検定により、電気機械器具防振構造規格(昭和44年労働省告示第16号、以下「規格」という。)に適合していることを確認する必要があります。 なお、規格第5条において、規格と関連する国際規格等に基づき製造されたものであって、規格に適合する電気機械器具と同等以上の防振性能を有することが確認されたものは、規格に適合するものとして取り扱うことができることとされており、国際的に標準化された規格であるIEC規格に基づき製造されたもので一定の基準を満たすと確認されたものについては、規格に適合しているものとして取り扱うことができます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290220001	29年2月20日	29年3月8日	29年3月31日	介護福祉士養成施設との担い手不足	現在介護福祉士養成施設(専門学校)では新卒高校生の入学や職業訓練生の希望者が低下している状況で死活問題です。その原因は国家受験やマスコミ報道などによると考えられます。専門学校は厚労省2年生ですが、募集には1年前から公募の準備を行っています。従いまして、募集停止となる3年先まで考えられません。経営上、2年間の養成期間には教員の人員費が必要となります。また、休止後、設置基準に合わせた設備も残ります。国は指定は出しますが休止には責任は取らず、設置者任せです。対策は国家受験の廃止で卒業と同時に国家資格が出来る事に直し、授業内容についても見直して1850時間から削減が必要と考えます。そして、介護のイメージが責任と義務の請負いだけではなく、もっと柔らかくやさしく受け入れられる様子に変えて頂きたいと考えます。介護保険制度が導入され民間企業が参入し、サ高住や有料老人ホームの乱立に市町村が果に意見をしても受け入れられず限の指定を受けて参入しています。社福としてもよりサービスの向上に努めています。利用者や職員が減っているのが現状です。介護保険サービス以外の高齢者に関する支援も含めた総量規制も必要ではないでしょうか？	社会福祉法人神流福祉会	厚生労働省	(前段について) 介護福祉士養成施設卒業者に係る介護福祉士国家資格の取得方法については、平成28年度までは卒業と同時に資格取得が可能となっておりますが、平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入することとなっております。また、介護福祉士の養成カリキュラムについては、介護福祉士に必要となる知識及び技能を身に付けるため、「人間と社会」、「介護」、「心とからだのしくみ」及び「医療的ケア」の4領域からなる1850時間の課程となっております(2年課程の場合)。(後段について) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年4月6日法律第26号)第4条及び第4条の2に基づき、都道府県及び市町村は、当該自治体内の高齢者の居住の安定確保のために、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住宅の供給の目標や施策等を定めた計画(高齢者居住安定確保計画)を策定することが可能となっており、当該計画に基づき、高齢者向け住宅の計画的な供給を図ることができます。	(前段について) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条及び第40条第2項、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4号(後段について) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条、第4条の2	前段: 対応不可 後段: 現行制度下で対応可能	(前段について) 介護福祉士養成施設卒業者に対する介護福祉士資格を取得するための国家試験の合格の義務付けや1850時間の教育課程は、認知症高齢者の増加や医療的ニーズの高まり等による近年の介護ニーズの高度化・多様化に対応できる資質を担保し、質の高い介護サービスの提供ができる人材を養成することを目的としており、介護福祉士の資質と社会的評価の向上の観点から不可欠なものであると考えるところから、ご要望を実現することは困難です。なお、国家試験の義務付けについては、完全実施まで5年間の経過措置期間を設けた上で、漸進的な実施を図ることとしており、養成施設や学生が円滑に対応できるよう配慮しています。(後段について) 平成28年8月の地方分権一括法による改正により、従来の都道府県に加え、市町村が、地域の実情に応じて、高齢者居住安定確保計画を策定できることが法律に明記されました(高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2)。また、平成28年度より、サービス付き高齢者向け住宅整備事業による補助金(国土交通省所管)の要件として、事前に市町村へ意見聴取を行い、立地や医療・介護サービスとの連携等に関して支障がないことを確認する手続きをとることとしており、サービス付き高齢者向け住宅の整備について市町村の施策との整合が図られるようになっています。	
290221001	29年2月21日	29年3月8日	29年6月15日	医療保険者が実施する自由診療での完全遠隔診療(禁煙外来)について	【提案内容】 遠隔診療に関しては、厚生労働省が1997年(平成9年)に達連120032011年に一部改正後、2015年8月10日に医政局長より「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」についてが示された。達連では遠隔診療はあくまで直接の対面診療の補完とされており、一回は対面を行うこととしている。しかしながら、大手企業健保等の医療保険者が疾病予防として保健事業(自由診療)領域で行う遠隔診療事業に関しては、健康増進法及び健康保険法上で医療保険者の責務で行うことから「完全遠隔でも実施可能」と考える。 【経済的・社会的抑制効果】 1.禁煙成功率の観点 禁煙外来では12週間以内に5回通院することが必要であるため、完遂率が約5割だったことに対し、遠隔禁煙外来で通院や待ち時間等がなくなり職場や自宅での受診も可能となり中断リスクが軽減したことによりプログラム完遂率が飛躍的に向上した実績も有する。 2.医療費抑制の観点 10年以上禁煙をした者は禁煙年数5年未満の者と比較すると、医療費18,800円の差が生じる。(※1) また禁煙成功率向上に伴い、残業問題の観点からも残業削減可能となる。 3.市場規模の観点 市場調査会社調べでは、2020年の遠隔診療サービスの市場規模は、2016年比約2.5倍の192億円になると予測している。禁煙外来市場は、遠隔禁煙で受療促進が実現し禁煙挑戦者が1%増加した場合124億円純増となる。【(喫煙者2,000万人)×0.01×(医療費及び薬価合計)≈124億円】 4.健康経営の観点 労働生産性の低下や長期病欠リスクの増加等が懸念されており、健康課題としても、リスク要因別の関連死亡者数では喫煙がトップであり、メンタル不調や認知症罹患の割合も倍増すると言われている。 【賛同医療保険者】 健康経営やデータヘルス推進に積極的な組合も、完全遠隔禁煙外来を実現することにより、加入者の禁煙参加率及び成功率を向上させ、健康寿命延伸実現を目指す。内田洋行健康保険組合、オートバックス健康保険組合、すかいらーくグループ健康保険組合、ディスコ健康保険組合、日本航空健康保険組合、その他、運輸業、不動産業、証券業等 (※1):厚生労働科学研究補助金:職域における効率的な禁煙支援法の開発と普及のための制度に関する研究(2006年度)	株式会社リネージュ	厚生労働省	○ 医師法(昭和23年法律第201号)第20条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。 ○ 遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生労働省健康政策局長通知)において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第20条に抵触するものではない」との基本的な考え方を示しています。 ○ また、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成27年8月10日付け厚生労働省医政局長事務連絡)において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせを行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと」を告示しております。	医師法20条	対応	平成29年3月13日に開催された第10回投資等ワーキング・グループでの議論や規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日規制改革推進会議決定)に基づき規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)を踏まえて、対応してまいります。	
290302001	29年3月2日	29年3月21日	29年5月31日	ホテルにおける常備薬の提供	近年、ホテルにおいて薬事法24条に抵触するとの指摘があったとして提供を断る旨の揭示をし、実際に提供しないホテル・旅館が多くなっている。旅行中に急に体調が悪くなった場合、薬局等がどこにあるかわからなかったり、薬局まで出向くこともできない場合が多く、ホテルから風邪薬などをもらうことができることは大きな助けとなるものである。ホテルにおいて常備薬を宿泊客に提供することが薬事法24条に規定する業に該当するかどうかは議論の余地があると思うが、薬の提供は主たる業として行われるものでないことは明白であり、国民の利便性及び福利を考えれば、少なくとも第2、3種医薬品についてはこれを規制するべきではないのではないか。	個人	厚生労働省	医薬品は、身体生命に直接作用を及ぼすものであり、また、使用方法を誤った場合には、生命を損なうおそれがあるため、薬剤師等の配置や構造設備の基準を満たした薬局や店舗販売業の店舗等で取扱う必要があります。このため、医薬品販売業には許可が必要となっております。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律24条	対応不可	医薬品の販売における安全性を確保するためには、薬剤師等の配置や構造設備の基準を満たした薬局や店舗販売業の店舗等で取扱う必要があり、ご提案の内容を認めることは困難です。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案に関する事項については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290304001	29年3月4日	29年3月21日	29年6月15日	遠隔診療事業の厚生労働省管内における窓口一本化について	<p>遠隔診療に関しては、厚生労働省が1997年(平成9年)に導入し2003,2011年に一部改正後、2015年8月10日に医政局長より「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」についてが示された。医療保険者は、主体的に遠隔診療を活用した保健事業を推進するにあたり、下記の担当窓口に関し合わせ及び確認を行っている。保健事業立案を目指す医療保険者から、組織による見解の相違やタイムラグ解消に向けて窓口の一本化を求める声が多い。</p> <p>▼厚生労働省 医政局 地域医療計画課                      ・保健医療の普及及び向上に関すること。                      ・医療監視員に関すること。                      ・病院等における安全管理に関すること。</p> <p>▼厚生労働省 医政局 研究開発振興課                      ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発に関すること。                      ・保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。                      ・医療技術の評価に関すること。</p> <p>▼厚生労働省 医政局 医事課 企画法令係                      ・医師、歯科医師その他医療関係者に関する事務の総括に関すること。                      ・医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。</p> <p>▼厚生労働省 保険局 医療課                      ・健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び全国健康保険協会又は健康保険組合若しくは国民健康保険の保険者若しくはその連合会の行う福祉事業及び保健事業の医療に関する医療技術上の監督に関すること。                      ・社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び特別審査委員会並びに国民健康保険団体連合会の審査委員会及び国民健康保険法の規定による厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査組織に関すること。</p> <p>▼厚生労働省 保険局 保険課 健康保険組合係                      ・健康保険事業の企画立案に関すること。                      ・船員保険事業の企画立案に関すること。                      ・全国健康保険協会の行う業務に関すること。                      ・健康保険組合及び健康保険組合連合会の行う業務に関すること。                      ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること。                      ・健康保険法第二百一条の規定による報告の徴収及び指示に関すること。</p>	民間企業	厚生労働省	<p>○厚生労働省では遠隔診療に限らず照会の際の窓口(代表)を設置しており、お問い合わせの内容に応じて担当課(者)におつなぎしております。(代表連絡先)03-5253-1111</p> <p>○お問い合わせの内容が複数課にまたがる場合は、担当課(者)同士で調整を行っております。</p>	-	現行制度下で対応可能	<p>○現在、厚生労働省では遠隔診療に限らず照会の際の窓口(代表)を既に設置しており、お問い合わせの内容に応じて担当課(者)におつなぎしております。ご指摘の「組織による見解の相違」について、例えば複数課にまたがる照会の場合には、必要に応じて担当課(者)同士で調整し、回答の際には見解の相違が生じないようにしております。</p> <p>○また、「タイムラグ解消」については、お問い合わせに迅速に対応できるよう努めてまいります。</p>	
当該要望については、平成29年9月20日付で要望者から取下げたい旨の意向があった。												
290305001	29年3月5日	29年3月21日	29年5月31日	遠隔診療の解釈の明確化と関係各所への周知	<p>【テーマ】                      解釈の明確化</p> <p>【具体的内容】                      遠隔診療については2015年8月10日の厚生労働省より事務連絡において解釈が明確化されたものの、本内容について保健所等、医療機関の管轄機関にまで周知徹底が不十分であるため、遠隔診療の実施にあたって、度々保健所からの指導を受けている状況。2015年末の段階では東京23区の保健所から、「遠隔診療の対象患者は本地区に該当者はいない」「初診から遠隔診療を実施することは認められていない」という内容で指導を受けた。このような法的解釈の不確定性は、当社の事業への影響に限らず、遠隔診療の実施者である現場の医療スタッフに混乱を招くものである。「初診から遠隔診療を実施すること」については、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと」とされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。とある通り実施は問題ないことが読み取れるが、本記載の回答内容を保健所等関係機関へ周知を実施いただきたい。</p> <p>(2015年8月10日事務連絡 <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000094452.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000094452.pdf</a>)</p>	ポート株式会社	厚生労働省	<p>○ 医師法(昭和23年法律第201号)第20条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。</p> <p>○ 遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生労働省健康政策局長通知)において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしろ、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第20条に抵触するものではない」との基本的な考え方を示しております。</p> <p>○ また、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成27年8月10日付け厚生労働省医政局長事務連絡)において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」を告示しております。</p>	医師法20条	現行制度下で対応可能	<p>「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成27年8月10日厚生労働省医政局長事務連絡)において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」と示しており、当該事務連絡の内容については、本年3月9日に開催された全国医政関係主管課長会議において、改めて各都道府県に対して周知しております。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
290305002	29年3月5日	29年3月21日	29年5月31日	対面診療、遠隔診療の適切な組み合わせを医師、患者の裁量に	<p>【テーマ】 規制改革の要望</p> <p>【具体的内容】 東京都から厚生労働省への質疑照会における2016年3月18日の回答に、「対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合は、当該診療は「直接の対面診療を補完するものとして」行われておらず、「直接の対面診療と適切に組み合わせられた診療が行われていない」とされ医師法20条違反であることが明確化されているものの、2015年8月10日の事務連絡には、「直接の対面診療と適切に組み合わせられたい場合は、遠隔診療によっても差し支えない」とされている。「適切に組み合わせ」の定義付けは曖昧であり、現場では様々なパターンが想定可能である。対象疾患の重症度や、処方薬の種類によりこれまで遠隔診療の対象とするかは医師の裁量に委ね、医師・患者双方の合意を前提とすれば遠隔診療で診療が完結することを問題視する必要はないのではないかと、また、侵襲性は低いが、一回目の診療で終了する様な治療(化療症の様に1年1回で毎回ほぼ初診として扱われる場合や、郵送検診等)によって診断結果が判断つく様な症状(性感染症、ピロリ菌等)について実施不可となってしまうことは、遠隔診療、セルフメディケーション、医療ICTの推進において大きな障害になってしまふ。より医師の裁量権を拡大し、病態ごと、対象患者ごとに適切な遠隔診療と対面診療の組合せを模索できるよう、規制改革を要望したい。</p> <p>(2016年3月18日回答 <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuui031806.pdf">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuui031806.pdf</a>)</p>	ポート株式会社 厚生労働省	医師法20条	対応	3月13日に開催された第10回投資等ワーキング・グループでの議論や5月23日に取りまとめられた規制改革推進に関する第1次答申を踏まえて、対応してまいります。	◎	
290305003	29年3月5日	29年3月21日	29年5月31日	遠隔診療におけるツールの限定性	<p>【テーマ】 解釈の明確化</p> <p>【具体的内容】 東京都から厚生労働省への質疑照会における2016年3月18日の回答に、「電子メール、ソーシャルネットワークサービス等の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行うものである場合は、同通知中「基本的考え方」における「直接対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報」が得られない。」とされている一方、2015年8月10日の事務連絡には、「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう、したがって、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。」とされている。こちらはまず、遠隔診療においてコミュニケーションを限定することを目指しているのか、という点ともし、そうとした場合に、疾患や処方薬の内容次第では、テレビ電話の使用を必須とするような形での診断ツールの限定を要する必要はないのではないかという規制改革を要望したい。遠隔診療の利用に対して特に需要が高い層として忙しいビジネスパーソンや子育て・介護中の方などが挙げられるが、彼らは医療機関の営業時間内の時間調整が難しい場合も多い。それに対して、対象疾患や処方薬のレベルをある程度限定した上でチャット等テキストのやり取りと画像送信を組合せたコミュニケーションをとることで音声やテレビ画像を録音して送信し合うことは、本人認証が十分な精度で行われることなどの課題に対処すれば、通院継続が難しい患者への医療インフラ向上にもつながるのではないかと考える。通院継続がにくいことが遠隔診療を都市での推進していく一つの要因であったからこそ、この様な実際のコミュニケーションにおける制限を規制改革することを要望したい。</p> <p>(2016年3月18日回答 <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuui031806.pdf">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuui031806.pdf</a>)</p>	ポート株式会社 厚生労働省	医師法20条	対応	3月13日に開催された第10回投資等ワーキング・グループでの議論や5月23日に取りまとめられた規制改革推進に関する第1次答申を踏まえて、対応してまいります。	◎	
290305004	29年3月5日	29年3月21日	29年5月31日	地域医療における遠隔診療を普及させるための診療報酬改定	<p>【テーマ】 診療報酬制度の改定</p> <p>【具体的内容】 地域医療において遠隔診療を推進する場合に大きな課題となるのは患者側のIT機器利用のリテラシーである。弊社は宮崎県日南市、西米良村においては遠隔診療を受けることができるスポットとして公民館等を活用して月に1回程開催しており、そこには訪問看護師を機器操作担当として派遣し、医師は医療機関にいたまま遠隔診療を実施するという形態をとっている。これによって医療資源の少ない地域医療において、本来は往診をしなければいけない、あるいは多少の無理を押しつけて通院していた患者を遠隔で診療することができる様になり、医療提供の効率性の向上とともに、地域全体の健康維持、生産性の向上にも繋がりと実感している。具体的には日南市では、医療機関から患者が診療を受けるスポットまで往復100分以上かかっていた時間を削減し、假に1日10分とした時に10人程、より多くの地域住民の診療をすることが可能になる。さらに、在宅診療においては、地域医療では特に人口分散の影響により、移動に費やす時間的コストは膨大であり、1日あたりの診療数には限界がある。結果として、現状の診療報酬体系でもなお、医療機関経営者視点からすると割に合わず、在宅診療のニーズは地域のクリニックではなく、公的病院が提供している地域も多い。周辺診療所の有無や人口の分散程度に応じた地域に合わせた診療報酬体系を整備することで、これらの地域医療における遠隔診療の普及の一つの壁となっている医療機関側インセンティブの不足を解消していく必要がある。具体的に、遠隔診療に関する事務サポートの評価(看護師の場合はその他医療スタッフの場合等)や、地域事情を踏まえた訪問診療報酬の段階分け(在宅診療患者を遠隔で診療した際の診療報酬費用等)を新たに検討することを要望する。</p>	ポート株式会社 厚生労働省	「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月4日保医発0304第3号)	検討に着手	より質が高く適切な医療の提供に資する遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、エビデンスを収集した上で、平成30年度診療報酬改定に向けて、関係審議会において対応を検討する予定です。	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290305005	29年3月5日	29年3月21日	29年5月31日	新規患者のための初診遠隔診療の診療報酬改定	【テーマ】 診療報酬制度の改定  【具体的内容】 地域医療においては患者の日常生活に寄り添い、潜在的な受診需要をきちんと拾い上げることが、地域医療の発展を促すことにつながるものと考え、現行福岡県西米良村においては地域イベント(体操等)に連動して、イベント終了後に遠隔診療の場を設けている。このような形で初診からの遠隔診療を行うことで早期症状における拾い上げができる様になるとともに、小さな体調変化に伴い遠方の医療機関に通う移動距離、コストの削減という観点からも意義は大きい。現在遠隔診療は初診から実施をした時に保険診療報酬は算定されないため、このような事業については現在すべて、自治体側の負担によって成り立っているのが現状である。今後は地域事情を勘案した上でこのような場合の初診料を算定し、住民の健康維持を遠隔診療と組み合わせることで推進することができる様な改定を検討することを要望する。	ポート株式会社	厚生労働省	診療報酬上、電話等を用いて初診を遠隔診療で行った場合、診療報酬を算定できないこととしています。	「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月4日保医発0304第3号)	検討に着手	より質が高く適切な医療の提供に資する遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、エビデンスを収集した上で、平成30年度診療報酬改定に向けて、関係審議会において対応を検討する予定です。	◎
290315001	29年3月15日	29年3月21日	29年5月31日	新規化学物質の有害性調査の具体的な方法等に関するQ&A(基安化発0317第1号)の見直しについて	労働安全衛生法(以下、安衛法)は新規化学物質を届け出に際し、有害性調査結果の厚生労働省への提出を求めています。平成26年3月17日発出の「新規化学物質の有害性調査の具体的な方法等に関するQ&Aについて(基安化発0317第1号)」は、バイオテクノロジー応用医薬品(以下、バイオ医薬品)の試験方法と提出書類を説明しており、変異原性試験又はがん原性試験成績の提出を求めています。一方、バイオ医薬品の承認申請では、ICH S6 (R1)ガイドライン(平成24年3月23日付 薬査審発 0323 第1号)に準拠して安全性が評価され、その結果が医薬品医療機器総合機構(PMDA)により審査され、厚生労働省により承認されます。本ガイドラインでは変異原性試験及びがん原性試験はバイオ医薬品に対しては不適切とされています。高分子であるバイオ医薬品がDNAや染色体成分に直接作用することによる排除などが理由です。そのためがん原性リスクは公表データ、類薬の情報、標的分子や作用機序の特性、長期毒性試験や臨床試験の結果等、科学的 중요度に基づいて評価することとされています。このように、バイオ医薬品の安全性評価に関する二つの規制の間に矛盾が生じています。ICHガイドラインは医薬品の承認審査の国際調和を目的とし、科学の進歩及び経験を踏まえて検討、制定されており、労働者の安全性確保にも応用可能と考えられます。また、ICHガイドラインが不適切と規定した試験を安衛法のために実施することには科学的根拠がありません。更に欧米各国で化学物質の人体及び環境への影響の最小化を目的に策定された規制(REACH、TSCA等)では、医薬品は審査の対象外である一方、日本では依然として安衛法に基づいた試験が要求されています。以上の状況を踏まえ、安衛法に係る当該Q&Aを改定し、変異原性試験又はがん原性試験成績に代わり、PMDAの審査報告書等(非臨床試験のみ)を提出することを認めていただきたい。本要望は、当該Q&Aの発出前には安衛法に基づく届け出で許容されていたものです。	欧州製薬団体連合会技術委員会非臨床部会 米国研究製薬工業協会技術委員会薬事部会 日本製薬工業協会基礎部会	厚生労働省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の4第1項本文並びに労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第34条の3及び第34条の4に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果(変異原性試験やがん原性試験等の結果)等を厚生労働大臣に届け出なければならないとされています。一方、労働安全衛生法第57条の4第1項第2号並びに労働安全衛生規則第34条の8及び第34条の9の規定に基づき、新規化学物質に関し、既に得られているがん原性がない旨の知見等を示す書面を添えて、厚生労働大臣に提出し、がん原性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたときは、変異原性試験やがん原性試験等の結果の届出は不要とされています。	労働安全衛生法第57条の4第1項第2号 労働安全衛生規則第34条の3、第34条の4、第34条の9	検討を予定	平成26年3月17日付け基安化発0317第1号「新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関するQ&Aについて」を見直し、バイオテクノロジー応用医薬品に関し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施した審議結果報告書中の審査報告書等が、労働安全衛生規則第34条の8及び第34条の9の「がん原性がない旨の知見等を示す書面に該当する場合には、労働安全衛生法第57条の4第1項第2号に基づき新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣への確認の申請において、当該書面を添えて、厚生労働大臣に提出し、がん原性がない旨の確認を受けたときは、労働安全衛生法第57条の4第1項本文に基づく変異原性試験やがん原性試験等の結果の届出は不要である旨を当該通達に明記することを検討します。(平成29年4月から検討を開始し、平成29年度上半期に結論を得る予定)	
290316001	29年3月16日	29年4月10日	29年5月31日	介護付有料老人ホーム開設に当たっての介護保険事業計画における整備予定数の乗数な適用又は廃止	静岡市内に介護付有料老人ホームを開設する際には、市への届出、審査があるが、同市の介護保険事業計画において圏域ごとに定めた年間の介護付有料老人ホームの整備予定数を上回る場合には、開設が認められていない。そこで、(1)事業者の企画案が覆れていれば整備予定数にかかわらず、介護付有料老人ホームの開設を承認してほしい。または、(2)静岡市内において介護付有料老人ホームの整備予定数を定めることを廃止していただきたい。  【具体的支障事例】 新規開設できないことにより、民間事業者の事業拡大が制限され、民間の競争力が阻害されている。整備予定数による総量規制が撤廃されれば、競争原理が働くと、より質の高いサービスを提供できるようになると考える。	民間企業	厚生労働省	+地域密着型特定施設入居者生活介護に係る申請については、介護保険法第78条の2第6項第4号の規定に基づき、当該申請に係る事業所の所在する日常生活圏域における利用定員の総数が、市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、市町村長は、事業者の指定をしないことができることとされています(総量規制)。	介護保険法第78条の2第6項第4号	対応不可	総量規制は、 ①介護保険制度の基本的な考え方として、在宅サービスと施設・居住サービスのバランスのとれた整備を進める方針としていること ②給付費の過剰な増加や保険料の上昇を防ぐことといった趣旨から設けられており、これについて廃止することは困難です。 なお、個別の申請に関して指定を行うか否かについては、市町村において判断されるものとなります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をともに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
290316002	29年3月16日	29年4月10日	29年5月31日	介護付有料老人ホームの「非該当(自立)入居者の退去義務の見直し	入居者が介護認定更新の結果「非該当」となった。静岡市介護保険課に確認したところ、高齢者福祉課と協議の上「非該当」者は特定施設に入居継続は認められないとの回答があった。 介護保険法上のサービスである「特定施設入居者生活介護」契約は当然終了となるが、特定施設に空きがある場合には、有料老人ホーム(老人福祉法)としての入居契約は入居者保護(住み慣れた環境を追われない)の観点から存続すべきである。 【具体的な支障事例】法令等での定めは無いものの、今回の静岡市の見解から、介護付有料老人ホームにおいて、「非該当(自立)」と認定された場合、戻る家がない高齢者にも施設からの退去を求めざるをえない。	民間企業	厚生労働省	介護保険法第8条第21項においては、特定施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるものを介護専用型特定施設と定義付けています。 厚生労働省令で定める者とは、介護保険法施行規則第17条の6において、①入居の際要介護者であって、現に要介護者でないもの、②入居者である要介護者の三親等以内の親族、③特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると都道府県知事等が認める者と規定されています。	介護保険法第8条第21項 介護保険法施行規則第17条の6	現行制度下で対応可能	介護保険法及び介護保険法施行規則では、介護専用型特定施設について、入居者として、入居の際要介護状態であった者であって、現に要介護者でない者についても想定しており、このような場合でも引き続き入居が可能となっています。 なお、介護専用型特定施設以外の特定施設については、要介護者でない者についても入居が可能となっています。	
290322001	29年3月22日	29年4月10日	29年5月31日	あん摩マッサージ指圧師の養成施設に関して	あん摩マッサージ指圧師の視覚障害でない者を対象とした養成施設は昭和39年以降に1件も認められていない。理由は昭和39年に改正されたあん摩マッサージ指圧師、はり師きゆう師等に関する法律第19条で「第十九条 当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうち視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうち視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないうようにするための必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第二条第一項の規定又はその生徒の定員の増加についての同条第三項の承認をしないことができる。」とされているからであり、現在全国に18施設で10都道府県にしかなく、九州中国地方には鹿児島県の1施設だけである。 上記の事柄からあん摩マッサージ指圧師が国家資格である事の社会的認知は低いと思われる、民間資格者が主体等を行っているところである。 あん摩マッサージ指圧師の養成施設の認可が行われることによって、有資格者の増加を期待でき、国民の健康維持に活躍を期待でき社会貢献が出来るものと期待できると思われる。	個人	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」等の関係規定に基づき手続きを行っているところ。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)附則第19条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)第18条	現行制度下で対応可能	あん摩マッサージ指圧師の養成施設の認定については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条第1項により、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難とならないうようにするため必要があると認めるときは不認定とすることができることとされており、養成施設の認定又は定員増加を一瞬に否定しているものではない。また、不認定とする場合には、主務大臣の裁量権の乱用を防ぐため、同条第2項より医道審議会の意見を聴くこととされており、従来よりこれに基づいた手続きを行っているところ。今後も引き続き適正な手続きに努めてまいります。	
290328001	29年3月28日	29年4月10日	29年5月31日	労働安全衛生法上の性能検査、定期自主検査を実施する期間の改正を提案する	エレベーターは月例自主検査に加えて、1トン以上のエレベーターの更新時においては2年に1度の性能検査、0.25トン以上1トン未満のエレベーターにおいては、1年に1回の定期自主検査を実施することとされている。業種、業態により、機器の稼働頻度に大きな差がある。稼働時間(アワーマーター積算)年間1,000~2,000時間の機器がある一方、100時間前後と稼働の少ない機器がある。 故に機器の稼働頻度(アワーマーター積算)500時間程度経過毎時上記検査を実施するよう改正すべきである。 【具体的な支障事例】検査業者による性能検査、定期自主検査を期間で実施することと規定すると稼働の非常に少ない機器に對し、無駄な検査と費用を計上することになる。 また、稼働頻度の多い機器(アワーマーター積算500時間以上)は検査を従来より多く実施することにより、安全の確保が強化されると考えられる。	民間企業	厚生労働省	積載荷重1トン以上のエレベーターについては、一度事故が発生すると重篤な災害をもたらすおそれがあることから、特に危険な作業を必要とする機械等として労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項等に基づき、登録性能検査機関による性能検査を、1年に1回(2回目の性能検査以降は、前回の性能検査の結果により定めた1年未満又は1年を超え2年以内の期間ごと(1回)受けなければならないこととされています。 また、積載荷重0.25トン以上1トン未満のエレベーターについては、性能検査の受検義務はありませんが、労働安全衛生法第45条第1項等に基づき、1年に1回定期自主検査を行うこととされています。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項、第45条第1項 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第6号、第13条第17号 クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第144条、第154条、第159条、第162条	対応不可	エレベーターについては、通常、重量物の運搬作業が頻りに繰り返し行われており、昇降装置や機器内各種装置等を含めて過酷な環境下での使用が前提であることから、特に危険な作業を必要とする機械である積載荷重1トン以上のエレベーターについては性能検査を、積載荷重0.25トン以上1トン未満のエレベーターについては定期自主検査を実施することを義務付け、当該検査や検査結果に基づく修理等の適正な実施により危険箇所を早期に改善し、使用時における安全性を確保しています。 エレベーターの劣化は、稼働時間のみならず、運搬物の荷重、運搬速度、ブレーキの頻度等にも大きく依存し、同じ稼働時間であっても劣化状況は大きく異なり、また、稼働時間に関わらず経年的に劣化する部品もあることから、稼働時間のみを検査頻度の指標とすると、劣化状況を踏まえた適切な時期に検査がされず、使用時に安全性を担保できないおそれがあります。この点、様々な条件で使用されている全てのエレベーターに対して、1年に1回、定期的に検査をすることは、安全性を担保する上で合理的な制度であり、事業者にとっても、全てのエレベーターを同頻度で検査できることは管理上のメリットがあるものと考えます。 また、積載荷重0.25トン以上1トン未満のエレベーターの定期自主検査は、原則として事業者による自主検査(自己確認)であり、自社においてこれを行えばコストは過大にはならないものと考えます。 以上のように、エレベーターの検査制度は、安全性の確保やユーザーの検査コストに十分配慮した制度となっています。 さらに、現行法令では、定期自主検査の場合には、エレベーターを使用するすべての事業者に対して、エレベーターの機体ごとこの検査年月日の記録・保存を義務付けているものの、稼働時間を把握することを義務付けておらず、仮に、稼働時間を検査の要否等の判断に活用するのであれば、新たに、エレベーターの機体ごとの稼働時間の記録・保存を義務付ける等所要の規制の強化が必要となり、逆に事業者の負担となることが懸念されます。 このため、ご提案については、対応が困難です。	